

332.2
M494

加抗戰力調查委員會
昭和十四年度總括資料(三ノIII)

戰時經濟政策篇(III)

秘

滿鐵調查部

支那抗戰力調查委員會
昭和十四年度總括資料

(三ノIII—通貨・金融)

戰時經濟政策篇(III)

滿鐵調查部

332.22

~~312.22~~

M494s



116022

凡 例

一、本報告書は、滿鐵調査部支那抗戦力調査委員會の昭和十四年度に於ける成果を取纏めたものである。

一、本委員會は昭和十四年六月創設以來、年度末(昭和十五年三月)までに二回の中間報告會を開催し、その間數多の個別的報告書を作成した。本報告書は、これ等の個別的報告を基礎にして、これを一つの體系に整理し、暫定的な結論を出したものである。従つて、取纏めの責任は各篇の執筆者にあるが、そこに利用された資料は、執筆者だけのものではなく、委員會參加者全部のものであると云ふことを、特に斷つておく。

一、本報告書は次の五篇十冊よりなる。

- 第一分冊 總 篇 (一)〔支那抗戦力調査の方法論及び總結論〕
- 第二分冊 政 治 篇 (二)〔I〕〔戦時の支那内政〕
- 第三分冊 政 治 篇 (二)〔II〕〔八路军軍及び新四軍〕
- 第四分冊 戦時經濟政策篇 (三)〔I〕〔交通〕
- 第五分冊 戦時經濟政策篇 (三)〔II〕〔商業・貿易〕
- 第六分冊 戦時經濟政策篇 (三)〔III〕〔通貨・金融〕
- 第七分冊 戦時經濟政策篇 (三)〔III〕〔財政〕
- 第八分冊 奥地經濟篇 (四)〔I〕〔農業〕
- 第九分冊 奥地經濟篇 (四)〔II〕〔工礦業〕

第十分冊 外 援 篇 (五)〔列國ノ對支援助〕

一、本分冊は第六分冊・戰時經濟政策篇(三ノIII—通貨・金融)であつて、取纏め責任者は上海事務所調査室、加藤 清である。

一、事變は未だ收束の段階に達せず、支那の抗戰は今日もなほ繼續されつゝある。従つて委員會の任務はこれをもつて終るものではなく、今後も繼續される筈である。本報告書は主題の一部分を果したのみであるが、一應昭和十四年度總括資料として、こゝに印刷に付することにした。尙殘された問題、不充分・未解決の問題についての解明は、いづれ何等かのかたちで達成されるであらう。

昭和十五年七月

支那抗戰力調査委員會

伊 藤 武 雄

戰時經濟政策篇 (III—通貨・金融)

目 次

第一章 法幣價值變動の段階と國府側の對策	一
序 言	
一、第一段階——公定相場維持期	一
二、第二段階——第一次崩落期	三
三、第三段階——第二次崩落期	六
四、第四段階——第三次崩落期	九
五、第五段階——相對的安定期	一〇
六、第六段階——第四次崩落期	二二
結 言	
第二章 通貨・金融より觀たる上海と奥地との關聯	一九
序 言	
一、事變後に於ける上海の金融狀態——上海の投機的性格	二〇
二、國民政府の對上海對策——變遷過程	二八

D	7
420	
24.246	

結 言 三九

第三章 奥地に於けるインフレーション 六四

第四章 奥地に於ける金融機構再編成過程 六四

序 言

一、第一段階——事變勃發より一九三八年三月 六六

二、第二段階——一九三八年四月より一九三九年三月 六九

三、第三段階——一九三九年四月以降 八三

結 言 一〇〇

第五章 重慶政府の物價對策 一〇〇

戰時經濟政策篇(III—通貨・金融)

滿鐵調查部

第一章 法幣價值變動の段階と國府側の對策

支那事變勃發以來、法幣の對外價値の推移につき之を六つの段階に分ち得よう。

崩落段階	期	間	對英相場	對米相場
公定相場維持期	自一九三三・八	三・三	一・二片	二九・二五
第一次崩落期	自一九三三・九	六・四	八・¼	一七・四八
第二次崩落期	自一九三三・九	七・六	六・½	一一・六一
第三次崩落期	自一九三三・九	七・七	五・¾	一〇・五〇
相對的安定期	自一九三三・九	九・七	五・¾	七・五〇
第四次崩落期	自一九三三・九	五・九	四・¼	六・¼
現	一九三三・九	五・二	三・¼	四・二五

(一)

第一期は事變勃發より翌一九三八年三月十三日に至る八箇月間で法幣の公定相場たる一志二片四分の一堅持の實

を示現した。かゝる第一期安定の基本的要因としては當時に於て未だ支那が豊富なる外貨資金を保有して居ること(註一)従て之により逃避資本の外貨買込に對しても充分な防戦賣が出来たのであり、先物爲替の賣止乃至は近賣乗換の取引停止の如き自由かつ、最少限の統制賣込に依て維持し得、又、政府銀行は公定賣相場を以て無制限に賣應じることを目とし、次に政府の爲替市場に對する統制支配が未だ可能であつたこと及び、第一次モラトリアル實施によるデフレ政策施行のかなりの成功が第二の要因として擧げられる。之は周知の如く預金の引出制限と當座貸越の禁止を内容とするものであり、預金封鎖に依つて資本逃避を防止すると共に、之より派生的に招來される金融恐慌阻止をも考慮した對策であつた。もとより、かかるデフレ施行に隨伴する金融梗塞は都鄙を通じて現はれ、その爲に別個の對策が併行され—安全金融補充辦法に依る匯割制度、地方に於ける四行内地割引貸付制度、安定金融辦法自體に伴ふ金融梗塞緩和—それは漸次モラトリアル施行の効果を減殺して行つたが(註二)、兎に角も、法幣價值の維持安定には、かなり大きな力を持ち得ることは否定し得ない。

然し、この約八箇月間の安定の裏面に伏在する次の事實を看過してはならない。即ち、一志二片四分一堅持が國民政府の意思によるよりは、寧ろ、法幣の對外價值變動を喜ばぬ、上海金融資本家(或は上海外國銀行)の意圖に基づくものである(註三)。従つて、この期間に流出した資本の數量は巨額に上り、七月七日、事變勃發より八月十三日戦火の上海波及迄に約七五〇萬磅乃至八百萬磅、即ち一億二千萬圓に達し、更に上海、南京が陥落した際には、一日に二〇萬磅以上に達したと云はれ(註四)、又金融市場よりの報告に依れば、十一月のみで二百萬磅の巨額に上つた(註五)。

これが國民政府の外貨基金減少に大きな拍車を加へた事は、その後の種々の爲替對策が明らかに示してゐる。

註一 事變直前たる一九三七年五月十三日、財政部長の孔祥熙がロンドンに於て公表した數によると、約八億三千萬元(一億二千萬米弗

二千五百萬磅)であり、B・カンの推算では同年七月末に於て約七億四千一百萬元(四千四百萬磅)と云はれ、これら金額自體の正確性は別としても、相當多額の外貨資金を擁してゐることは明らかである。尙、金銀出超額の推移によるもの點は首肯されよう。

年	度	金 出 超 額	銀 出 超 額
—	九	九	五九・三九七
—	九	三	二〇・七四四
—	九	三	一七・九七三
—	九	三	二五・六五六
—	九	三	六・一七三
—	九	三	一・三九三

千海關金單位
千元

備考 中央銀行月報第九卷第三號(民・二十九・三月份)に據る

註二 冀朝鼎「支那戰時經濟的發展」一四五頁

註三 同「前掲書」一四六頁、即ち冀朝鼎は之に關して次の如く述べてゐる。

「資本の流出を防止する事が、戰時財政の樞要なる原理である」と云ふ事實から觀ると、政府が戰爭の開始に於て爲替の管理を拒否した事は當然非難を受くべきであつたらう。しからば何故に政府はかかる政策を採用したか、財政部長孔祥熙は一九三八年十月四日支那經濟會議の席上で、彼は實際に開戦の當初に於ては、資本の流出を避ける爲に爲替管理法を強化せんと思つた、と述べた。しかし乍ら個人銀行家は不思議にも彼の提案に反對し爲替管理の時宜を得た實施を妨げた。而も後になつて爲替管理の必要を無視し得なくなつた時、その同じ銀行家達は、法幣の爲替維持の方法に付て外に銀行家と相談するやう政府に進言したのである。」

註四 千家駒「我國戰時金融政策の再檢討」國民公論第二卷第三號(一九三九年八月)

註五 右同書

(11)

然るに一九三八年三月十四日北支聯合準備銀行の設立を契機として、法幣は第一次崩落過程に入り、爾後一九三九

年六月六日まで大體八片四分の一に轉落した。

これが直接の原因は三月十日の北支聯銀の活動開始と共に、巨額の北方券が上海へ流入、延いて日本側による外貨取付に藉口して、上海の爲替市場狹隘化を企圖した國民政府の對策の結果であつた。即ち政府は聯銀の開業後四日目に三月十四日に至り突如「外國爲替割當辦法」を公布し、外國爲替の賣買は今後、漢口の中央銀行又は香港に於ける辦事所を通じて行ひ、爲替賣渡し申請は毎週一回受理し、且申請し得る爲替は市場に於てカバーを採り得ないところの實需に基く爲替賣のカバーに限るとなし、十七日より之を實施した。

かくて、それ迄比較的自由に賣却されてゐた爲替が割當制となり、而もその割當額が申請額の一部に過ぎず茲に法幣の價值は從來の公定レートその他市中レートを生じ、それは爲替割當額の漸次的縮小に比例して急速度の崩落を示現するに至つた(註)。殊に右の爲替政策はそれ自體、種々の矛盾を内包して居り、就中支那最大の爲替市場たる上海を事實上抛棄したことが、一般民衆に與へた不安は決定的のものであり、運用方針に於て申請者に著しく不公平なると共に、(フィナンス・コンマース誌の數字によれば割當額の巨額に上つたのは支那側銀行よりも寧ろ外國銀行である)實需か否かの區別は實際上不可能であり、窮極において貿易統制の未完整による爲替管理の間隙は之を如何ともなし得なかつた。

註 實施後、第一週目は、九十萬磅の五割約四十五萬磅を許可、第二週は三割の六萬磅、かくて第一箇月に於ける許可總額は二百十萬磅(約三千五百萬元)五月―六月迄は一割強に減少、九月には二%、以後は一%以下となつた(冀朝鼎「前掲書」)

總て、政府はかゝる政策に對し八回に亘る増補訂正の追加法令を出し、特に四月中旬に至つて主として外銀筋の要請に依り、上海にも爲替辦事所を設けることとした。

一方政府は漸次喪失され行く外貨を補填する意味から、當然右の爲替政策實施と併行して種々の輸出爲替集中策を講じ、まづ六月中旬及び七月に「貨物輸出及輸出爲替賣渡辦法」と「爲替を賣却すべき輸出貨物種類及びその辦法」を公布し、二十四種類の輸出貨物(全支總輸出價額の百分の六十を占む。一九三九年一月より十三種となる)を指定した。しかし既に主たる貿易港は日本の占領下であり、殊に右の措置は輸入統制を隨伴せず、且統制外にある租界内の暗市場の存在に對して殆んど効果を期し得ないことは明らかである(註)。尙この間、一九三九年一月・三月に、關稅、鹽稅擔保外債の元利支拂停止を斷行せざるを得ない事態に立至つたことは周知の如くである。

註 千家駒もこの點を指摘し「淪陷區域には我行政權は及ばず、殊に上海に於ては全く實行不可能なることは云ふ迄もなく、又公定相場と闇相場の差額が甚しく大であり、更に輸出貨物の國際價格は低落の傾向にあるに反して、支那に於ては交通運輸困難にして勢ひ輸出價格の高騰を免れず、爲に輸出商はかゝる政府の爲替管理に多く傍觀的態度を持した」(國民公論、第二卷第三號、千家駒「前掲論文」二〇四頁)

吾々はこの一箇年餘に亘る第一次崩落期に於て法幣價值の上に表はれた變質を看過してはならない。即ち第一はこの過程に於て政府が飽く迄堅持してゐる一志二片四分の一の公定相場の外に、市中相場が生じ、而も支那側が闇相場とまで稱してゐる。それが實質上の法幣基準相場となり、公定相場は全く、ノミナルなものに轉化されてしまつたことである。蓋し「吾が統制權の及ばざる支那大金融中心地に於て外國爲替統制實施に對する支那政府の無能力と闇市場の有力者としての外國銀行の存在を以てしては闇相場が優位を占むる事は不可避となる」(註)であらう。

第二の變質としては、國民政府が始めて闇相場の支持に乗出したことと、爲替操作の實權が漸次、國府の手を離れて英國の掌中に移行して行つたことである。即ち一九三八年八月十六日以降兎に角も八片四分の一臺を維持し得た裏面に、國府側の人工的維持が大きな犠牲の下になされた事は看過し得ない事實である。殊に「一九三八年十月の漢

口、廣東陷落の際、相場に大變動を來さんとした爲、政府銀行は一千萬元に相當する外貨を闇市場に賣つたのである」(註二)従つて、従前、闇相場を極力否認して來た國民政府が、一九三八年八月以降始めて之が維持を積極化し、公定相場と闇相場二つの相場を維持せざるを得ない窮境に陥り、この間拂つた犠牲は蓋し莫大なものがあつたと云はれてゐる(註三)。かゝる現状にあつて當然一九三九年に入ると共に政府の在外資金減少は激成され更に輸出不振と對蹠的に入超傾向は顯著となつて來た。茲に至つて逆に三月九日、英支合作による一千萬磅の爲替安定資金の設置を見、闇相場の實質的操作は全く英國側香上及び麥加利兩行に委ねらるゝこととなり、法幣續落を悦ばぬ英國にしてみれば、寧ろ自らの利益の爲に之が積極的支援に乘出したのである。

註一、二 冀朝鼎「前掲書」一五四頁・一五六頁

註三 陳暉「對外貿易統制と法幣」(國民公論、第二卷・第三號)

(三)

然るに、その後間もない六月七日に至り突如、香上銀行が安定資金による外貨賣中止を公表すると同時に爲替市場は再び混亂に陥り、法幣は六片臺に低落、七月十七日迄續いた。即ち法幣第二次の崩落である。之が直接的契機をなしたものは、上海を含めての全支貿易の老大な入超に基く安定資金の著減であり(註二)、他は法幣不安による資本逃避の旺盛に基くものである。

又當時支那の爲に残された最有力の貿易據點であつた汕頭が六月中旬陥落し、それが經濟上に及ぼした影響(殊に多數の華僑を輩出せる汕頭の喪失が海外華僑に與へる心理的影響)は大きかつた。

茲に於て英國側及び國民政府としては再び爲替金融の兩面から對策を講じ、香上銀行は一應六月半を安定點として市場に於ける統制賣を再開する一方、國府側は六月十九日に、七月末期限到來の復興・金融兩公債元利支持停止の聲明をなし消極的に法幣の増加を抑止すると共に、更に六月二十二日に至り、二つの主要辦法を公布した。即ちその一

は上海のみを對象とする第二次預金支拂制限であり、之によつて先の第一次モラトリアム實施以後の上海に於ける巨額の預金を封鎖し、激化する資本逃避を防止し、平衡資金の擁護を劃すると同時に、上海資金の奧地導入の強制的促進をも併せて眼目とした。その二は、對日本工作を樞軸とした「新戰時金融財政辦法」であり、日本側の法幣入手及び物資蒐集を防止し、又、入手法幣と外貨との兌換を制限する方法をとつた。その内容を摘記すると次の如し。

- (一) 西南及び西北各省の金融綱を完成すると共に各省地方金融機構を督促して分支行處を設置せしめ以て金融の流通に利すべし。
- (二) 遊資を吸収し生産事業を促進せしむる爲に貯蓄を獎勵すべし。
- (三) 華僑送金辦法を改善して華僑の國內送金を獎勵する方策を講じ、外國爲替の充實を期すべし。
- (四) 戰區内省地方金融機關に對し、一元券及び補助券發行の權限を附與し、以て法幣の發行を節制し法幣が日本の手に渡る事を防止すべし。
- (五) 戰區内にある資源の日本側に利用されることを防止し、又外貨準備を増大すると共に支那軍民の糧食を充足するため戰區内の生産物は地方金融機關及び外商をして買付けをなさしむ。
- (六) 國內金銀準備を増大するため金銀収集を加強し、金銀鑛の開發を行ふ。
- (七) 經濟金融調整のため、必要なる經濟金融機關を戰區内に設立すべし。
- (八) 外交手段を講じて日本側の各種紙幣の流通及び外國爲替奪取を防止すべし。

他方國民政府の爲替政策も劃期的轉換が試みられた。即ち前述の如く法幣價值維持のために積極的に輸出爲替集中策を採つたが、これが全面的失敗に鑑み、一轉して寧ろ消極的に貿易尻を改善し、法幣を維持せんとする立場から一聯

の輸入禁止乃至統制辦法が講ぜられた。七月二日財政部は輸入品目一八種二三四稅番に上る廣汎な輸入制限を主眼とする「非常時期輸入禁止辦法」四箇條を公布し、凡そ抗戰建國及び日常生活に必須のもの以外は總て輸入を禁止し、これによつて年約二億三千萬元の爲替支出(六千八百萬米弗千三百萬ポンド)を減少せんとした(註二)。同時に財政部は「輸出爲替買入差額支拂辦法」三箇條及び七月四日「外貨購買申請辦法」六箇條を公布實施し、こゝにおいて従前の爲替政策は根本的に調整され、殊に看過すべからざるは主要貿易の國營化と新なる爲替レート^(註三)の創出である。即ち支那主要輸出品たる桐油、茶、豚毛及び鑛物の四種は「現物による外債償還並に外貨蓄積の主たる對象である」(註三)との理由の下に政府の直營となり、更に七月二日以後従來の公定相場と市中相場との乖離に因る矛盾を克服せんとする見地から中國・交通の揭示相場を對英七片と定め、二行を経由する爲替賣却、輸入爲替取組に際し、輸出業者に對してはこの兩相場の差額を法幣を以て交付し、一方輸入業者に對してこの差額を平衡費として法幣で拂込ませ、以て輸出振興・輸入抑制による貿易調整を企圖したのである。

以上の如き種々の對策も一途類勢を辿る法幣價值維持のための姑息な一時の彌縫策たるに過ぎず、殊に第二次モラトリアムが嘗ての誓約を破棄しての強制實施であり(註四)、又その緩和辦法として上海銀錢業公會の要請を許容した同會預金二千二百萬元の現金引出(八週に分つて)及び新匯割制度の實施は、「預金引出制限の效力を全く相殺してしまつた。故に數週後遊資は再び増加し投機は旺盛となつた。」(註五)

註一 昨年五月迄の上半期上海貿易に於ける入超は八百四十七萬七千磅、全支のそれは一千二百七十一萬三千磅の巨額に達する。

註二 「財政評論」第三卷第一期、趙蘭坪「我國戰時金融與其政策」

註三 同「前掲書」

註四 Finance and Commerce, June 28th, p. 532

「一九三七年匯割制が初めて導入されて現金による預金引出が制限された當時、支那政府は將來の預金に關してはかかる制限を附せず自由たるべきを極めて決定的に誓約した。

平衡資金の永久性に對する信念の喪失と他方に於て自己の誓約を破棄した政府に對する不安全感の拍頭を前にして一體國府はそもそも何物であるか」

註五 千家駒「支那側より見た今日上海の經濟地位」(國民公論、第三卷第七號)

(四)

右の當然の歸結として七月十五日、香上銀行は爲替先物の賣止をなし、引續き十八日には現物を賣止めるの餘儀なきに至り、法幣は第三次の崩落に突入した。即ち停止と同時に相場は六片十六分九より五片へ、更に二十日には五片臺を割り、先物相場は二片臺をさへ現出するに至つた。これが直接の基因は支那側の宣傳する如く投機業者の策動によるものであり、また日本側の外貨奪取を阻害するための意識的工作であるとしても、ヨリ根本的には法幣自體の内包する脆弱性がもはや人爲的工作を以てしては如何ともなし得ず、英支側で之を放棄したことは蔽ふべくもない事實である。(註)即ち凡ゆる對策によるも入超趨勢は激化の一途を辿るのみであり、又種々の工作に拘らず奥地より上海への資金流入は阻止し得ず激増に激増を重ね、それが匯割の割引制による現金化と相俟つて上海過剩遊資四十億を造成し延いて外貨逃避に拍車を加へた。このことは明かに奥地インフレーションの上海波及である。茲に國府は再び國內送金額制限と手数料引上げ(上海向は百元につき四十元)、内地向送金の獎勵、金銀紙幣その他貨物の輸送取締強化等を實施すると共に更に國內送金爲替の機構を統一化し、これが取締を強化せんがために八月一日「國內爲替管理委員會」を創設した。然し法幣が唯一の頼みとする安定資金委員會をしてすらその機能を停止せざるを得ない事態に處して、かかる彌縫對策の効果なきは既に數次の經驗が明示してゐる。かくて法幣は全く思惑人氣によつて浮動し、ルーマ^(註)は

ルーミーを生み、特に奥地における法幣インフレ激化が一般に呼ばれるに至り、國府は突如四政府銀行法幣發行額二十六億四千萬圓といふ假構の數字を發表せざるの止むなきに至つた。それにも拘らず上海においては法幣放棄論が擡頭し工部局通貨創設案、香港弗流用案或は新貿易通貨設定説等種々の新通貨工作案が英支側において畫策されたことは周知の如くである。

註 冀朝鼎「前掲書」に依れば「英國がこの政策の維持にこれ以上援助をしようとする好意を示さないで、支那はこの經費を要する外交上のデエスチューアを放棄するに決した。」尙詳細は第二章を参照

(五)

然るに九月に入つて歐洲戰亂の勃發は法幣の上に新局面展開の一契機を與へた。崩落の一途を辿りつつあつた法幣は再び頭をもち上げ、若干の浮動はあるにしても大體四片臺に安定した。これが原因としては次の如きものが挙げられる。

即ち歐洲戰亂によるポンド不安と抗戰國就中英領植民地における爲替管理、香港における所得稅増徴、外貨賣買の禁止等のために香港、海峽植民地、マニラ方面より巨額の逃避資本が安全を求めて上海に還流し來つたことを主要原因とし、更に歐洲戰亂による輸出増大への期待から物資が一變して最有利の投機對象となり、上海投機筋が従前の爲替市場から一齊に物資投機に目標を轉じたことが爲替を好轉せしめた一の材料となつた。更に最近における貿易尻の好轉が挙げられる(註)。國府が如何なる對策を以てしても果し得なかつた輸入抑制・輸出促進を偶發的とは謂へ歐洲戰亂が果してくれたとも謂ひ得よう。抗戰諸國の輸出制限により齎らされた輸入減少は船腹不足と相俟つて九月以降の入超額を激減せしめ、とに角消極的ではあるが、法幣レート強化の要因となつたことは否定し得ない。其の他國際情勢不透明に基く外貨買の抑制もあり、結局、崩落の一途を辿るべき法幣が歐洲戰亂勃發と云ふ偶然的・他動的要因に依つて一時阻止されたのである。法幣自體が内包する脆弱性、更に支那全經濟の持つ弱さがかゝる一時的要因に何時迄

も耐へ得ないことは明らかである。

註 試みに一九三九年六月以降の上海の入超を示せば次の如し(單位 千磅)

六月	三、三三七	十月	二九四
七月	二、六一八	十一月	(十二)二七八
八月	三、〇七八	十二月	五二六
九月	二、九三四		

一方、國府は以上の如き事態に處して、十一月一日「外貨定期貯蓄預金辦法」三箇條を公布し、上海に巨額に浮動し一部は手仕舞ひとなつて爲替強調の材料となつてゐる外貨資金を、著しく高い利潤を約束することにより(註二)、外銀流入への阻止を計る一方、之を重慶政府の支配下に吸收利用せんが爲に、四政府銀行及び政府の特許せる民間銀行をして、外貨定期預金を取扱はせることとした。既に上海華商財界に對する政府の統制支配が全く衰へた今日、斯かる對策が幾何の効果を收めたかは自ら明らかであらう。

然し此の第二次暴落以後に於ける國府側の通貨金融對策の、ヨリ大きな特質は次の點に存する。即ち從來の法幣の對外價值維持よりは、その對内價值維持策に主力が注がれ、又金融機構の面に於ては、その統制強化と積極的なる中央集權化である。之に關して蔣介石が一九三九年八月、國民政府官吏と國民黨中央執行委員會との共同會議席上で述べた次の言葉は這間の消息をよく明示してゐる。「過去に於て、吾々が上海爲替市場でなせることは吾國民を何等益しなかつた。寧ろ、日本及びその傀儡政府の財政力伸長を助長したに過ぎない。若し吾々が政策を變換しないならばそれは單に、吾々の抗戰力を消耗するのみか、吾々の存在をすら危くする何物かを敵の手に渡すことゝなるであらう。」(註三)何れにせよかゝる政策の大轉換をせざるの餘儀なきに至らしめた原因が、奥地のインフレにある事は云ふ迄も

ない。第一の法幣對内價值維持政策として、種々の物價對策が全面的に採られた。これについては後述する。第二の金融機構の強化と中央集權化は九月八日に發布された「鞏固金融辦法綱要」並に「戰時健全中央金融機構辦法綱要」の中に示されてゐる。即ち一は西南支金融網の擴充強化であり、他は、従前稍もすれば步調の揃はなかつた政府系四銀行を打つて一丸とする「四行辦事總處」を設立し、蔣介石を委員長とし、云はば四銀行をして、蔣の獨裁的統制の下に戰時金融政策を遂行せしめんとしたものである。(註三)然し表面的には、機構の中央集權化の可能であらうとも、究極に於て既に破局に瀕せる法幣準備制度の糊塗策に過ぎず、他面蔣の獨裁的統制強化は、更にその内容を悪化せしめてゆくこととなるであらう。

註一 此の辦法に規定された外貨定期預金利率は次の如し。

二年据置四歩、三年間五歩、四年六歩、五年七歩

尤も法幣預金を外貨定期預金に振替へた場合は稍悪く三年据置二歩、四年二歩半、五年三歩

註二 一九三九年八月二十三日附漢口、ヘラルド紙、重慶版、冀朝鼎「前掲書」

註三 此の點に付ては、詳細に後述するであらう。

(六)

かくして本年五月に入るや法幣は再び第四次暴落に突入した。五月二日突如、滙豐、麥加利銀行は統制賣止をなし、従来の統制賣値四片八分の一(六弗三二分の一)から三片四分の一(四弗一六分の一)に引下げられ、爾後三片壹四弗壹を上下し、四月末に比し約二割以上の暴落である。

かかる暴落の基因が輿地インフレの上海波及、從つて法幣不安から換物、投機活動の旺盛による事は屢述の如くであるが、直接的契機を與へる原因につき、若干考察してみると次の如し。

(一) 入超の激增

昨年十月以降比較的好轉しつゝあつた上海貿易の入超尻が本年二月以降再び悪化し、第一四半期の入超額は約四、五一四千磅となつた(註一)。更に之を同期に於ける全支貿易の入超について見れば、實に前年度入超額の殆んど二倍に近き千六百九十萬磅に上るのである(註二)。この間にあつて法幣不安よりの外貨買の殺到、スペキュレーターの活動は激化し上海に於て四月以降一箇月間の外物賣は、多き日二〇萬磅少きも五千磅に達し、一日平均七、八萬磅、五月一日の如きは約三〇萬磅を示し、かくて平衡資金が著減して行つた事は多言する迄もない(註三)。

(一) かゝる事態に對して四月卅日上海居住米國人の團體(Shanghai American Information Service)が、米國ハル國務長官宛に「法幣擁護の爲の米支借款設定(Currency Stabilization Loan to China)を電請した文中に英支爲替平衡資金殘額は僅か百二十萬磅にして、毎週四十萬磅位宛消耗しつゝある旨を述べ、爲替平衡資金の缺乏を暴露し此の消息が一般に傳はるや、法幣不安に拍車を加へた。嘗ては法幣擁護資金の要請と云ふ一言が直ちに法幣強材料として影響したに反し、今次の場合には全く逆の現象を露呈した所に、法幣の根本的脆弱性を濃厚に反映してゐる。

註一 本年度第一四半期上海貿易入超額(單位千磅)

一月	二二、五〇九	三月	二、九一九、四〇三
二月	一、五七二、九五二	計	四、五一三、八六三
備考 換算レート	一月 四片%	二月	四片%
	三月 四片%		

註二 本年度第一四半期全支貿易

全支輸入額	二四、二一九、一九二
全支輸出額	七、三〇〇、六四一
入超額	一六、九一八、五四四

然し此の入超額の中には當然、日本等の如く、圓決済に依るものも含まれてゐるが故に、一應かゝる種類のものを除去して、純粹に支那の在外正貨をマイナスにするものを次の方法で推定してみやう。但し北支の場合はその大部分が日本よりの物資と見做し、第三國よりの輸入も法幣に強く依存するを見る。

(A) 各國よりの輸入比率

日本より	二六・二四	佛領印度支那	八・六三
米 國	二〇・六〇	廣 東	六・二六
關領印度より	六・〇〇	獨 逸	二・九二
英領印度	四・六六	オーストリア	二・三四
シヤム	三・八六	その他	一一・二七
香 港	三・三七	計	一〇〇・〇〇

右の内日本よりのものは圓決済、廣東、香港は法幣決済に依るものとして、之等が總輸入額に占むる%は三五%八七、従つて法幣の外貨資金喪失となる純輸入額は約一五、五〇〇千磅となる。次に輸出を見る

(B) 各國への輸出比率

香 港 へ	一三・九九	英領印度へ	七・九四
米 國	二二・〇四	英 國	七・一四
日 本 へ	五・六九	マ カ ラ	二・四九
佛領印度支那	三・四九	シヤム	一一・三二
廣 東	三・二〇	關領印度	二・〇六
フランス	三・一三	獨 逸	〇・二七
その他	一三・二五	計	一〇〇・〇〇

右の中、日本、廣東への輸出が總輸出額に占むる%は、八%八九、(香港への輸出は大部分が對米輸出と云はれる點より—Finance & Commerce May lat 一を—應外貨獲得と見做す)従つて外貨獲得となる純輸出額は、約六、六四四千磅となる。かゝる計算に依つても尙、差引純入超額は八百八十五萬六千磅の巨額に達し(同様の方法で昨年同期は四、七八九千磅)かゝる稀有の比率を以て輸入

超過が増大して行くとせばこの超過を決済すべき外貨は果して何處から来るのであらうか(Finance & Commerce, May lat p.395) 註三 爲替平衡資金の激減に關して英人側の見解を見てみよう、「平衡資金は本年一月に於て(主として香港よりの還流資金により)七百萬磅あつた。然るに過去三箇月間に、法幣價值維持の爲に、五百萬磅以上を費消し然もこの間何等の補填はなされてゐない。かゝる平衡資金を極度に費消せしめた原因は、上海貿易の逆調と市場思惑筋の法幣に對する大きなスペキュレーションである。即ち三箇月前に於ては七百萬磅の資金を以て六月の newly 出期迄の入超額を充分にカバーし得ると考へたと同時に五百萬磅を賣出し代りに約三億元の法幣を取得し以て市場を緊縮せしめ、スペキュレーションを押へんとした。この目的は全く失敗に歸した。輸入は益々激増し輸出は豫期に反し少く且市場は引締る所か却つてスペキュレーションは旺盛となつた。」(The China Weekly Review, lat. May p.388)

今次の暴落に直面して上海市場は極度の混亂に陥つた。通貨不安から醸成されたスペキュレーターの換物人氣は激化の一途を辿り、それは又物價暴騰を誘致した。一方、第三次モラトリアム施行のルーマーが一般に流布され、マーチヤント筋が華商銀行より引出した預金は八億乃至九億元と云はれ、『五月十日附上海毎日新聞』茲に至つて、上海華商銀行は遂に五月九日、手持資金の涸渴をおそれて當座貸越禁止の自衛策に出たのである。

然し重慶當局としては未だ何等の對策をも講じてゐない。この場合、對策を講ずべきか否かは單なる通貨金融等の技術的處置より遙かに深い所に問題が伏在する。即ちそれは上海經濟を重慶の負擔に於て維持すべきか否かであり、窮局に於て奥地に於ける政治の動き、國共のヘゲモニーの問題に歸せざるを得ず、之については後述するであらうとは云へ、少くとも數次に亘る法幣暴落の要因がその悪性インフレに基底を置く限り、而して奥地と上海が今後も依然として法幣を通じて關聯をもつ限り、如何なる一時的糊塗對策も法幣の續落を阻止し得ないことは贅言を要する迄もない。ファイナンス・アンド・コンマース誌に云へる次の言葉は這間の消息を明示してゐる。「重慶は間斷なく上海に法幣を流入させてゐると云ふ事を忘れてはならぬ。重慶政府がこの紙幣増發を萬能と考へるならば安定資金の發動など又何おかせんやである。」(註)

今次の暴落に關するロンドン銀行筋の見解も、「法幣の暴落は必然の歸結と見做し」「若し法幣の之以上の増發は幣制及び爲替維持の努力を全く破壊するのみである」としてゐる。(五月三日、ルーター、ロンドン發電)

結 語

以上、要するに今次事變に於ける國民政府の戰時經濟政策は通貨金融政策を樞軸とするものであり、全く法幣價值維持の基本線に沿つて遂行された。蓋し蔣政權の國家統一に對し、重要な支柱をなしたものが一九三五年の幣制改革に於ける成功であり、又現在支那の凡ゆる經濟機構の核心をなし、更に直接國民經濟活動の上に最強力に反映し關聯してゐるものであり、従つて幣制乃至は金融政策の確保或は崩壞は直ちに蔣政權の生死を扼する鑰であることからして當然であらう。而して之等の諸政策を貫串するものは、統制の強化と機關の政府化と通じてのデフレ政策強化、低レートに依る貿易調整でありそれは現象的には奧地と上海を中心とする陥落地區との關聯切斷の姿をとつた。しかしかゝる過程に於て凡ゆる矛盾が生起され、就中上海の如き特殊區域の存在はそこが依然として支那金融の中心地たるが爲に、種々の矛盾を生じたが、かゝる矛盾が漸次表面化し尖鋭化すると共に、之等矛盾克服の爲に餘儀なく採擇した諸政策は國府の豫期した方向とは漸次乖離して行き、曾つての組織的、計畫的對策(註)は一時的彌縫的政策への轉化を不可避ならしめた。このことは同時に又従前の上海經濟依存政策の漸次的放棄をも意味する。武漢、廣東陥落迄は、上海民族資本乃至第三國資本の恣意に動かされ乍らも、兎も角もそれらの支援に依つて、比較的順調に推移したに反し、武漢、廣東の陥落を契機として、國府と上海經濟との關聯は稀薄化したのみならず、従前の凡ゆる無理と矛盾が漸次前面に押し出され、重慶抗戰經濟に對し、寧ろマイナスの負擔のみを加重して行く上海經濟の羈絆から自己を離脱させざる限り、今後の抗戰體制は根本的動搖を免れず、従つてこれ以後凡ての通貨金融政策が漸次「反上海」の

方向を辿るの餘儀なきに至つたのである。

次に、之を金融機構の中央集權化と云ふ觀點から見ると一エポックを畫した事は看過し得ない。嘗て一九三五年度の經濟恐慌の際に企圖したこの計畫が、兎も角事變の推移と共に、好むと好まざるに不拘、此の方向に向はしめ政府系四行を含めてヨリ強力な形の下に形成され、同時に嘗ての金融機構の面に於ける半植民地的買辦的性格を脱却せんとする方向を辿りつゝあると云ひ得やう。

註 事實武漢陥落迄の通貨金融政策は南京政府時代に豫め用意された政策の延長であり、その實施であつた。

即ち蔣政權は、既に昭和十一年の春頃より對日戰爭を豫想し、その場合に處する諸般の研究を進め「國民政府戰時財政工作綱要」なるものを作成し、それに基づいて對策を考究してゐた。その内容は次の如くである。

金融問題

(一) 通貨

甲 舊制硬貨及地金銀

(イ) 現有國內硬貨數量の調査及び安全保守方法

(ロ) 硬貨及地金銀の臨時處置或は轉賣の準備

(ハ) 地金銀を國有にする可否及び國有にするとせば如何なる手段を採るべきやの研究

乙 國內及外國銀行、會社に保管せられたる私人及び團體の地金徵用の可否及びその方法

丙 紙幣

(イ) 事變勃發後の法幣使用の可否及び別に軍用庫券を發行すべきや。

(ロ) 若し法幣を繼續使用するとせば準備割合を四・六割に維持するの是否得失

(ハ) 若し軍用庫券を發行するとせば如何なる準備を要するや、而して軍用庫券の準備金と法幣との關係を如何に規定するや

(ニ) 法幣或は軍用庫券の購買力を如何にして維持せしむるや

(三) 爲替

(イ) 對外爲替を如何に管理し資金逃避を防止すべきや

- (ロ) 國民の外國銀行に對する爲替買の取締辦法發布、及び外國政府に對し、之が協力を要求する具體案
- (ハ) 治外法權を有する外國銀行に對する外國爲替買取締辦法の有無
- (ニ) 爲替安定を物々交換にて行ふ辦法
- (3) 金融機關
 - (イ) 預金引出を如何に制限するや
 - (ロ) 預金貸出の外國銀行紙幣を如何にして徵用代收すべきや
 - (ハ) 如何にして資金を全面的に運用し、國家需要及び市場維持に對處すべきや
 - (ニ) 各市各省の銀錢業者を如何にして各自聯合せしめ、政府、商會、同等公會と聯合呼應せしむべきや
 以上に基づき用意された金融政策は次の如くであつた。
 - (1) 現銀の徵用對策—民間所有の現銀は約十億元と推算し、之を徵用する方法としては次の如き對策を用意してゐる。
 - (イ) 現銀と法幣との兌換に付ては、割戻を百分の三より二十乃至三十に引上げること
 - (ロ) 領用券の期間を延長すると共に、この採算を一層銀行側に有利ならしめ、各銀行をしてなるべく、現銀を提供せしむること
 - (2) 安全保守方法及び臨時處置
 - (イ) 南昌、重慶、洛陽等に堅牢なる地下金庫を設け、地金銀、硬貨、未發行紙幣を分散保有すること
 - (ロ) 民間銀行をして直接營業に必要とする現銀、其他を奥地の安全地帯に分散移送せしむること
 - (ハ) 一部現金を國外に搬出し、之を保證預け又は預金とすること
 - (ニ) 急迫せる場合は現銀等を上海の外國銀行へ一時保管すること
 - (3) 地金の徵用
 - (イ) 金を國有として貨幣準備を充實する爲に金國有令を發布し、資金の逃避を防止すると共に民間保有の金を徵發すること
 - (ロ) 内外銀行にある人民の外貨預金を徵發すること
 - (4) 紙幣
 - (イ) 國內紙幣印刷機械、材料の全部買上
 - (ロ) 外國との紙幣印刷契約期限の延長及新契約の締結
 - (ハ) 重慶に中央印刷局を設置すること

- (三) 商工業の需要に應ずる爲、全國を若干區に分つて商工貸付機關を設立しこの機關に鈔票を發行せしむること
- (5) 爲替
 - (イ) 一般人民及び内外銀行の外國爲替買を制限すること
 - (ロ) 國家銀行は極力、外國爲替を購入し、一面外國爲替の統制を強化することに依り對外購買力の集結に努むること
 - (ハ) 在外正貨を擔保とし外國又は外國銀行とクレディット設立の交渉を行ふこと
 - (ニ) 國有銀の一部を買却して外國通貨とし在外正貨を増加しておくこと
 - (ホ) 政府は外國商社と交渉し物品を以てするパートナー契約を締結すること
 - (ヘ) 國際市場性を有する土産商品を政府の手に購入し、之を政府が直接海外市場に賣却して在外正貨を蓄積すること
 - (ト) 貿易管理を漸行すること
- (6) 金融機關
 - (イ) 開戦と同時にモラトリアムを布き、預金の引出を制限すること
 - (ロ) 保證小切手の流通辦法を制定すること
 以上の如く蔣政權は事變前に於て既に充分の計畫と準備を整へてゐる。

(東亞同文會編、「新支那現勢要覽」八三六頁以下、參照) 今村忠男「支那新通貨工作論」四五三—八頁

第二章 通貨・金融より觀たる上海と奥地との關係

序 言

今日、上海が支那抗戰力體制に於て占むる經濟的地位は極めて複雑であり、云はゞ半陷落、半獨立の都市である。即ち、一面に於て重慶側の政治的經濟的拘束から脱離してゐると共に、他面租界の所在に依つて、日本側に依る支配も亦完全ではない。換言すれば、一種の特殊地區乃至は「孤島」として獨自の經濟的活動を營んでゐる。

吾々は以下に於て、先づ事變後に於ける上海金融狀態を概觀し、その「孤島の畸形的繁榮」なるものを若干分析し、

次に國府側の上海對策の推移を通じて奥地と上海との通貨金融の關聯を見ることとする。

一 事變後に於ける上海の金融狀態—上海の投機的性格

戰前支那金融の中樞として、殊に幣制改革後に於て、公債政策或は政府への貸上を通じ、國民政府と緊密に抱合する事に依つて、急速の發展をなした上海財閥は事變の勃發、國民政府の内移に不拘、何等衰微する事なくして寧ろ「孤島の繁榮」を謳歌した。之が原因としては次の事が云へやう。

民族資本の絶好の逃避地として、各種の條件を具備した上海租界の存在に依り、各地の資本は戰禍の擴大に比例して續々と上海に流入し、又避難民の殺到(事變前約二百萬の人口は一九三九年約五百萬に上る)はそれだけ多くの資金を齎した。殊に、一九三八年北支聯銀の設立、武漢、廣東の陥落、或は天津租界の封鎖等に依り資本の上海還流は巨額に達し、「二十七年春より二十八年夏迄の一年半に於ける各行の資金増加の速度と量は、實に嘗て見ない程の急激なものであつた」(註一)而して事變後、各地分支行處の上海移轉のみでも一六〇餘行と云はれる(註二)。

註一 吳承禧「戰時上海銀行業之動向及其出路」財政評論第三卷第二期

註二 中外商業年報、民國二十八年版、「戰時金融政策及其偉績」六八頁

之等の資金は事變當初に於て、外國銀行を通じて逃避傾向を示したが、大部分は當座預金として預入された。詳細な統計を缺く爲にその全貌を知り得ないが、代表的な銀行の預金内容に就て見るに、一九三七年度に於ては、當座預金増、定期預金減の傾向を示し、更に一九三八年に至つては當座預金の増加率が従來に比して極めて顯著となつた。之に注目すべきは當座預金の増加率が定期預金の減少率よりも、遙かに大きい結果、預金全體としては一九三八年中、相當の増加を示してゐることである。

第一表 上海銀行預金の趨勢

(單位千元)

	一九三八年	一九三七年	一九三六年
中南銀行	一〇四、三四一	九四、四七七	九四、七五八
上海銀行	七三、二六七	三六、六四九	三四、四七四
浙江興業銀行	三一、〇七四	三七、八二八	四〇、二八四
國華銀行	一〇二、一七三	九四、五七二	一一四、六四八
浙江實業銀行	七三、一九四	五一、九〇八	七〇、七二一
中華銀行	二八、九七九	四二、六六四	四三、九二七
中國銀行	六〇、〇五二	三六、三六三	五五、七二二
中孚銀行	七三、一九四	五一、九〇八	七〇、七二一
中國墾業銀行	二一、〇九九	二七、〇七七	二九、三七〇
定期	四一、二一九	三三、八一〇	三八、〇一七
當座	三五、八一八	二五、九一二	三〇、八五八
定期	五、四〇一	七、八九八	七、一五九
當座	四五、〇四四	三六、六一〇	三七、六二七
定期	三三、五〇六	二四、四八七	二六、〇二七
當座	一一、五三八	一一、一二三	一一、六〇〇
定期	二〇、七〇一	二〇、六二七	一八、九四六
當座	一一、二五六	一〇、三六〇	七、三三三
定期	九、四四五	一〇、二七六	一一、六一三
當座	一四、三一一	一一、三九四	一一、〇二五
定期	一三、一九四	一〇、二一〇	一〇、六四五
當座	一、一一七	一、一八四	一、三八〇

備考 盛慕傑「戰時支那銀行業」財政評論、第三卷第一期

右の預金の増勢に反して、貸付は一般に減少を示した。蓋し戦争に依り生産組織が破壊され、又一般企業の活動が停滞したが爲である(註一)。かくて「金融機關に於ては資金の適當な投資路を見出し得ぬのみか、利息の負擔さへ困難となり且これらの資金の大半は當座預金であるため比較的長期の合理的投資を行ふことが出来なかつた」(註二)

第二表 銀行貸付の趨勢 (單位千元)

	一九三八年	一九三七年	一九三六年
中南銀行	六七、五七五	六七、八六五	七五、三一四
上海銀行	五五、三七六	七〇、二二三	九六、〇一八
浙江興業	三五、八七六	三八、七三一	三九、六四二
國華銀行	二四、九〇二	二二、五三三	二二、八八〇
中孚銀行	一三、二四五	一三、五〇七	一四、四九三
浙江實業	三七、〇一〇	三五、六五二	三六、二三五
中國墾業	一一、八八一	一一、〇三三	一三、六〇六

備考 前掲書

註一 「工業投資は戦前、虹口、閘北、滬西、南市及び浦東が主であつたが事變によつて之等の大半は破壊された。戦後、蘇州河以南及び西區、越界築路一帯の小工業が雨後の筍の如く勃興し來つたが、之等小工業は規模極めて小さく、多量の遊資を容るゝに足らず且大部分は各地より避難し來つた富豪の設立に係り銀行資本は不必要であつた。又、西南投資の奨励も、實際には極めて微々たるものであつた」(朱博泉「戦時上海銀行業的動向及其出路」財政評論、第三卷第二期)

註二 千家駒「支那側より觀たる今日上海の經濟地位」國民公論、第三卷第七號

以上見た如く、急激なる預金増貸付減に依つて運用の途を杜絶された資金は結局投機に振向けられ、その對象となつたものは主として次のものである。

(1) 外國爲替の賣買

(2) 貨物の買占或は貨物擔保の貸付

(3) 黄金の賣買

(4) 上海外國商社の株券或は南洋ゴム株

(5) 公債の闇市場賣買

(6) 地産への投資

4 之等の投機活動は凡て法幣價值へ影響を齎し爲替相場の下落、物價騰貴へ拍車を加へ、それは更に換物人氣を助長し思惑買占の盛行を招來した。かゝる投機思惑に依つて構成された上海の特殊景氣は全く「國府側にとつて、極めて大きな害こそなれ、何等の利益を齎すものではなかつた」(註)

以下、上海の投機風潮と畸形的繁榮を如實に反映してゐる各種の指標を掲げてみよう。

註 千家駒「前掲論文」

(一) 上海に於ける手形交換高

手形交換高は大體に於て信用通貨の高的標準と見られる。信用通貨の膨脹は物價騰貴に拍車をかけ、この拍車をかけられた物價騰貴を客觀化し確定化する爲に結局、紙幣流通を膨脹せしめるのである。

上海の手形交換數量は、投機熱の亢進と共に巨額に達した。即ち戦前の一曰交換高の最高は一九三六年の二千一百餘萬元であつたに對し、一九三九年九月のそれは既に二千一百餘萬元、更に十二月には一日三千二百餘萬元に達した。上海の投機を基調とした所謂畸形的繁榮は、かゝる面に最も如實に反映されてゐる。殊に一九三九年以降、法幣手形の分野が激増し、一九三九年法幣手形の交換總額に占むる割合は一六・七四%、滙劃手形は八三・二六%であつ

たものが、十二月には逆轉し、法幣手形八〇・二二%、匯割手形一九・七九%を示すに至つた。このことは一面上海に於ける法幣インフレを露呈すると共に、インフレを基調とした法幣不安から換物、投機活動旺盛となつた結果と云へる。以下之等を數字の上で見ると次の如し。

(一) 上海銀錢業手形交換額

年	法幣手形		匯割手形	
	總額	毎日平均	總額	毎日平均
一九三五年	一八七,七五九	五,六九七	一八,八二四	六,二〇三
一九三六年	三,七四〇,四九二	三,六二五	三,四四三,八二六	七,五五五
一九三七年	三,九五九,七四〇	一〇,九八三	二,六六二,八八五	八,八八八
一九三八年	九,三三〇,五六六	三,一九四	一,三三三,一九〇	四,二二三
一九三九年	四,八三三,四三二		五,八七五,九五三	
				毎日平均合計
				一一,八九九
				二〇,一七〇
				一九,八三二
				七,三三二

(二) 法幣手形と匯割手形の割合 (單位 千元)

上海銀錢業手形交換總額 (單位 千元)

年	法幣	匯割	比	率	總額
一九三九年	一五七,七五五	一六,七四〇	七,五九六	八,三二六	九二,三七四
一九三九年	七,四四六	一九七	七,〇四五	八〇元	八四,八七三
一九三九年	二五,八六〇	三七二	八,五六三	七六元	一〇八,一一三
一九三九年	二七,一〇八	二六六	七,〇〇四	七三二	九六,一一三
一九三九年	三〇,〇五〇	二六六	八四,一〇一	七三二	一四七,五五五
一九三九年	二,六六六	二四〇元	八,四〇九	七五九	一〇三,四三二

註 四月は二十七日までの分

(三) 上海金價の變動 (一九三七年七月一〇〇 單位元)

年	月	最高	最低	平均	指數
一九三七年	七月	一八〇,八七三	一三三	一三三	一〇一
一九三七年	八月	三〇〇,〇五五	一四〇	一四〇	一〇〇
一九三七年	九月	四九,四五三	一三九	一三九	九八
一九三七年	十月	五二,五六三	一三九	一三九	九八
一九三七年	十一月	五二,一七六	一三九	一三九	九八
一九三七年	十二月	七九,五七六	一三九	一三九	九八
一九四〇年	一月	八二,二八八	一三九	一三九	九八
一九四〇年	二月	九〇,三三八	一三九	一三九	九八
一九四〇年	三月	九〇,九七〇	一三九	一三九	九八
一九四〇年	四月	一〇〇,七九六	一三九	一三九	九八

年	月	最高	最低	平均	指數
一九三七年	七月	一七三	一三三	一三三	一〇一
一九三七年	八月	一四七	一四〇	一四〇	一〇〇
一九三七年	九月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三七年	十月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三七年	十一月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三七年	十二月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	一月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	二月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	三月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	四月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	五月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	六月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	七月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	八月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	九月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	十月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	十一月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三八年	十二月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三九年	一月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三九年	二月	一四七	一三九	一三九	九八
一九三九年	三月	一四七	一三九	一三九	九八

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六月	九月	十二月	六月	九月	十二月	六月	九月	十二月	六月
二七〇〇	四一七〇	四一六二	二〇九三	三〇八〇	三九二五	二〇九七	三〇八〇	四〇〇三	二〇七

備考「中央銀行月報」(一九四〇年三月分) 中外經濟年報、一九四〇年版、一三六頁

(四) 上海公債市價の變動

上海内債の公開市場は「八・一三」事變の發生以來上海證券交易所が停業した爲に中止の餘儀なきに至つた。然るに元來上海の銀錢業者は手持の公債を賣買する事に依つて、重要な資金調節手段としてゐるのである。従つて證券交易所の停業は大きな打撃であつた。茲に於て國府側の上海撤退後、「茗談會」の名の下に公債闇市場が出現し公債投機の活動は極めて旺盛となつた。その市價變動狀況は次表の如し。

年	統 甲		統 乙		統 丙		統 丁		統 戊	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一九三五年	九二〇	七四〇	九二〇	六二〇	八二〇	七〇〇	八二〇	六〇〇	八二〇	六〇〇
一九三六年	九二〇	六三〇	九二〇	六二〇	七二〇	五九〇	八二〇	五九〇	七〇〇	五九〇
一九三七年	八二〇	四〇〇	八二〇	四〇〇	八二〇	五七〇	八二〇	五七〇	八二〇	五七〇
一九三八年	五〇〇	五〇〇	五〇〇	四七〇	五〇〇	四六〇	五〇〇	四六〇	五〇〇	四六〇
一九三九年	六五〇	四六〇	六五〇	四一〇	五〇〇	四七〇	五〇〇	四七〇	五〇〇	四六〇

(六) 上海の地産交易額 (單位元)

一九三六年 一一、八二一、〇〇〇
 一九三七年 四、三四六、九四〇

一九三八年 一〇、二六六、六六六
 一九三九年 四二、六六四、六三三
 備考 銀行週報一三三號「上海地産成交統計」に據る

(七) 外國株式又は南洋ゴム株への投資

歐洲戰後入超減少と南洋華僑資金の大量流入、香港マニラ方面よりの逃避は外貨の供給を増加し爲替市場の安定化に大きな役割をなした。従つて、爲替市場に於ては何等の利潤も求め得ない状態となり、茲に外國株券及び貨物が投資の新目標となつた。「特に株券には旺んに投資され、衆業公所(外商の證券株券取引所)の門前は市をなす有様で、消息によれば、一日に六七十萬株の取引が行はれると云はれ、此中の大部分は支那人の資本である。衆業公所の一九三八年十二月末の一週間と一九三九年十二月十四日を終とする前一週間の取引數とを比較すれば次の如くである」(註)

種類	一九三八年十二月末	一九三九年十二月十四日	増	加
普通株	一、一〇一、二〇〇元	一四、三九六、〇〇〇元	一三、一九三、八〇〇元	
ゴム株	三〇、四〇〇	七、三三三、〇〇〇	七、二〇二、六〇〇	
債券	六二、四〇〇	五三八、三〇〇	四七五、九〇〇	

更に、衆業公所作成に係る株券價格の指數につき一九三九年一月五日と同年十二月十六日の數字を比較せば次の状態である。

種類	一九三九年一月五日	一九三九年十二月十六日	増	加
普通株	一三三・九五	二〇七・一八	七三・二三	
ゴム株	一三八・六九	二九五・一四	一五六・四五	

註 千家駒「前掲論文」
 かくて、上海の銀行は投機により莫大なる利益を擧げた。殊に一九三八年度に於て投機の主要對象たる爲替が比較

的安定してゐるが爲に、投機より生ずる利益は餘り大きくはなかつたが、一九三九年に入つて形勢は一變した。六月、七月外貨賣停止以後爲替相場の急激なる變動に依つて齎らされた投機利益は莫大な額に上り「各銀行錢莊いづれも十數年來の記録的盛況を告げ、中國通商銀行、浙江興業銀行の如きは純益が前年の十二萬元程度から三百萬元に激増し、その他四行儲蓄會、浙江實業銀行、上海銀行、東萊銀行、等も均しく前年の十倍、事變前の四―五倍にも達する百數十萬元の純益を収めた」(註)

自一九三六年―至一九三八年年度銀行の純益 (單位千元)

	一九三八年	一九三七年	一九三六年
中南銀行	五一八	四二二	九二六
上海商業儲蓄銀行	一五九	六五	四一六
浙江興業銀行	一二二	二一	四〇〇
國華銀行	一四六	(一) 二八七	四四五
四行儲蓄會	四四六	七二七	九五二
浙江實業銀行	二五五	二六〇	四二二
中孚銀行	一三三	九〇	二二六
中國銀行	九二	三六	一九三

備考 盛嘉傑「前掲論文」

註 二月六日附中華日報、

二 國民政府の對上海對策——變遷過程

以上の如く投機と思惑に依つて構成された畸形的繁榮を謳歌しつつある上海に對して、國民側で如何なる對策を

とつたかは前述の如くであるが、一應之を要約してみよう。

國府の對上海工作が終始一貫デフレ政策を以て臨んだことは云ふ迄もない。然もそれは、客觀的情勢の推移と共に漸次、強化に強化を重ねて行つた(註二)。またこれを時期的に觀た場合、一九三九年七月の第三次情勢の暴落を境として極めて大きな轉換がなされた事を看過してはならない。換言するならば、それ迄は寧ろ、上海財閥或は上海を中心とする第三國資本の恣意に動かされ、之に追隨した形であつた。蓋し戦前に於て國民黨の唯一の經濟政策擔當者は漸次財閥の中心とする上海金融資本であり、國民黨を盛り上げたこれら財閥の雄厚なる資本力を無視しては、今後の抗戰經濟に大きな支障を來すと同時に、上海で援蔣國たる英國の權益所在地であると云ふ點からも、之等に追隨せざるを得なかつた。

かくて、一つの統制辦法の後には常に、之が緩和辦法を隨伴し結局さきの統制辦法の効果を相殺してしまつたのである(註三)。一九三八年以降に於ける上海爲替相場の維持で國民側にとつて如何に大きな犠牲を與へたかは既に指摘した如くである。又上海資本を西南支開發に導入せんとする國府側の凡ゆる努力も結果に於ては次の如きものであつた。即ち戦後に於て各銀行の分支行、辦事處の上海に移行したものは一五七行(分行五四、支行三五、辦事處六七、總行一)に上り(註三)、之に對して一九三九年末迄に、本店を上海に有する民間銀行の西南支分支行處設立數は政府系四銀は別として次の如く眞に微々たるものであつた。

- 浙江興業——重慶支行、長沙支行、昆明分理處
- 上海銀行——重慶分行、成都分行、貴陽辦事處、昆明分行、桂林分行
- 中國國貨——香港分行、長沙分行、重慶分行

金城銀行——昆明分行、蒙自辦事處
 中南銀行——重慶支行
 四行儲蓄金——重慶分會
 中國實業——重慶分行
 新華信託——昆明分行、重慶分行
 國華銀行——香港分行
 鹽業銀行——重慶分行
 江蘇銀行——重慶分行
 大陸銀行——重慶分行
 中國通商銀行——重慶分行
 四明銀行——重慶分行

計 二十三行處

分行	一七
支行	三
分理處	一
辦事處	二

即ち僅か二十三行處に過ぎず且これ等の分支行を設立した銀行は大部分、孔祥熙・錢永銘・宋子文等政府要人を董事長とするが、嘗て西南への農村投資に従事した銀行に限られてゐる(註四)。又資金の奥地導入も實際には僅かに過ぎず、却つて奥地より上海への資本逃避が莫大に上つたことは諸々の支那經濟家が指摘する如くである。

更に上海に於ける爲替相場は、重慶側が之を闇相場と稱してゐるに不拘、現實には法幣の基準相場となり、所謂一志二片半の公定相場を不斷に支配すると共に、之を全くノミナルものに轉化してしまひ、しかもそれは「法幣への一般的信用へ悪影響を及ぼす」(註五)のみか「全中國の金融機構を動搖せしめ甚しきに至つては中國抗戰を困難に陥れる」(註六)ものであつた。

かくて一九三九年六月・七月の第二次・第三次法幣の暴落を契機として、重慶側の輿論は上海放棄に向ひ「上海の繁榮は完全に消費經濟的繁榮であり、もはや上海の繁榮は中國の抗戰經濟に對し無益なるのみならず、却つて、有害になりつゝあり、—上海の繁榮に依つて利益を得たるものは日本側及び没落的民族資本家と投機者に外ならず、民族的自覺ある資本家は直ちに上海繁榮を停止せよ、……更に政府の『壯士斷臂的勇氣』を以て中國抗戰に有害なる上海の繁榮を毀滅せよ」と呼號せしむるに至つた。(註七)

茲に於て、一時は上海に於ける外國爲替の全面的賣止めさへもが考慮されたのみならず、當時香港でひらかれた英支共同の金融會議では、現在の法幣とは別に貿易通貨としての機能のみをもつ新法幣を發行せしめる案が審議された。また當時に於ける蔣介石の次の言葉も、這間の消息を有力に物語つてゐる。「過去に於て吾々が上海爲替市場に於てなせる事は吾國民を何等益しなかつた。むしろ、日本及びその傀儡政府の財政力伸長を助けたに過ぎない。若し吾々が政策を變更しないならば、それは單に吾々の抗戰力を消耗する許りか、吾々の存在をすら危くする何物かを敵の手に渡すことゝならう。」(漢口、ヘラルド紙、重慶版、一九三九年八月二十三日附)而して「抗戰の客觀的必要は先づ上海資本と袂別して、別個の金融中心を形成することを要求し、この必要のためには上海を犠牲にすることを決意せしめた」(註八)

かくして、一九三九年六月以降の重慶側の上海工作は、この意圖を多分に反映し、六月二十二日上海のみを対象とした「第二次モラトリアム」同じく、「財政金融政策綱要」八箇條の制定となり、従来上海を主たる対象とした通貨金融工作は一變して奥地金融対策となり、即ち「西南支金融網擴充計畫」「鞏固金融辦法綱要」「戰事健全中央金融機辦法」「縣銀行法」等の對策に端的に示されてゐる。一方上海銀錢業公會を以て代表される上海金融資本はその本來的性格たる鞏固なギルド組織に依つて之に對處し、自己防衛手段として新匯割制を制定すると共に、六月三十日迄の錢業準備庫に有せる滙到預金殘額二千二百萬元を5%の割引を以て分割現金化した。

以上の事態は窮局に於て抗日政權の政治的意欲と民族資本の營利的意欲との相剋と見るべきであらう。

註一 この過程を示す辦法を例記すると次の如くである。

- (1) 一九三七年八月十三日「非常時安定金融辦法」(第一モラトリアム)
- (2) 之に對する緩和辦法として「非常時期安定金融補充辦法」「小額預金者便宜辦法」等
- (3) 紙幣の持込並に國內爲替の制限
- (4) 一九三八年三月二十六日「法幣輸送取締令」(五〇〇元迄)
- (5) 一九三九年二月一〇〇元迄
- (6) 一九三九年五月一五〇元迄
- (7) 國內送金も、一九三八年九月迄は五百元、一九三八年十月「滙滙款辦法」に依り百元迄、且手数料百元に付四元、一九三九年八月、百元に付四十元
- (8) 之に反し上海より奥地向送金は一律に千元に付一元
- (9) 一九三九年六月「預金引出制限令」(第二次モラトリアム)之に對する緩和辦法として「新匯割制」其の他
- (10) 一九三九年度以降の領券辦法の停止
- (11) 一九三九年一月、公債利子支拂地の變更、同一月三十一日を以て期日とする統一公債の第六期元利は凡て重慶に於て支拂ふ。然し之は上海の公債債權人の反對に依り財政部は改めて「在滙分期支拂辦法」を議す

(7) 一九三九年十一月二十三日、「上海工業製品の奥地流入禁止令」

註二 千家駒「我國戰時金融政策之再檢討」國民公論第二卷第三號

註三 王海波「八一三後我國銀行業概述」金融導報第二卷第三期

註四 即ち、一九三五年、交通・金城・上海・四省農民(中國農民)・浙江興業の五銀行は「中華農業合作貸款銀團」を組織し、その後、華信託銀行も之に加入し、陝西省その他奥地への組織的農村投資に従事しかなりの好成績を上げた。

註五 冀朝鼎「前掲書」

註六 史亦聞「抗戰經濟に對する上海繁榮の影響」財政評論第二卷

註七 右「同書」

註八 冀朝鼎「前掲書」

結

言

以上述べた如く武漢陥落を轉機として、孤島化された上海の畸形的繁榮は國府側の抗戰經濟に對して寧ろ大きなマイナスの負擔を加重した。この事は通貨金融の面に於て特に激しかった。

國府の内移不拘、上海が依然として金融の中心地なるが故に、そこに於ける闇相場の發生は直ちに奥地の法幣を支配し、法幣對外價值の基準相場として、公立相場場をノミナルなものに轉化せしめる。従つて國府側としては前述せる如く、大きな犠牲に於て闇相場の安定維持を講じたが、統制の外にある上海に於て且輸出物資の搬出を日本側によつて抑制されてゐる現在、入超のみを激化せしめたに過ぎなかつた。しかもこれ等の入超が、法幣の負擔に於て即ち支那の爲替資金に依つて賄はれる事に依つて、その犠牲は倍加されて行く。法幣對外價值の暴落は必然的に輸入物資の價格を上騰せしめ、それは同時に國內一般商品に波及して行く。

また奥地に對する物資供給地としての上海の經濟地位を絶対に輕視し得ない(註一)。従つて此の場合「依然として上

海の物價が奥地の物價を支配して行くのである」(註二)。これに關して中國棉業公司の聶光池の言を引用しよう。「試みに綿絲二十番手一俵の賣値を上海と奥地に於て比較してみると實に驚くべきものがある。上海現在賣値(譯者註、一九三九年四月)三百九十五元のものが昆明では七百元前後、重慶では八百六十元、萬縣では九百五十元に達してゐる。この内、上海から昆明に至る迄の運賃は税金の損害を加へると、二百十九元前後で、生産費三百九十五元として計六百十五元、昆明での賣値七百元から差引くと八十五元利益となる」(註三)。しかも奥地の需要は極めて旺盛と云はれる。上海が奥地への物資供給地として存続する限り、上海の物價騰貴はそれだけより大きな規模に於て奥地の物價騰貴に拍車を加へ、法幣の對内價值下落を激成せしめる。

一方奥地よりは商品代金として、或は逃避資金として不斷に上海市場に資金を流入し來り、かくして集積された過剩の遊資は再び大部分投機的に運用され、爲替暴落、物價昂騰を誘致し、法幣の對内外價值下落を招來する。それは又相互循環的に奥地の法幣に反映されて行く。

金融機構の面に於ては上海が被占領地區内に存在しながらも、租界の介在することに依つて、且同じく法幣の存続する事に依つて、依然奥地と密接な關聯を保持してゐる。一もとより國府側の西南支導入には極めて消極的態度をとつてゐるが。

従つて、重慶側としては對上海工作を繞つて今や深刻なるデレンマに逢着してゐると云はざるを得ない。闇相場の維持を停止して上海市場を放棄した場合、法幣の價值暴落は必要であり當然奥地に波及する。同時に上海の事實上の放棄は、英米を樞軸とする第三國よりの支援を少くとも期待し得ないこととなる懼れが多分に存する。これ等は國府として最も恐れるところである。殊に新中央政府の成立した現在かゝる方向へは向ひ得ない。この場合結局法幣とは

別個に、新貿易通貨を造らざるを得ないが、結果は何等前者と異らない。と云つて現行の政策を今後も採る限り重慶側の負擔は倍增するのみであり、抗戰經濟を根底から動搖せしむる事となる。

こゝに上海闇相場を維持すべきや否やに關し賛否兩論が對立したが、大勢としては後者が壓倒的の如く見られる。これ等の見解を若干見てみよう。

一、劉大鈞は法幣爲替相場は絶対に動搖免れずとして「直接爲替相場の影響を受くるものは只輸出入商人と爲替銀行のみ。然るに物價は國民全體に影響する……いかに全力を以ても爲替相場の安定は不可能であり、それよりは全力を用ひて物價を統制すべし、物價がよく安定せば法幣の對内價值も安定す」(註四)。朱通九もこの見解に立ち、「法幣對外價值は種々の外在的原因が多く、吾々は之を統制し得ず。法幣の對内價值のみは政府が嚴重に物價統制をせば之を安定し得るし、その統制主權も吾々の手に在り他人の手を借りる必要なし、従つて法幣の對内價值を安定せしめてその對外價值を安定せしむべし」(註五)。

二、闇相場の維持は絶対に廢すべきであるが、種々の大きな問題を提起する。従つて先づそれ等の對策を講ずべしとして、劉振東は「華僑の送金は多く香港と上海とを經由して來る。故に政府は先づ華僑の多數居住する所に中國銀行分行を設立すべし等々」厲德寅も亦闇相場維持を放棄した場合、遊撃區内の法幣の運命は極めて重大であるとして之が對策としては結局「政府の外交及び政治、軍事工作の如何にある」と述べてゐる(註六)。更に、翼朝鼎は「占領地域の入超に依つて未占領地域の外に爲替資源の流出を阻止する唯一の方法は、未占領地域を上海爲替市場から切離し、支那に二つの外國爲替市場を創造する事である。奥地に於ける爲替市場は、外國の支配から離脱する主なる利益を享けるであらう。かゝる市場の設立は支那政府による自主的財政々策追求の絶對的先決條件である」と述べて

ゐる(註七)

次に吾々は、現在西北建設委員会の指導的メンバーとして活躍してゐる千家駒の上海對策意見を要約してみやう。上海は一面後方の政治的制約から脱離し、他面日本側による支配も亦完全でない「孤島」である。ある點に於ては民族經濟と尙若干の聯繫をもつ様に見えるが別の面に於ては完全に民族經濟から逸脱してゐる。

この上海を根本的に放棄せよと云ふ觀念は不當であるが、但し

一、上海の金融界或は商工業に對し不本意な彌縫策を講ずることは反對である。

イ 手術資金を犠牲に供してまで上海の爲替市場の安定を維持する必要はない。

ロ 商工業に對する投資にせよその性質の如何、原料産地の如何を考へることなく普遍的に資金融通の便利を與へる必要は絶對にない。

何等の原則なく上海金融界或は産業界を支持することは徒にその畸形的繁榮を助長するのみで、これは支那民族經濟に何等の益を齎さぬのみか却つて損失を與へる。

二、上海の過剰遊資の處置法

單なる資金が問題ではない。即ち資金のみが上海から奥地へ移動するならば更に奥地物價は高騰し、經濟建設は困難となる。今日後方で需要してゐるものは生産的資材即ち機器、工廠建物、原料、勞働力であり、上海遊資は此種物資の形態を以て奥地に輸送せられてこそ奥地の抗戰にとつて有利となる。

三、上海の工業政策

全部的に陥落區貨物の奥地輸入を禁止する事は不可能である。支那人の經營する工廠でも、それが如何なる性質の

ものを生産してゐるかを一應注意して見分けねばならぬ。不必要品又は奢侈品ならば完全に禁止すべきである。

或はその奥地輸入を制限すべきであり、又工業原料を國外に求め、或は陥落區の被統制物品を使用するものならば、政府は此種工業部門に對し援助又は獎勵を加へる必要はない。

四 上海金融に對する政策

抗戰以來既に二年を關すが政府は未だ金融重心を戰時首都たる重慶に移し得ない、これは支那戰時金融の一つの病態である。

① 闇市場相場の安定を計つたことは大きな失策である。

② 上海各支那側銀行の預金は單に法幣の拂戻制限を行ふだけでは絶對不可であり、まして毎週五百元の拂戻額は餘りに寛大を失する。上海の支那側銀行に集中された數十億元の預金に對し、その一部を借用し、或は公債發行の形式を以て之を使用し、戰後分期償還するも何等差支へない。

五、最後に上海商工業界及び金融界の支那側に對する向心力を維持するため最も重要且有效なことは、支那側の抗戰形勢を日々抗戰の前途へ發展せしめる事である。若し支那の抗戰形勢が好轉し、軍事的に樂觀せられ、政治的にも進歩し、國際形勢も支那側に有利となれば、上海の資本家は日本側に走らぬであらう。

これに反し抗戰の前途に妥協と投降の危機か胎まれ、國內の政治局面が刻々破壊と分散の危険を展開する様なことがあれば、抗戰に對する信仰を欠き、從來より民族觀念に乏しい資産家階級が眞先に抗戰陣營より脱離し、敵に投降する事は明白である。

故に抗戰に對しては飽く迄これを貫徹し、政治に對しては進歩を求め、一致團結して邁進する事は最後の勝利を獲

得すると共に吾人が上海孤島の人心を繋ぎうる主要な条件でもある」(註八)

要するに以上の諸見解は、種々の矛盾を内包したものであり、然らざれば現實を無視した理想案とも云へる。しかしこれ等の意見を呼號せしむるに至つた根底に横はるものは、政治の上に於けるチレンマ、即ち國共問題を繞つての大きな矛盾であらう。結局かゝる問題が何等止揚されず今後も依然として存続し動搖して行く限り、凡ゆる經濟の面に矛盾が生起されるのは不可避のことであり、上海經濟を繞つての重慶側のチレンマはその最も大きな現はれである。

註一 上海工業界の最高機關たる中華工業總聯合會が財政部に電請したところに依れば、一九三八年九月より三九年九月に至る一箇年間に上海に於ける各廠より直接奥地に移出した貨物の金額は次の如し。

- 一、綿布、棉糸 一五〇、〇〇〇千元
- 二、藥品、醫藥器械、衛生材料 一一、六〇〇
- 三、橡膠製品 一四、一七〇
- 四、電木、帆布、電話材料 三、〇〇〇
- 五、衛生衣、行疹、褲襠 四、〇〇〇
- 六、鹽、法瓶 三、五〇〇
- 計 一八六、二七〇

備考 「銀行週報」第二三卷第三二號

註二 張一凡、「上海の物價騰貴とその對策」五月一日附申報

註三 同右

註四 劉大鈞「統制物價問題」財政評論、第二卷第四期

註五 朱通九「論穩定匯票と穩定物價」 同

註六 厲德寅「隔離外匯黑市之建議」 同

註七 冀朝鼎「前掲書」

註八 千家駒「支那側より觀たる上海經濟地位」國民公論第三卷第七號

第三章 奥地に於けるインフレーション

次に我々は奥地のインフレーションが如何なる形態を採りつゝどの程度に進行してゐるかについて僅かの斷片的資料と種々の客觀的情勢から若干の解明を試みよう

國民政府の財政が事變を契機として極度に窮乏化したことはいふまでもない。元來支那における財政はこの國の半封建的、半植民地的な經濟的基礎構成の上に立ち、従て關稅(註一)鹽稅(註二)統稅の三大間接稅(註三)を樞軸としてゐた。然るにこれら稅源の約八〇%を占むる沿岸、沿江諸都市の陥落は忽ち經常收入の基礎を根底から覆した。而も一方に於いて「月一億五千萬元」(註四)乃至は「年平均二十億元」(註五)と稱される巨額の軍事費及び其の堆積たる公債に對する債務費(註六)を隨伴する戰時財政の必然的膨脹に對して財政インフレは國府が否應なしに踏まねばならぬ不可避の道程である。(註七)

註一 一九三八年度及一九三九年度に於ける占領地區海關收入と非占領地區のそれとを比較せば次の如し。(括弧内は一九三八年度)

一九三九年度	海關數	海關收入	千元	千元
占領地區	一一(一三)	二七八、二八六	(一六一、七七六)	八四%(六三・六)
非占領地區	一一〇(一八)	五三、〇三七	(九二、七〇六)	一六%(三六・四)
計	四一(四一)	三三一、三三三	(二五四、四八四)	一〇〇%(三六・四)

而して、國民政府は一九三九年度關稅收入を左の如く處分し結局二〇、七二九、二八五元の關稅を以て内債支拂に充當した外、一億元餘の別途資金を以て内債支拂に充て以て公債の信用維持を計つたものと見らる。

國民政府關稅收入 五三、〇三七、〇六七元

(支拂)

續英獨借款支拂 (1) 二、三七九、六七三

(一九三九・三・一期限分)

棉麥借款支拂 (2) 一、九一六、五三八

中央銀行特別勘定拂込 (外債分) 一、二、八五〇、二六四

中央銀行特別勘定拂込 (内債分) 一、五、一六一、三〇〇

差引 残 高 二〇、七二九、二八五

備考 (1) (2) は各々利子のみを支拂ひ、その外貨額は (1) が八二、四九九磅 (2) が五四五、〇〇〇米弗と推測さる

註二 鹽稅が事變前に於て兩淮、山東、長芦の三區の製鹽額のみで全支の過半を占め、一九三五年度一六五%八、三六年度一四八%一四を占む、事變による產鹽地の失陥のため激減し「最近の一支那紙の報ずる所によると事變前には、二億六千萬ありしものが一九三九年度にはその三分の一たる九千萬に激減したと云はれる」(石濱「中國戰時財政の展望」國際經濟研究、第一卷第二號)

註三 事變勃發の民國二十六年國家豫算に占める三稅の地位は次の如し。

關稅	三六九、二六七、五二二元	三六・九九%
鹽稅	二二八、六二五、五五三元	二二・八五%
統稅	一七五、六一七、六五〇元	一七・五五%
計	七七・三九	

(「財政評論」第一卷第六期李宏略「中國戰時財政之出路」)

註四 Finance and Commerce, 22, June, 1938 アーラーズの推算に依れば毎月の支出預算は約二億七千五百萬元でそのうち戰費は二億元であり、従つて一年の戰費は約二十四億元 June, John Ahlers, China's Financial Measures, The China Journal, July 1937

註五 民國二十九年一月俞佐廷「中國戰時經濟特輯」三六九頁

註六 本年一月一日現在支那内債未償還額につきE・カンの調査に従へば總計三十九億八千七百八十一萬元。地方稅收を擔保としかつ中央政府が保證せる地方債未償還額は一億七千八百七十萬元なるを以て中央政府の内債々務は合計四十一億六千六百五十一萬元である。

註七 重慶政府は戰時歲計の内容を發表してゐないが豫算總額を次の如く發表した(單位百萬元)

一九三七年 二、一〇〇

一九三八年 一、四〇〇

一九三九年 一、八五〇

備考 Finance & Commerce April 13th 1939 p. 305

凡そ政府の戰時財政を賄ふ方法としては増稅乃至新稅徵收、公債の募集、紙幣の増發の三者を出でない。(勿論その他に對外的財政政策としての外國借款、貿易、貿易外收入、金増産等が擧げられるがこれについては後述する)

右のうち増稅についてみるに徵稅機構の根本的不備の上に前述の如く主たる課稅對象が支配の外にあり、その減收を補はんとしたつた戰時租稅政策は舊稅の改訂、加徴、舊稅徵收範圍の擴張および租稅體系の改變、稅務行政の改革等であるがもともと西南を中心とする殘された地域は寧ろ免稅の特典を附與してまでも保護しなければならぬやうな貧弱な經濟機構であつてみれば(註一)そこには自ら限度があり又直接稅を主とした新稅の制定も幾多の矛盾を内包し、實施されたものは僅かに過分利得稅のみであり(註二)「遺產稅」「戰時消費稅」はそれぞれ立法院、行政院を通過したのみでその實施は極めて困難である。

かつて最近の一支那紙の報ずる所に依ると昨年度の各稅收入は總計三億元足らずと云はれてゐるが恐らく實際はより少ないであらう(註三)

註一 「中國人の工場は甚大なる損失を蒙つてゐる現状の下に於ては政府は再び増稅の企圖をもつてはならない。非常時過分利得稅が此の點に注意を拂つてゐるのも宜なる哉である。戰後……正に負擔の大軽減をはからねばならぬ」鐘塗恩「我國現行間接稅之檢討」財政評論第二卷第二期

註二 過分利得稅につき孔財政部長は次の如く述べてゐる「後方に遷移された工場は、凡て直接戰爭の損害を被つたものであるから過分利得稅を免除した他、これに援助を與へてゐる」(孔祥熙「民國二十八年中國戰時財政」一月一日附新聞報、(東亞情報三五二號))

註三 「抗戰第一期(事變勃發より漢口遷都迄)に於ける、國家收入は租稅收入に於て約一億元内外に激減した、その他稅外諸收入行政官產公債等收入を併せても六億元にも充たないであらう」林田和夫「黨國戰時財政論」三六頁

田賦所得稅或は錫・タンクステン等が充當され従つてかかる擔保物件の惡化からも募債は容易でない。しかも昨年一月及三月の關稅、鹽稅擔保外債の支拂停止、六月中旬の關稅擔保内債の支拂停止（尤もこれは後に中止されたが）その他事變後發行せる公債に對する政府當局の措置が、信賴出來ざるやうになつたことは公債政策の破綻であつた。かくて究極においてこれらの公債は政府系四銀行その他地方銀行に強制的に引受けしめざるを得ず、これが同時に紙幣増發を伴ひ通貨膨脹に拍車をかけたことは過去の經驗が有力に物語つてゐる。（註四）かくて紙幣の増發が主たる戰費調達手段として登場してゐる。

註一 一九四〇年度發行豫定の公債は次の如し。（一）六厘軍需公債、十二億元（償還期限廿五年）（二）五厘建設金公債、英金公債一千萬磅、米金公債五千萬米弗。

註二 孔財政部長もこの點について次の如く述べてゐる。「中國は農業國であるから、流動資金が比較的少く、かつまた國民富力が低度にあるため、たとへ大量の公債を發行しても容易には消化されず、却つて弊害を惹起し易いのである」。孔祥熙「民國二十八年中國戰時財政」一月一日附新聞報

註三 滿鐵上海事務所「恐慌の發展過程に於ける支那幣制改革の研究」三五四頁参照。

註四 このやうな政治的投資は恐慌過程において益々擴大されたが、それは特に中央、中國、交通の三銀行において顯著であつた。銀行が大きければ大きいほどその政治的投資は大規模となり特に中央銀行に至つて其の頂點に達し、全く南京政府の金庫となつてゐる。實にこれらの大銀行は夫々資金を造出し、公債を抱き込む。而もその公債は發券準備に繰入れられて更に發券の擴大が約束される。この意味における紙幣の増發と公債のそれは全く平行的に擴大してゐる。（「世界政治經濟情報」第四輯 二四八頁）まづ事變發生以來の法幣發行趨勢を示すと次表の如くである。

第三表 四政府銀行紙幣發行高及對前年增加率表 (單位千元)

發行銀行	年	月	發行高	對前年增加率
中央銀行	一九三五年末	六月	一七六,〇五五	(一九三四年)
	一九三六年六月末	六月	三九一,〇五三	(一九三五年)
	一九三七年六月末	六月	五七五,八八〇	(一九三六年)
	一九三八年六月末	六月	四九六,六七〇	(一九三七年)
交通銀行	一九三五年末	六月	一七六,〇五五	(一九三四年)
	一九三六年六月末	六月	三九一,〇五三	(一九三五年)
	一九三七年六月末	六月	五七五,八八〇	(一九三六年)
	一九三八年六月末	六月	四九六,六七〇	(一九三七年)
中國農民銀行	一九三五年末	六月	一七六,〇五五	(一九三四年)
	一九三六年六月末	六月	三九一,〇五三	(一九三五年)
	一九三七年六月末	六月	五七五,八八〇	(一九三六年)
	一九三八年六月末	六月	四九六,六七〇	(一九三七年)
計	一九三五年末	六月	一七六,〇五五	(一九三四年)
	一九三六年六月末	六月	三九一,〇五三	(一九三五年)
	一九三七年六月末	六月	五七五,八八〇	(一九三六年)
	一九三八年六月末	六月	四九六,六七〇	(一九三七年)

銀行	發行高	準備高	保證準備高
中央銀行	三六六,二四九	五九八,八八〇	七〇三,五七〇
交通銀行	一八〇,八六六	三三三,〇〇〇	五八八,〇〇〇
中國農民銀行	二九六,八〇七	四〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇
計	六四三,九二二	一,三三〇,〇〇〇	一,六二四,五七〇

備考 1 括弧内の數字は對前年增加率を示す
2 上海銀錢業者間では本年一月末現在の四行法幣發行高を三十二億七千餘萬元としてゐる（三月十五日附上海每日）

第四表 法幣發行額及其の準備率 (單位千元)

年	法幣發行高	現金準備高	保證準備高
一九三六年末	一,四一〇,九六二	八〇〇,〇〇〇	四八八,八八〇
一九三七年末	一,六三九,〇七七	一,〇四三,九六九	五九三,三二八
一九三八年六月	一,七六九,九七〇	一,一三三,八二一	五九四,一八七
一九三九年六月	二,〇六六,九二九	一,二五六,〇九九	一,四七〇,八四〇
一九三九年末	三,〇一七,六七七	一,五五三,六二八	一,五五三,六二八

第五表 事變後に於ける四政府銀行の紙幣發行增加指數

發行別	年	月	一九三七年六月	一九三八年六月	一九三九年六月	一九三九年一二月
中央銀行	計	一九三七年六月	100	130	159	156
		一九三八年六月	100	136	155	151
		一九三九年六月	100	103	115	112
		一九三九年一二月	100	113	117	119
交通銀行	計	一九三七年六月	100	130	159	156
		一九三八年六月	100	136	155	151
		一九三九年六月	100	103	115	112
		一九三九年一二月	100	113	117	119
中國農民銀行	計	一九三七年六月	100	130	159	156
		一九三八年六月	100	136	155	151
		一九三九年六月	100	103	115	112
		一九三九年一二月	100	113	117	119

右表に明かなる如く開戦後一年間の増加率は二二・七三%であり、殊に事變直前の七月と比較せば一三・九三%にして数字の信憑は別とするもとにかく國府の唱導するインフレ政策回避を一應裏書してゐると共にそれは爲替相場安定と照應する。然るに事變第二年目以降昨年六月には絶対額において約九億元の増加、膨脹率は一躍五二・一一%に飛躍し更に昨年末には僅か半年の間に約四億五千五百萬元、一七・三二%の増加即ち事變後一箇年間の増加に相當する急激なる膨脹を來しこれが爲替相場悪化の基因をなしたことは前述の如くである。(註二)吾々はこれらの数字から次の事態を看取し得る。即ち前述の如く經濟界に對しては二次に亘る極度のデフレ政策を強行したにかゝらず、かゝる膨脹を見たのは一に政府財政の要求に基くものであり、特に昨年度以降の急激なる膨脹は赤字公債の増發と照應するものであると同時に、この膨脹の裏面には奥地の非占領地域において兎も角もかゝる巨額の資金が撒布されたことを示してゐる。一方その準備額を見るに現金準備は相對的には漸次低下してゐるが絶対額は依然増加を來し、昨年末のそれは約十四億二千五百萬元(四九・五〇%)となつており事變直前の六月に比して約六億元餘の増加である。これらの数字が全く信憑するに足らぬ假構の数字であることは論ずるまでもない。蓋し法幣は不換紙幣であり現金準備は四銀行の外貨賣渡しを通じて間接に法幣と聯繫せるに止まり、何時にても政府の意の儘に現金準備たる本質を喪失する立場にある。従て事變後在外資金の形における現金準備は國府の軍資金に轉化され外國よりの軍需品買入或は外貨賣の資源として流用され激減を辿りつゝあることは蔽ふべくもない。これが糊塗彌縫策として昨年九月「金融鞏固」二辦法が公布されたことは前述の如くである。

尙各銀行の増發割合に於て特に注意すべきは、純粹の政府銀行である中央及び中國農民二行の夫れである。就中一九三八年六月以降に於ける中央銀行の増發割合は急速のテンポを以て飛躍し昨年末の發行高は實に事變前の三倍半以

上に達してゐる。このことは同行に對する赤字財政の苛重が如何に甚だしかつたかを物語るものである。

又中國農民銀行は元來、軍事委員會を背景として設立されるもので、軍部及び黨部の機關銀行であり事變前に於てはその發行額は一億元に限定されてゐたに不拘三億六千五百萬元餘の増發を來した。(註三)殊に中國農民銀行に關しては本位紙幣の發行額よりも戦後に於ける老大な補助紙幣の發行増加も又輕視し得ないであらう。之等の事情より遂には之が信認に對し根本的動搖を生起するに至つたと報ぜられてゐる。(註三)

註一 最近重慶政府は一九四〇年六月末現在の法幣發行高として次の數字を發表した。即ち總計三九億六千萬元にして、昨年末に比し僅か六箇月間に約九億元の増加、一箇平均一億五千萬元の増發割合となり、戦前に比して二八四%となる。

	發行高	現金準備	保證準備
中央	一、六二三、三八〇、七四〇	七七一、七二八、二六七	八五一、六五二、四七二
中國	一、一〇〇、二二八、六八五	五三六、九四一、六八九	五六三、二八七、〇〇二
交通	七二二、五六六、七九〇	三五六、五〇七、七二七	三七一、〇五九、〇六三
農民	五一〇、九六七、八八〇	二五二、三四八、三六五	二五八、六一九、六一四
計	三、九六一、一四四、二〇五	一、九一七、五二六、〇一九	二、〇四四、六七八、一五五

(單位 元)

註二 宮下忠雄「國民政府系金融機關論」(上)支那研究第五四號一二頁

註三 一月三十日香港發回同盟電に依れば、最近香港の支那側、外國側を含む各銀行は中國農民銀行券の受入を拒否せし爲、遂に同券に打歩を生じてゐる。

以上法幣の發行趨勢は絶対額そのものに關する限り、極度のインフレとは謂ひ得ないかも知れぬ。然し之等の政府公表は何處迄信據するに足るか不明であり(註四)E・カンも昨年末に於て、四十億元と推定し、今日既に六十億乃至七十

億と謂ふのが一般通説となつてゐる。

註 上海、英人筋の見解も同様で「爲替急落に關する重大な點として支那に於て金融上の事柄を秘密にしておくことの困難と貨幣の發行額である。……この際、法幣の發行額に關する詳細な發表が必要である」(Finance & Commerce May 8th 1940)

次に吾々は法幣インフレ化を糊塗せんが爲に採つた一聯の工作を看過してはならぬ。而もかゝる過程に於て「銀行券發行を政府の掌中に收めんとした過去の努力は……最近各地方銀行に巨額の紙幣發行を承認することに依つて再び脅かされてゐる」(註二)のである。

先づ一九三八年四月二十九日「地方金融機構改善辦法」に依る領用制度が擧げられやう。之は法幣、政府公債、地方債、土地、家屋、農産品、商品、有價證券等を準備として各地方に紙幣の領用を許容したものであり換言せば、各地方銀行の發行準備の擴張に依る紙幣増發に外ならず以て法幣の吸收を企圖すると共にかゝるからくり手段を通じて巨額の公債を各地方銀行に強制割當せしめた、次いで一九三九年六月以降は「財政金融政策綱要」に依り、戦区内に於ける地方金融機關に對し一元券及び補助券を發行せしむることとなつた。その目的が日本側の法幣奪取の妨害にあるとは云へ、紙幣の増發を當然招來する事は不可避であらう。

更にこれとは別途に「各省政府銀行の紙幣濫發が傳へられ、その額は少くも五、六億元乃至十億元近くに達せん」(註三)と謂はれ特に廣東省銀行券に毫幣の膨脹は顯著であり一九三八年末の發行高は三億二千五百萬元で前年末に比し五千三百萬元の膨脹を示し、更に昨年七月一億元の發行が企圖された。これは明かに「法幣インフレの道づれを毫幣に強要したものであり……廣東省の地方的問題と謂ふよりも法幣インフレの派生的現象であり、カムフラージュされた法幣インフレとして」(註三)注目に値する。

ついで一九三五年の幣券改革に際し二箇年の有效條件の下に漸次政府に回收せられつゝあつた民間銀行の發行紙幣

(註四)が再び市中に流通せられ今後無期限に有效となつた。この額は少くも八千萬元乃至一億元に達する。このほか廣西に廣西券(桂鈔)が存在し或は五元、十元等の小額面公債面公債を發行し通貨を通さず直接軍費支拂に充當し(註五)雲南省昆明の新滇幣(雲南省幣)の一九三九年十一月末發行高は一億九千萬元餘に達し、(註六)西康省においては法幣は殆んど流通し得ず西康省銀行をして新西康幣を發行せしめてゐる。(註七)尙西北地區に於ては共產黨系の邊區銀行券が主たる通貨として流通してゐる。

註一 Finance and Commerce Vol.135 No.4 E. Kann 'Financial Notes'

註二 昭和十四年十二月十八日附上海毎日新聞

註三 東洋經濟新報(昭和十四年八月二十六日)三二頁參照

註四 中國通商、浙江興業、四明商業儲蓄、中國農工、中國企業、中國墾業及四行準備庫の民間七銀行を指す

註五 吉田政治「最近の支那通貨事情」六三—四頁參照

註六 「中央銀行月報第三卷第二期」各地金融市況。尙同期に於て昆明所在の政府四行の發行高、中央三千五百萬元、中農一千三百萬元、中國千八百三十萬元、交通一千四百萬元

註七 Finance and Commerce January 24th 1940 p.72

以上法幣を含めての急激なる紙幣の増發がとにかくも陷落地區のデフレ強行の故に、主として奥地において撒布されたことは謂ふまでもない。この場合その膨脹が増税乃至は公債政策を通じて次々に引上げられて行くか、或は物資と適當の均衡を保つ限りインフレは表面化しないこととなる。しかるに前述の如く増税公債政策による通貨收縮機能はまづ問題たり得ない。一方物資徵發に對置せしめられた紙幣の増發に加へて信用膨脹が殊に農村を中心として展開され、かくて通貨の滯留化傾向は加速度的に拍車を加へられる。(註一)

物資の面においては本來マニファクトールの段階に躡踏する貧弱な生産力が戦争によつて更に傷みつけられ而も事變前高度に開發された地域は大部分陷落し殊に一九三九年十一月以降に於ては法幣インフレの陷落地波及を恐れて上

海方面よりの商品移入の禁止策をすら講じて居る。一方現在國府の治下にある奥地は工業生産的には寧ろ未開の地で基本的には依然として家内手工業を根幹とする極めて低い手工業的技術の水準に止つてゐる。殊に昨年歐洲戰亂をあ契機として物資側の困難は倍加する一方、人力の不足は甚しく、「現在の困難は勞銀が高いと謂ふだけでなく、高い勞賃を出しても勞働者が求められないことであり」、「かくて人力、物力共に缺乏してゐる結果一切の發展計畫は無用に歸し既に開始した事業も己むなく停頓状態に陥り……袁氏（國府資源委員會）の意見によればこの兩者の問題がなんらかの方法で解決されぬ限り資源開發や投資を論じてもそれは座上の空論に過ぎぬ」（註二）とされてゐる。加ふるに沿岸諸港及び長江の封鎖、運輸手段の破壊、不圓滑は物資の不足を決定的たらしめてゐる要因と云へやう。

註一 これについての一例證として一九三八年年度の中國農民銀行の農村貸付を引用すれば次表の如くである。

民國二十七年年度中國農民銀行農村放款額

貸付對象	貸付額	回収額	回収率
合作社貸付	五、七三五、四四一	二、三、四二六、一〇六	四五・二八%
農業倉庫貸付	一、八二〇、五七一	一、二六六、八四五	六九・五九
農場貸付	五五六、四八二	二八一、二六六	五〇・五四
特殊農業貸付	一五、二一九、六五九	七〇〇、三四〇	四・六〇
農民動産擔保貸付	一、八九一、八二五	二五、六七四、五五八	三六・〇五
計	七、一二三、九七八		

右に見た如き通貨の膨脹に對比する物の絶對的不足、換言すれば通貨と物資との極度の不均衡が必然的に物價の昂騰を招來した。然し物價の昂騰に關しては、今一つの大きな導因を看過してはならない。即ち法幣の對外價値の暴落で

ある。勿論此の原因は奥地インフレが統制し得ない自由市場としての上海波及に依て招來されたものではあるが。然も支那に於ける經濟の強度の對外依存性—輸入の絶對不可避性は輸入品價格の騰貴となり、それは漸次國內商品に迄浸透する必然性をもつてゐる。且淪陷區を含めての巨額の入超は大部分、法幣の負擔に於て法幣の爲替資金に依つて賄はれ法幣の對外價値下落を齎し更に物價騰貴に拍車を加へて行くと云ふ相互循環作用をなす。而も之等の現象は、先づ上海等の沿岸諸港に生起され殊に奥地に對する物資供給地としての上海の物價が、究極に於て奥地の物價を規制しつゝある點を看過してはならない。張一凡の次の言葉は此の點を明示してゐる「戰後、全國經濟を支配する中心勢力としての上海は到底輕視し得ない。吾々が種々の事實を調査してみた場合、上海の物價は依然として奥地の物價を支配しつゝあるのである」（註二）

かくて爲替相場の下落と對蹠的に昂騰を辿る上海物價は、「奥地迄の龐大な運輸コスト、内國爲替關係種々の名目に依る課税」（註三）等に依つて、更に大きな比重を奥地物價に加へて行く。この具體的例證として、さきに引用した聶光池の數字がよく物語つてゐる——一九三九年四月に於て、綿糸二十番手一俵の上海賣値三百九十五元が昆明七百元前後重慶八百六十元、萬縣九百五十元、内上海から昆明迄の運賃税金その他は二百十九元餘、生産費三百九十五元として計六百十五元、昆明での賣値七百元から差引くと八十五元の利盛となる。

註一 張一凡「上海の物價騰貴とその對策」民國二十八年五月二日附申報

註二 潘仰堯「同 右」

尙、西南、西北に於ける運輸手段の不圓滑、輸送量の低下は次の如く甚しきものである。現在、西南及び西北に於ける合計四線の貿易ルートに依る輸入物資の輸送力は一日平均

- 一、對ソ公路 一一〇噸
- 二、滇緬公路 七〇噸（近き將來に、六〇〇噸となる見込）

三、涇越鐵道
四、涇越公路

三五〇越 (近き將來に、六〇〇越に擴充の豫定)
一〇〇越 (本年七月完成の豫定)
六四〇越

に過ぎずと云はれ涇越鐵道及び涇緬公路輸送力の擴充後に於ても、僅かに、一千四百二十越を出出ないのである。(岩城氏「抗戦力委員報告」交通篇参照)

以下斷片的資料から上海並びに奥地に於ける物價騰貴の様相を見ると次表の示す如くである。

第六表 事變後の上海、重慶、昆明に於ける卸賣物價指數

時期	上海	重慶	昆明
一九三七年 七月 一〇〇	一〇三・三	一〇八・四	一〇七・五
一九三七年 七月 一〇〇	一一二・四	一〇三・三	一〇三・七
一九三七年 七月 一〇〇	一一〇・七	一三三・七	一一三・九
一九三七年 七月 一〇〇	一一五・四	一三四・八	一五〇・三
一九三七年 七月 一〇〇	一一三・一	一五〇・三	一八二・〇
一九三七年 七月 一〇〇	一一三・四	一七二・五	一一三・二
一九三七年 七月 一〇〇	一三四・七	一七九・七	一二五・四
一九三七年 七月 一〇〇	一四二・九	一八三・五	二四四・二
一九三七年 七月 一〇〇	一四三・九	一八八・一	二七四・一
一九三七年 七月 一〇〇	一四六・三	一九五・五	三〇一・七
一九三七年 七月 一〇〇	一五八・四	二一〇・三	三〇二・〇
一九三七年 七月 一〇〇	一六二・四	二二七・二	三〇三・〇
一九三七年 七月 一〇〇	二〇九・九	二二九・二	三六六・一
一九三七年 七月 一〇〇		二五三・五	四三二・二

備考 一 The China Quarterly Vol. 15, No. 1 p. 86

二、一九三六年を基準とした九月以降の上海卸賣物價指數を示すと次の如し

九月 二九三・一 (註一)
十月 三〇六・三 (註一)
十一月 三八〇・〇 (註二)
十二月 三四二・一 (註二)
一九四〇年 一 三六〇・七 (註二)

註一 「金融導報」第一卷、第五・六期合刊の統計に據る
註二 「金融導報」第二卷、第三期の統計に據る

第七表 上海市工人生活費指數

時期	食	衣	住	雜	總指數	貨幣購買力
一九三七年 七月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 八月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 九月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 十月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 十一月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 十二月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 一月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 二月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 三月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 四月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 五月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 六月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 七月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 八月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四
一九三七年 九月	二二五・三	二二四・二	二二四・三	二二四・三	二二四・三	四・四

一九四〇年		十一月	十二月	一月	二月	三月	四月
食料	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇
衣服類	二六・二〇	二六・二〇	二六・二〇	二六・二〇	二六・二〇	二六・二〇	二六・二〇
燃料	二七・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇
金屬電氣器具	三〇・七〇	三〇・七〇	三〇・七〇	三〇・七〇	三〇・七〇	三〇・七〇	三〇・七〇
建築材料	三〇・五〇	三〇・五〇	三〇・五〇	三〇・五〇	三〇・五〇	三〇・五〇	三〇・五〇
雜品	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇
總指數	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇	三〇・三〇

備考一、一九三六年（民國二十五年）を基準とす
二、上海公共租界工部局公報に據る

第八表 重慶卸賣物價指數（一九三七年平均を一〇〇とす）

一九三九年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	十二月
食料	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三	九六・三
衣服類	三三・四	三三・四	三三・四	三三・四	三三・四	三三・四	三三・四	三三・四	三三・四
燃料	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七
金屬電氣器具	三六・一	三六・一	三六・一	三六・一	三六・一	三六・一	三六・一	三六・一	三六・一
建築材料	一八・四九	一八・四九	一八・四九	一八・四九	一八・四九	一八・四九	一八・四九	一八・四九	一八・四九
雜品	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一
總指數	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇

備考一 原資料は四川省建設廳駐渝辦事處作成
二 國際經濟週報第二十一卷第八號に據る
註 三月十六日附上海、毎日、重慶政府財政部所得稅司長陶本慶「商工業より見た重慶」

時期	總指數	食料	衣服類	燃料	建築材料	雜項
一九三七年六月	1000	1000	1000	1000	1000	1000
一九三八年六月	1590	1268	1273	1263	1263	1263
一九三九年六月	2529	1775	3221	1988	3534	3218
同	3214	1944	4083	2662	4018	3508
同	3310	2280	4085	3640	4556	4040
同	3321	2566	4023	3907	4430	4237

備考一 原資料は西南經濟建設研究所調査
二 中外經濟年報（第二回）一九四〇年版に據る

第九表 重慶市生活必需品小賣物價指數（一九三七年平均を一〇〇とす）

一九三九年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
總指數	1566	1677	1696	1789	1833	1855	1877	1882
食料	1566	1677	1696	1789	1833	1855	1877	1882
衣服類	1566	1677	1696	1789	1833	1855	1877	1882
燃料	1566	1677	1696	1789	1833	1855	1877	1882
建築材料	1566	1677	1696	1789	1833	1855	1877	1882
雜項	1566	1677	1696	1789	1833	1855	1877	1882

備考一 原資料は貴州省政府經濟統計室作成
二 國際經濟週報第二十一卷第八號に據る

第十表 貴陽小賣物價指數（一九三七年平均を一〇〇とす）

第十一表 昆明小賣物價指數 (一九三七年八月=100)

時期	總指數	糧食	其他食料	衣類	煙料	建築材料	金屬	化學藥品	雜項
一九三七年	103.66	97.01	100.01	111.37	101.01	104.90	101.74	103.95	105.95
一九三八年	154.00	150.28	145.29	155.92	142.30	154.07	149.03	140.26	155.08
一九三九年	253.74	236.90	239.00	230.00	235.00	234.94	232.26	233.04	236.76
一月	235.41	226.99	223.62	229.56	228.34	227.03	223.55	226.25	223.55
二月	234.17	226.73	224.13	229.89	227.07	225.14	223.55	224.65	223.32
三月	274.65	294.02	286.53	247.55	211.62	227.58	225.90	224.72	226.29
四月	301.67	327.26	329.55	266.99	261.05	226.85	228.66	224.05	226.78
五月	301.00	350.27	326.77	247.60	231.92	229.59	228.66	227.81	224.55
六月	303.02	335.02	349.91	248.55	229.72	227.62	228.66	227.88	224.55
七月	326.01	355.71	348.78	248.08	228.62	226.91	228.02	227.21	224.08
八月	323.19	327.76	326.05	249.82	225.23	226.08	228.85	227.21	224.08
九月	442.03	326.06	323.44	240.77	227.07	228.07	228.03	226.11	224.04
十月	482.47	431.51	396.66	249.60	225.17	228.82	228.08	226.76	224.66
十一月	536.37	422.57	425.59	407.33	220.24	228.28	229.99	227.75	225.77
十二月	534.23	422.43	420.00	446.82	220.99	229.70	229.56	227.99	224.77

備考 一、原資料は昆明市政府統計組作成
二、「經濟動員」第四卷第三期に據る

右表を一見して明らかなる如く—之等の指數、殊に奥地のそれ等が何處迄信據するに足るかの疑問は後述するとして—事變後の物價は急速のテンポを以て昂騰し、殊に夫れが昨年七月、八月を轉機としてその地域の如何を問はず等しく騰貴に拍車を加へた。即ち七月に比して八月の騰貴率は、上海四七%五、重慶二四%三、昆明六六%一であり、このことは前述の六月、七月に繼起された二次三次の法幣對外價値の暴落と正に照應するものである。而もかゝる傾向は九月以降加速度的に進行して行つた。

即ち最近の上海の生計費指數に就て見るも明らかであり、又重慶に於ては十一月の總指數は三一・一となり(註二)十二月には三三〇%七と上騰し(註三)申報の報ずる所に依れば「十月下旬より最近に至る四川省各地の物價は例外なく暴騰を続け、特に重慶を始め成都及び成渝公路(重慶—成都間の公路)に沿ふ各縣は生活必需品たる油、米、薪炭、木炭、豚肉等の大暴騰に悩みぬいてゐる」と、(註三)現に昆明のそれに至つては正に驚異的である。(註四)従つて、從來のインフレーションの發展過程が、昨年下半年より急激に昂進して行つたことを露呈してゐるものと云へやう。

尙このことは法幣増加率と對比すればヨリ明確になる。この場合一應法幣の發行高及び物價指數を信據するに足ると云ふ前提の下に於て、試みに一九三八年六月より翌年六月に至る法幣増加率は五二%二であり、同期間に於ける卸賣物價の推移は前表に依れば上海四三%、重慶九二%四、昆明に於ては一五二%七であり、上海を除く奥地では明らかに物價騰貴率が遙かに法幣増加率に先行して居り、奥地インフレーションの激化の一指標とも謂ひ得やう。

然し以上に掲げた奥地の物價指數を見る場合に吾々は次の點を一應考慮に入れねばならぬ。即ち之等の指數は各省政府の作成に依るものであり、その限りに於て殊に一九三九年以降は多分に公定價格を反映したものと云ひ得るのである。蓋し後述する如く政府は一九三九年二月、各地方官廳に「物價評定委員會」を設置し、凡ての物價を公定し、

これ従はない者に對しては嚴罰を以て臨んだのである。しかしか、る公定價格制度が複雑な經濟機構を持つ支那に於て實施し得ない事は云ふ迄もなく、公定價格に必然的に隨伴する闇市場價格が生起される。これに關して最近の昆明に於ける事情を見やう。「當局は度々値上げを差止め、公定價格を發表したが、表面遵守を偽裝したに過ぎず、闇市場が發生し實效は得られなかつた。十一月初旬に至り省政府主席龍雲は物價調整委員會に命令を發行して各種貨物の價格を引下げさせる事にしたが、取締上特に便宜な一部の物品が幾らか安くなつたのみで、その他の大部分の貨物は依然高價に賣買され、米價は新米が出廻り管下三十縣に設けられてゐる倉庫から米を出して省城に運ばせた結果、下落したにも不拘、商人は先高を見越して賣惜み、供給が圓滑に行かなかつた……かくて金、米、鹽及び凡ゆる貨物が當局の決定した價格以外に闇相場をもつてゐる」(註五)と云はれてゐる。次に奥地に於ける食料品價格の騰貴率が他のものに比して比較的、激しくないのは一九三八年に、重慶を中心とする四川省に於て、農作物が豊作であつたこと糧食委員會等の米強制買上、従つてその統制が割合に效を奏したことに基因すると云へやう。且その地域的偏在性が強かつたことは、重慶及び他の西南都市に於ける食料品價格の騰貴率の跛行性が示してゐる。併し昨年下半年以降は既にかゝる現象が漸次解消しつゝ、あり、他の商品と同様に騰貴に拍車を加へつゝ、ある。

註一 「東亞情報」第三五三號、許蔭新「民國二十八年支那經濟動態」

註二 三月十五日附上海每日、陶杰慶「商工業より見たる重慶」

註三 十二月二日附「申報」

尙重慶の最近に於ける物價に關し次の如く報せられてゐる。(四月七日附、上毎)

	事變前	現在	事變前	現在
皮靴 一個	六元	六十元	八分	六角
綿布 一尺	一角	一元二角	一元	八元
老刀牌煙草 一個				
電燈球 一個				

	洋臘燭 一本	六分	四分	一角	石	油 一斤	二角三分	三二角
靴 下一足	二元四角				マツチ 一箱	二分		一角

註四 國際經濟週報、第二十一卷、第八號、一〇頁以下參照「東亞情報」三五二號、九頁以下參照

註五 三月六・七・八日附「中美日報」昆明經濟動態

かくて收縮機能を充分に發揮し得ない通貨の膨脹及び國際收支の甚しき逆調より齎らされた爲替の暴落と奥地に於ける物資の絶對的不足を主因として、通貨の對内價值下落物價騰貴を激化せしめか、る物價暴騰が結局更に通貨の膨脹を誘導すると云ふ因果關係に立ち、他面前述せる如く、支那經濟の強度の海外依存性に基因する非生産的物資の不可避的輸入乃至は政府の支配外にある沿岸諸港の老なる入超がその外貨資金を減少せしめつゝ、ある。而も夫れを補充すべき輸出貿易は日本に依る沿岸封鎖、生産減少、物價騰貴等に依つて思ふ儘に増加し得ず(註六)、かゝる外貨資金の喪失と併行して法幣の對外價值暴落を招來し、それは又物價騰貴となつて惡循環して行く。

今奥地のインフレ進行過程に於ける具體的な様相を再び、最近の昆明に見てみやう。「資金のあるものは、長期に亘る投資を嫌ひ、速かに一時的の利益を得やうとして投機事業に走り、誰も工業原料を求めて輕工業を始めやうなどとは考へず商店を開いて見込みのありさうな貨物の買占めをやる事が流行し、……故に昆明で目につくものは新店舗、新住居、新娛樂場、新生活様式のみで、新しい工場の煙突などは殆んど見られない。全昆明は已に商品化への途上にある。……信用取引人は依然として少く、銀行の放資は必ず現物の擔保を要し商業銀行の貸出しも一般的貸付は極めて少く、主として在荷に對する貸付である。……かくて物價は暴風に吹きまくられる様にひどく騰貴し、幾らか安くなつても直ちに反騰し、又生活水準は相次いで高くなり、俸給生活者は生活費の突飛な膨脹に苦痛を極め、更に酒樓、旅館、劇場などは悉く押すなぐの繁昌である」(註七)と云ふ支那側新聞の報導は奥地のインフレが、激化しつ

ある事を雄辯に物語つてゐる。

註一 重慶側の唯一の強みは西南貿易收支の順調にあつたが、インフレの進行はこの國の貿易を再び逆調に轉せしめた。即ち一九三九年は入超一億七千六百萬元となつた。之に關し軍事委員會、國民經濟研究所長、劉大鈞の言を借りやう。「滇越鐵道での貨車は、北上のときは不必要な舶來品や奢侈品をも含めて、多くの必需品を満載してくるが、反對に南下して行く貨車の荷物はそれ程多くない。西南公報局の自動車も同様であつて、之は吾が國の輸出品の國外に於ける販路が甚だよくないことを物語つてゐる……（それに）輸入は輕くて價格の重い外國品であり、闇市場で外國商品を購入して、極めて高い運賃を納めてゐるが、それでも奥地では賣行がよい（劉大鈞「戰時經濟の回顧」經濟動員）

註二 前掲「昆明經濟動態」

以上の考察から國府治下に於て、現在進行しつつあるインフレーションはかなり激化してゐる事は争はれぬ事實である。殊に昨年後半期を契期として、一應奥地經濟が全面的にインフレに突入したと云ひ得やう唯此の場合、その急速なる進展をチェックしてゐる要因として次の事情が考慮されねばならないであらう。

即ち支那奥地經濟の性格が資本主義的機構のそれではなく、寧ろ農村經濟を基調とした自然經濟的機構をもつたものであり、その限りに於て極めて弾力性を持つてゐる。（註）就中農民の紙幣退藏傾向が考へられ、従つて此の退藏通貨は所謂、潜在的購買力として流通過程からブロックされた通貨であり、急には物との關係を生ぜず、而もその量が極めて多かつたことがインフレ昂揚を鈍化せしめた。しかし少くも昨年後半期の全面的物價騰貴の裏面に之等の退藏通貨が現實の購買力となつて前面に押し出されて來たと云ひ得やう。更に前述せる如く農村に關する限り、田賦を樞軸とした地方稅の増徴或は過去の農家債務履行促成化傾向が部分的にインフレをチェックしてゐるとも云へる。次に支那抗戰經濟の特質とも云ふべき諸外國のクレジット供與は、結局に於ては兎も角として一時的には直接通貨の増發を回避せしめる効果をもち、従つてインフレの急速な進展を一應阻止する事が出來、しかもかゝるクレジットが従前

あつた如き單なる政治的信用借款であればある程インフレを阻止する力は強化される。

しかし昨年九月以降の歐洲戰亂の勃發はもはやクレジット供與への期待はかけられず、僅かに米國が残されてゐるが、この場合には常に桐油・錫・タンクステン等物資を見返り擔保としての借款であり、その限り孰れはかゝる物資發手段として巨額の紙幣が増發されて行く事は不可避である。

しかしながら、窮極に於て今後の奥地に於けるインフレの昂進如何を規制する根幹は、奥地經濟建設の推移及び貿易收支の逆調調整如何に存するであらう。この何れの場合に於てもヨリ大きな問題と障害に當面せざるを得ない。インフレの昂進が一部の産業資本に刺戟を與へることは云ふ迄もない。だが生産資材原料、勞力等の絶對的不足はこゝにも一定の限界を與へる。しかも奥地に於ては産業資本自體極めて零細なものであり、かつそれらは商業資本に隸屬するものである。従つて奥地經濟建設が急速になされる爲には、これら商業資本が又急速に産業資本に轉化されねばならぬのであるが、インフレが漸次激化して行くにつれて、寧ろ高い利潤を求めて、投機乃至は換物資本への方向を辿りつゝある。一方近代設備をもつ工場―移轉工場及び新設工場の大半は軍需資材生産部門であり、従つて之が消費財生産部門への轉化は又容易ではない。茲に最近急速に進展を傳へられてゐる工業合作社運動が、インフレの進行と關聯して重大な問題を提起してゐるのであるが、それは結局經濟外的な國共のヘゲモニーの問題に迄遡らざるを得ないであらう。

貿易收支の逆調調整も、當然以上の問題と關聯し且つ奥地と淪陷區との貿易、通貨、金融等凡ゆる經濟關聯の問題が何等かの形で揚棄されねばならず、それはまた前述せる如く、政治問題と密接に絡み合つてくるであらう。

註 農村經濟とインフレーションの關係について曹聚仁が昨年浙東の一市鎮でなした調査を引用し若干の検討を試みやう。

吾々が以上の收支状況を見る場合に、調査の對稱たる李家が雜貨店迄經營する極めて富裕な自作農（住宅一所、田四十七畝、畠十九畝、山五十一畝）であること、（ロ）戦後とは一九三八年と思はれ、従つて物價騰貴も未だそれ程深刻化してゐない時期であり、且かゝる収入を齎し得たのは著者も云ふ如く「連年豐作であつたことが生因」である。

右の二つの事情からかゝる例證を以て「物價騰貴が却つて農村を繁榮せしめ、何ら破壊的影響を持たぬ」とは云ひ得ない。蓋し餘剩價値生産物、就中純然たる商品作物をもち得る農家は一農村に五指を屈する程度のものであり、大部分は小作農以下の零細農であらうから。しかし此の例證からも一應は「外來品が騰貴すれば農民は土産品を代用し……（或は）その消費を節減する事によつて物價騰貴に耐へて行く」ことは明かに見られる。（奥地に於てはマツチに代ふるに燧石を以てし、ランプを蠟燭に代へ、更に焚火に移つてゐると報ぜられ、かくては農民生活は再び自給自足の原始經濟への逆轉過程を辿らざるを得ないであらう。）

更にこの著者は次の如く述べてゐる。「もし旱害、蝗害に依り農産物減收を來した場合に立ちどころに收支の均衡破られ……また農産物價格が下落すれば同様に收支均衡に影響して行くであらう」と、後者の見解は自作農の見地に立つ限り妥當と云へるが、奥地に支配的な小作農以下の零細農—都市小市民階級も同様の困窮は夫れだけ増大して行く事は云ふ迄もなく、今後のインフレーションの進行は彼等の生活を動物的水準にまで追ひやつて行くであらう。

（曹聚仁「外匯率與農村物價」財政評論第二卷第四期）

第四章 奥地に於ける金融機構再編成過程

序 言

戦前支那に於ける金融機構はこの國の金融資本の半殖民地的買辦的性格の故に沿岸沿江諸都市に集中偏在し、地方

にあるものは若干の銀行分支行合作社と、より支配的な商業高利貸的資本と典當、錢鋪等の純然たる半封建的機構を持つたものであつた。（註）

かゝる支那金融機構の持つ構造的特質は戰爭の勃發、各都市の陥落によつて、忽ち其の根本的脆弱性を露呈すると共に金融機構の整備、再編成が國民政府に課せられた一つの大きな課題となつた。殊に戦前に於て國府の金融的背景を構成し、經濟建設を實質的に可能ならしめてゐたものは上海を中心とする金融資本であり、従つて奥地金融資本と國府との關聯は極めて薄弱なものであつた。況んやそれらへの統制支配力は殆んど問題たり得なかつた。

然るに戰禍の擴大、國府の奥地輸入は、同時に國府と上海金融資本との從來の關聯を漸次稀薄化せしめ、特に武漢廣東の陥落を契機としてかゝる傾向には更に拍車が加へられたのである。従つて國府としては其の好むと好まざるに拘らず地方金融機關に對する政府の統制支配力を何等かの形に於て確保することが焦眉の急務となつた。そこで先づ政府系四行の地方金融梗塞救済の形で統制への第一歩を踏み出して行くと共に、他面政府系銀行の奥地金融網擴充が強力的に推行されていつた。このことは貧弱な奥地金融機構を増強し、併せて地方金融機關に對する統制をも強化せしめんとする二つの意圖を持つた。かゝる救済資金を通じての統制確立は更に進んで、これらをして國府の戰時金融政策推進の方向に動員せしむる爲の編成替を要請し、漸次國家銀行化せしめて行つたのである。一方これと併行して中央金融機構の鞏化と再編成が行はれ政府系四行は「四聯總處」なる新たな機構に統合され、戰時金融機構の核心的機關として全く蔣の獨裁的統制下に置かれることとなり、所謂金融機構の中央集權化は體系的には一應整備されたのであつた。以上これらの推移を段階的に見て行かう。

註 斯かる事變前に於ける支那金融機構の特質を表はして居る指標は次の如くである。

	本店の%	支店の%	人口の%	土地の%
上海、天津、北京、南京、廣東、漢口、重慶、杭州、青島の九市	六二%	三二%	二%	二%
江蘇、浙江の二省	一九%	二二%	一五%	二%
其の他の各地	一九%	四七%	八三%	九七%

備考 一九三五年度「全國銀行年鑑」

(11)

戦火の上海波及と同時に断行した「非常時期安定金融辦法」は、全国的規模に於て行はれたデフレーション政策の強行ではあつたが、これによる地方諸都市の金融梗塞は極めて甚しかつた。蓋し上海の如き近代的な金融機構體系を一體もつたところに於ては、その對策として匯割制度の如きものが採用され得るが、奥地に於ては殆んど採り得ないからである。

こゝに於て一九三七年八月十六日財政部は先づ四政府銀行を一體として「四行聯合辦事總處」を組織せしめ、各地分支行所在地に「聯合辦事處」を設立し、該地の状況を調査せしめた。その結果市場の活潑化と生産の増加等の見地から再び四行聯合辦事總處に命じて各重要都市に「割引貸付委員會」を設立し、割引貸付業務を處理せしむることとした。該委員會の先づ設立された都市は漢口、重慶、南京、南昌、廣東、濟南、鄭州、長沙、杭州、寧波、無錫、蕪湖の十二箇所、更に八月三十一日に至つて鎮江、蚌埠、福州の三箇所が加へられ、計十五箇所に設立された。右の「四行内地聯合割引付辦法」十一箇條の内容は次の如くである。

△中、中、交、農四行内地聯合委員會貼放辦法 (民國二十七年八月二十六日公布)

(中央、中國、交通、農民四行内地聯合委員會割引貸付)

財政部令

第一條 中央、中國、交通、農民四行總行は財政部令に遵ひ内地金融、工、鑛、商各業資本の流通を圖る爲各該分支行所在地に聯合割引貸付委員會を設立し本辦法の規定により當該地に於ける割引貸付事項を處理す

第二條 各地聯合割引貸付委員會には主任一名、委員若干名を置き四行總行より協議の上これを派遣す

第三條 割引貸付範圍は左の如し

第一項 擔保、各商業機關が第四條列記の擔保品を以て請求する擔保貸付

第二項 再擔保、各金融機關が其の原有せる擔保貸付の擔保品につき第四條列記に適合せるものに付請求せる再擔保

第三項 現金割引

(イ) 第四條甲、乙、丙の三項の擔保品に附隨せる農、工、商業手形

(ロ) 中央政府發行にかゝる債券にして期限到來の元利支拂證

(ハ) 財政部が命令せる鐵道、交通、貨物、農業貨物及び工業貨物等に對する貸付

第四條 割引貸付の擔保品は左の如し

第一項 農產物 米、麥、雜糧、麥粉、棉花、植物油、落花生、胡麻、大豆、生糸、繭、茶、鹽、砂糖、葉煙草等

第二項 工業品 金物、綿絲、綿布、顏料、セメント、絹物類及び化學原料等

第三項 鑛產品 石炭、石油、ガソリン、重油、タングステン鑛、マンガン、アンチモニー、鐵鑛、銅、鐵、錫等

第四項 中央政府發行にかゝる債券

第五條 割引貸付金は法幣を以てこれを授受す

第六條 擔保率 凡て當該地に市價を有するものは市價の八掛半を以て計算す。其の市價なきものは當該地の聯合割引貸付委員會に於てこれを評價決定すべし

但し擔保品價值の下落せる場合は其の下落程度に應じて追徴すべし

第七條 再擔保金は原擔保金額を超過するを得ず

第八條 割引貸付利率は當該地の聯合割引貸付委員會に於て市場の情況を斟酌してこれを定む。

第九條 割引貸付請求金は各地聯合割引貸付委員會が其の用途審査の責任を負ふものとす。

第十條 割引貸付手続き及び擔保品の審査、保管、處分事項に關しては當該地聯合割引貸付委員會に於て辦法を作成し四行聯合辦事總處に審査許可を陳請してこれを行ふものとす。

第十一條 本辦法に規定なき事項は銀行割引貸付章程に準據してこれを處理す。

而して此の時期に於ける全國の貸付額は約八千九百萬圓に上つた。(註一)右辦法に就いて割引貸付とは謂ひながら、實質は何等普通商業銀行の行ふ擔保貸付と異ならず、第四條に規定する品目を見ると此の金融が軍需品及び糧食の確保を圖ると共に、一應輸出産業の生産擴充、公債の消化に着眼してゐることが明白である。たゞ注意すべきは「再擔保」の形式が採用されてゐることである。これは明かに四政府銀行が「銀行の銀行」として地方金融機關を統制支配せんとする一つの萌芽を示したものであり、その限りに於て看過し得ない事實である。併しこの期間に於ては金融機構の再編成は何等行はれず、從來の政策の踏襲に過ぎなかつたし、又かゝる割引貸付委員會の設立された地域を見ても明白な如く、積極的に西南支金融網を確立せんとする意圖はなく、上海を除いた沿岸沿江諸都市を對稱としてゐたものであつた。

尙この期間にあつては上海、南京の陥落があり、上海の金融は極度の混亂に陥つた時であり、従つて財政部は上海の政府銀行に對してこれが移轉策を講ずると共に、從來中央、中國、交通の三行によつてなされて來た國庫の收支事務は今後一切中央銀行に於て統一に行はれることとなつた。一九三七年十月の財政部通牒がこれを規定してゐる。(註二)

註一 中外經濟年報 一九四〇年版

註二 政府銀行の移轉並に國庫收支事務の統一

財政部の四銀行に對する通牒 民國二十六年十月

各國家銀行總行は規定により元來首都に設置せらるべきものなり、この點に就きては曩に各行宛これが實施方を命令せり。

國庫の收支及び政府と銀行間の一切の事務は從來中央、中國、交通の三行により經理され來りしも、此の事務も既に中央銀行に集中し首都に轉送して處理せしむることとせり。

現在の上海市の状態は正常に非ず、上海との交通も阻害され其の結果該地の營業は不便なる事情の下に行はれおれり。

國家銀行は他の地に移轉し營業し得べきは勿論なるも、上海に於ける中外商人の取引の便利を圖り、且つ内外爲替の取引を繼續して以て金融の安定を圖らんが爲、財政部は貴行上海分行に命令し、法規に遵ひ市場の便宜を圖る爲分行をして其の營業を繼續せしむべきことを要求するものなり。

其の營業に關する報告は本部に提出して検査を受くべきものとす。

(II)

第二段階は一九三八年四月より大體一九三九年三月六日の第二次地方金融會議の開始される迄とした。この期に於ける特質は國府が積極的に地方金融機構の調整に乗出すと共に、農村投資が漸く積極化されて來たことである。

先づ第一に一九三八年四月二十九日公布實施に移された「改善地方金融機構辦法」が擧げられる。其の内容は次の如くである。

△改善地方金融機構辦法綱要(地方金融機構改善辦法綱要) (民國二十七年四月二十九日公布)

財政部令

第一條 財政部は抗戰時期に適應して内地金融の調節、農工各業の扶助、生産の需要増加を圖る爲特に地方金融機構改善辦法綱要を制定す。

第二條 各地方金融機關にして綱要第三條に準據して一元券及び補助券を領用せんとするものは從來經營せる業務以外に左記各項業務を増加すべきものとす。

第一項 農業倉庫の經營

- 第二項 農産品の貯蔵、擔保
第三項 種子、肥料、耕牛、農具に對する貸付
第四項 農田水利事業に對する貸付
第五項 農業手形の引受又は現金割引
第六項 合法手續きを完了し且つ引續き収益ある土地家屋の擔保
第七項 工場工場資産の擔保
第八項 工場原料及び製成品の擔保
第九項 商業手形の引受又は現金割引
第十項 社債の發行引受又は擔保
第十一項 定款により利息支拂を爲せる會社株券の擔保
第十二項 農林、漁業、礦業産品及び日用國産品の擔保
- 第三條 財政部は各地方金融機關に對して第四條に規定せる準備により中央、中國、交通、農民四行の一元券及び補助券の領用を爲すことを特許す
- 其の領用金額は財政部に於て審査決定すべし
- 第四條 一元券及び補助券の領用準備は左の如く規定す
- 第一項 法 幣
- 第二項 中央政府發行の公債及び中央の審査許可を経て發行せる地方公債
- 第三項 合法手續きを完了し且つ引續き収益ある土地家屋及び工場工場資産
- 第四項 農 産 品
- 第五項 船荷證券、倉荷證券及び保險證書を有する農業手形にして其の期限が一百八十日を超えざるもの
- 第六項 工業原料及び製成品
- 第七項 船荷證券、倉荷證券及び保險證書を有する商業手形にして其の期限が一百二十日を超えざるもの
- 第八項 元利支拂ひを續續せる社債
- 第九項 定款により利息支拂ひを爲せる會社株券

- 第十項 農、林、礦業産品及び日用國貨商品
- 右第一項の法幣は最少百分の二十を限度とす
- 第二項の公債は百分の三十を超過するを得ず、其の他は第三項より第十項に至る各項を以て補充すべし
- 第五條 凡て一元券及び補助券を領用せる金融機關に對しては財政部か當該地又は最寄の中央、中國、交通、農民四行又は四行中の一行の行員を指定して其の業務の考査及び帳簿の検査の責任を有せしめ以て財政部に定期報告を爲し其の検査を受くべきものとす
- 萬一檢舉を行ふべき事項ありたる時は隨時密報するを得
- 必要の際は財政部は専門員を指定派遣して検査すべし
- 第六條 中央、中國、交通、農民四行が收むるところの領用券準備は保管の責任を有し且つ毎月分類表を作成し財政部に報告、以て其の検査を受くべし
- 第七條 凡て一元券及び補助券を領用せる金融機關にして本綱要規定の業務によらずして辦理せる場合は其の領用券を停止すると共に其の領用部分の準備はこれを處分すべし
- 第八條 一元券及び補助券領用の期限及び配分割合並印刷費の規定は左の如し
- 第一項 領用期限は二年を以て度となし滿期の場合一箇年延期するを得
- 第二項 額面割合は百分の六十を一元券と爲し百分の四十を補助券と爲す
- 第三項 印刷費は第四條規定の「二割の法幣準備」より生ずるところの預金利息を以て充當する外領用券一百萬元につき印刷費二萬五千五百元を納付すべし、其の他はこれを以て類推す
- 第九條 一元券及び補助券領用規則は中央、中國、交通、農民の四行に於て本綱要に基きて共同作成し財政部に報告其の審査決定を経て施行す
- 第十條 凡て地方金融機關は農業上の各種貸付は中國農民銀行及び農本局と合作するを得
- 其の單獨貸付により擔保を受けたる農業擔保品も亦商議の上當該地の中國農民銀行又は農本局に再擔保となすを得
- 其の商工業等の擔保品に關しては商議の上當該地中國、交通兩行に再擔保となすを得
- 即ち右辦法に明かなる如く國府は資金不足に悩む地方銀行に對し、これが救済の名目の下に業務内容に變革を加へ新に十二業務を附加することを交換條件とし(第二條)金融機構の再編成に着手したのである。しかも綱要第五條及び

七條の規定するところによれば「總て一元券及び補助券を領用せる金融機關」は政府銀行の嚴重なる監督下に置かれるのであり萬一綱要に規定せる業務によらずして辨理せる場合は、その領用券を停止する許りか同時に既に領用せる部分の準備をもこれを處分すると定めてゐる。

更に領用準備として中央債及び地方債と法幣が準備總額の少くも五〇%を占むることゝあるは、これによつて公債の消化をも併せて眼目とし、且つこれらを通じて政府と地方金融機關との密接な聯繫を意圖したことは謂ふ迄もな

30
次いで六月一日より三日間漢口に於て金融會議が開催され、今後の金融機構の再編成及び其の方向が比較的明確に指示されるに至つた。同會議で議決された方針を要約すれば次の如くである。

- (一) 輸出業の獎勵
 - (二) 金銀収集の件
 - (三) 地方金融機關増設の件
 - (四) 節約提唱の件
 - (五) 日用品生産獎勵の件
 - (六) 農業貸付増加の件
 - (七) 信用借款繼續の件
 - (八) 銀行員訓練の件
- 而して特に農産物の生産増加に重點が置かれ、(イ)地方金融機關は農業倉庫を設立す、(ロ)農業擔保貸付の増加、

(ハ)農具貸款の増加、(ニ)農産水利貸款の増加が議決され、これ等政策の積極的實行の爲に地方金融の調整が切實な問題として上程された。

右の意圖の下に同年七月財政部は全國の銀行に通令して農貸部を設けしめ、更に八月中旬「擴大農村貸款範圍辦法」六箇條を公布し、こゝに農業金融機構の整備は形式的には一應行はれたのである。即ち最上層金融機關として四政府銀行及び農本局が存在し、その下に地方金融機關及び法規により設立せられた合作金庫(註)が位し最下層には各種合作社及び「貸付機關の承認を経たる農民組織團體」等が存在する。此の場合、合作事業の推進に關しては各地方政府が積極的に協力する仕組となつてゐる。



尙右辦法の全文を示せば次の如くである。

△擴大農村貸款範圍辦法(農村貸付範圍擴大辦法) (民國二十七年八月中旬制定)

經濟部令

第一條 總て地方金融機構改善辦法綱要により一元券及び補助券を領用せる金融機關及び法規により成立せられたる合作金庫にありては農業の各種貸付増加に對しては可及的に各種合作社を利用すべし

但し抗戰時期にありては總て貸付機關の承認を経たる農民組織も亦貸付の對象たり得べし

第二條 中國、交通、中國農民の三銀行及び農本局又は其の他金融機關は從來各省に於て取扱へる農業貸付の歷年貸出金額に應じて各當該區域内に於ける其の貸付金額を補充すると共に各該行、局は農業貸付部分の資金拂出及び其の合作社又は農民組織に對する貸付の收支狀況を併せて毎月各表を作成し以て財政經濟兩部に提出その検査を受くべし

第三條 各省の合作事業は各該省合作主管機關が積極的に推進し逐次普遍的發展の萬全を期すと共に隨時且つ隨地切實に其の組織の健全を督促すべし

第四條 中國、交通、中國農民の三銀行及び農本局又は地方金融機關は貸付關係の合作社又は農民組織に對して隨時主管機關と協議して其の業務を調査し其の帳簿を檢査するを得

第五條 各項貸付の期限、利率及び貸付約定の金額は貸付機關及び貸付を受ける合作社又は農民組織の雙方に於て契約を締結し以て遵守に備ふべし

第六條 同一區域内に二箇以上の機關が農業貸付を取扱ふ場合は相互に協力以て處理を爲し重複偏狹を避くべし

註 合作金庫に關しては戰前既に「合作金庫規程」を制定しこれが設立にかなり力を用ひてはるたが、戰後農村金融機構の再編成に對する切實なる要請の下に一九三九年初再び「合作金庫原則」を公布し、農本局が直接に指導することとなつた。右の原則に示された内容を摘記すると次の如し。

(意義) (一)農村の資金貸借關係を合理化す。(二)民間の零細資金を吸收し貸款資金源を増加す。(三)都市の遊資をして合理的に農村に供給せしむ。(四)農民の自有、自營、自享の合作金融制度を擴充す。

(目標) (一)特産物の運銷を奨勵す。(二)農業倉庫を推進す。(三)日用必需品(米、鹽の如き)の貯藏を奨勵す。(四)社會金融を活潑にす。(五)農業生産を奨勵す。(六)冬耕、墾荒運動を推行す。(七)合作事業を扶助す。

(對稱) (一)各市縣合作金庫。(二)各輸出入貿易公司。(三)各級倉庫。(四)交易所。(五)合作金庫の發行する株券(提倡股)購入を承認した事業機關及び法人。

而して國民政府經濟部の發表によれば一九三八年末迄に農本局が奥地に創設した合作金庫數は既に七四箇所(拂込資金七百餘萬元)に達し、其の他新設及び設立準備中の農業倉庫は六〇箇所(資本約三百餘萬元)と謂はれて居る。(中外經濟年報「民國二十八年版「戰時金融政策及び其の偉績」)。然るにその後武漢、廣東の陷落によつて事態は全く一變した。國府の新たな抗戰根據地となつた西南、西北地方は本來農業經濟を基調とした地域であり、工業的には極めて後れた地域であつた。従つてかゝる地方を抗戰根據地とする限り、凡ゆる面に於て經濟の根本的再編成が要請され、

その爲には金融機構の強化と再編成が先づなされねばならなかつた。蓋し建設及び軍需資材を海外に依存する爲には輸出貿易を強化しなければならず、それには單なる貿易の國家管理より進んで自ら貿易を經營し、生産、運銷、販賣機構の國營化を斷行せざるを得ず、かゝる機構を現實に運營せしめる爲には銀行資本の役割が絶対に必要であつた。

しかし此のことは重慶にとつて絶對的の要請ではあるが極めて困難な問題を提起する。

即ち西南北地方は本來金融的にも遙かに遅れており、同時に政府系銀行の支配力もそれ程強くはなく、且つ武漢陷落まで政府の採り來つた對策は寧ろ沿海、沿江地方の金融資本を樞軸としてゐた。従つて國府としては先づ政府系銀行の統制力を確立し。上海金融資本を出來得る限り導入して西南金融網を擴充すると共に、地方金融機構をその統制下に拉し來ることが肝要であつた。特に此の時期に於て上海金融資本の奥地導入及び西南北金融網の擴充が切實に叫ばれるに至つたのは當然である。一九三九年初め財政部の「完成西南北金融網」を示すと「(イ)凡そ後方と政治經濟交通及び貨物集散等に於て關係ある城市鄉鎮にして尙ほ四行の分支行、辦事處なきものは少くも一行を設立す。(ロ)其の他稍々偏僻の地には各省々銀行をして分支行を設立す。(ハ)各縣市城鎮の分支行設立準備中は合作金庫及び郵政局をして該地の金融及び爲替流通を補助せしむ。(ニ)戰區に近接せる地方も亦四行分支行、辦事處を設立せしむ」とある。

尙この武漢陷落を契機として一應政府系銀行が二手に分れたことを看過してはならぬ。即ち中央、中國農民の純政府銀行は當然政府と行動を共にし、其の本據を重慶に移したが、中國、交通二行はその本來の經濟的基盤が沿岸、沿江都市にあつた關係上、香港へ移轉した。此のことは明かに政治的意慾と經濟的意慾との相剋を露呈して居るものと謂ひ得やう。

次いで民國二十八年(一九三九年)三月六日各地方金融機關首腦部を重慶に召集して第二次地方金融會議を開催し、

地方金融機構のより一層の強化と準國家銀行化への編成替を明確に決定したのである、以下同會議で議決された要綱を六項目に分けて参考迄に概言してみやう。

(一) 經濟力發展方法に關する件

(イ) 各省々銀行或は地方銀行(以下單に各地方銀行とす)はその需要及び環境に應じて努めて銀行自身の組織健全化分支行の擴充及び資本の充實を圖り、各地方の主管機關及び實業界と合作し經濟發展の重任を負ふべし。

(ロ) 各地方銀行は各地方主管機關及び實業界と合作し、經濟の調査研究組織を設けて經濟調査研究をなし、其の結果を政府に建議し、或は社會に公告し、以て各方面の企業に對する興味を引起させること。

(ハ) 各地方銀行は各該地方の主管機關に協力して物資の購入、貯藏運送を辨理し、或は他の機關の委託を受けて購入、貯藏を辨理し、又生産者に對して貸出をなし、運送販賣を助け以て生産を擁護し、需要供給を調整する。

(ニ) 各地方銀行は該地方の農鑛、工商各業の實況を調査し、其の抗戰に資し、現實の需要の程度と天然地利及び可能の勞力に基き、特に或る種の若干事業を提示して主要なる投資の對象とし、政府と相提携して其の發展を促す。

(ホ) 各地方銀行は各地方の慣習と需要とにより生産事業に對して信用貸付をなし、且つ鑛山事業、機械器具製造工場等に對しては長期の貸付をなし、中、中、交、農の四行はこれに對し再擔保をなすの便宜を與へて融資の途を講ずる。

(二) 幣制の信用確保に關する件

(イ) 各地方銀行は中、中、交、農の發行する小額紙幣の流通普及に協力し、委託により破損せる紙幣の兌換を代行する。

(ロ) 各地方銀行は四行の委託を受けて金銀を收兌し、其の收集したものを四行に轉賣し、領用券準備に充て數額は三箇の月報に載せ考査に資する。

(ハ) 各地方銀行の業務に就いては財政部より人を派遣して常に駐在せしめこれを監督辨理する。

(ニ) 各地方銀行は「改善地方金融機構辦法綱要」により一元券及び補助券を領用し、原綱要の規定によつて各業務を行ふ。

(三) 業務増進方法に關する件

(イ) 各地方銀行は財政部貿易委員會及び其の他の中央機關の委託により物資を購買する。

(ロ) 各地方銀行が各種の物資を購買するに際し資金不足の時はそれを委託せしめた機關が救済する外購入部分に關しては中、中、交、農の四行に對しこれを再擔保に附することを得。

(ハ) (ニ) 略

(ホ) 後方の各省は須らく自給自足を計り、凡そ軍事民生に關係ある農工鑛産に對しては各省銀行或は地方銀行に於て資金の融通をなし、その平均せる發展を促進し、例へば該省に於て食糧の生産が比較的豊富なるも、棉花が缺乏してゐる場合は棉花植付に對して貸付することを提唱し、棉産の増加を企て、以て自給自足の目的を達成する。

(ヘ) 各地方銀行は敵國紙幣の蔓延を防止することに努むべし。

(ト) 各地方銀行は省、市、縣の金庫業務を積極的に代理遂行する。

(チ) 各地方銀行は中、下級の行員を訓練し、分支行辦事處を充實すること。

(四) 物資購買方法に關する件

(イ) 凡そ輸出向農工産品は貿易委員會が委託した省銀行或は地方銀行が購入を代行なし、奥地向商品は農本局が委託した省銀行或は地方銀行が購入を代行し、或は省銀行、地方銀行が自ら運送を行ふ。但し同一区域内に於ては同一種類の物資の購入は一機關に於て辦理することを原則とする。

(ロ) 購入を委託する機關は交渉を便ならしめる爲、專員を常に各省、省銀行或は地方銀行の本店若は重要なる集散市場に於ける分支店に駐在せしめる。

(ハ) 購入の方式は三種に分けることが出来る。

一、委託する機關が省銀行或は地方銀行と計り、契約をなした後、省銀行或は地方銀行に於て責任をもつて貨物を引渡す。其の時若し數量に不足あるときは、省銀行或は地方銀行に於て其の責を負ふ。

二、委託する機關は省銀行に代辨を委託するのであるが、價格の騰落に關しては其の時々に於て雙方が交渉をなし、若し必要ならば委託せる機關が資金を支給する。

三、各地方銀行に於て貨物の収集を行つた後は、これを貿易委員會及び農本局に賣付をなす、其の價格は隨時これを定める。

(ニ) 各地方銀行は委託を受けた後は最も迅速な方法によつて購入を行ひ、其の必要とする資金は銀行に於て立替で支拂ひ、貨物を委託せる機關に引渡す際その委託せる機關が貨物代金を現金にて支拂ふ。若し省銀行或は地方銀行が小額紙幣を發行する爲に發行準備を交付する時委託機關と商議し、支拂ふべき貨物代金を中央に保存して該銀行の交付すべき發行現金準備となし、以て相互に受け渡しを免れることが出来る。

(ホ) 購入を委託すべき物品及び其の引渡しの際の地點は該省内の最大の集散市場又は交通の最も便利な地區に於て雙方商議の上隨時これを定める。

(ヘ) 購入を委託せる物品の運輸、貯藏、保管等の責任に關しては、貨物の引渡し以前に於ては委託を受けた機關がこれを負ひ、引渡し以後は委託せし機關がこれを負ふ。但しこれは相互協力し合ふものとする。

(ト) 各地方銀行は物産の購入を便利ならしめる爲、各種物産の生産状況、價格の騰落、運輸工具の増減及び倉庫設備等を隨時購入委託機關に報告をなし、雙方が迅速に處理し得るようになし、戰區或は隣戰地區に於ては軍事移行の状況を迅速に委託機關に報告する。

其の外國向貨物に對しては國際市場の情況、價格騰落を委託機關は受託機關に通知する。

(チ) 各地方銀行は輸南向貨物に對し極力節約を宣傳し、國內消費を減少せしめ、専ら輸出に充て外貨獲得に努力する。

(リ) 各地方銀行は物産の生産原價特に舊市價を調査し、若し故意に物價引上或は買占を行ひ、蓄積せる者あれば法を設けこれを取り締る。

(ヌ) 各地方銀行に於て運送貯藏工具不足の場合委託機關と商議の上設備を共同にし、或は地方政府、戰區司令に申請し民間より借用す。委託機關は財政部に申請し、更に軍委員會に申請して此の購入物品の運輸工具に對しては其の徵發を免れることが出来る。

(ル) 購入せる物品に對し貯藏中の保險問題は財政部を通じ中央信託局に辨理を申請する。

(ヲ) 各省間の貿易に對しては各省、省銀行、地方銀行に於て密接な聯絡を取り、其の需給せる物品を相互に報告

し有無相通せしめる、其の辦法は各省の状況により商議しこれを定む。

(ワ) 各地方銀行は該地物産の運輸を便ならしむる爲、各重要地點に運輸站を設け、更に甲省、乙省間に聯運站を設置し、運輸の便を計る。

(カ) 運輸工具所用の夫は軍事機關に願ひ出で兵役を免除される。

(五) 物價の騰落を平衡せしむる方法に關する件

(イ) 積極的方面

(一) 物産中該地の主要物品であり、且つ又人民日常生活必需品なるものはその價格暴落せし時、各地方銀行は該商品を出來得る限り購入するか、又は抵當とし資金を融通する。(資金不足の際は中々農交の四銀行に對し割引又は抵當の肩替を申請する) 或はその税金を低くし、その他の運輸を便利ならしめ元來の物價指數を維持平衡せしめる。但し若し物品購入により物價騰貴を來す時は倉庫より市場に賣り出し價格引下げ平衡を計る。

(二) 物産中該地主要物品であつても、日常生活必需品でないものはその價格暴落せし際、各地方銀行は出來得る限り低利貸付を行ひ、且つその販路の阻滯或は運輸困難なる状況を調査し、若し必要と認めれば隣省の銀行に對し賣り付、或は低當の肩替、運送等の各事項の代行を交渉する。

價格暴騰の際はその原因を調査し、若し該物品が他省の農、工、手工業の必要原料品であれば該地政府に申請し、政治力を以てこれの抑壓を計る。

(三) 物産中日常必需品なるが該地主要物産でないものは、生産時期にその價格暴騰せし時、各地方銀行は產出量豊富な地方より多量に購入、運送することに努め、或は元來有する機構を利用しその資金を融通し、運輸を

便利ならしめ產量豊富な地方より多量購入輸送を容易にすると同時に、規定に基いた公平價格を以てこれを賣り出す。

(ロ) 消極的方面

各地方銀行は當地の物産並に日常必需品の物價指數を調査する責任を負ふ。物價騰貴の甚しいときは政府に平衡抑壓方を要求同時に商會、同業會代表と聯絡して物價平衡委員會を設立し省縣各銀行、行政機關、各地方銀行の本支店代表がこれに參與する。徒らに貨物を貯藏し、或は故意に賣却しないものに對しては平衡委員會より當地の軍警、行政機關に報告の上、賣出さしめ、或はこれを捜査する。

(六) 食糧の需要救濟方法に關する件

(イ) 各地方銀行は本省内食糧の生産消費運輸分布各情況に對して調査を爲し、中央、本省、隣省の主管機關(農本局等)に報告し調整計畫の参考に資する。

(ロ) 各地方銀行は或種の食糧にして、本省にて自給不可能或は自給出來るとしても他省に於て需要するものに就いては生産の主管機關と合作して資金の貸出を行ひ、就中穀物の種子、農具、耕牛等の生産手段に對して貸出を爲し、其の改良と生産を助長する。

(ハ) 各地方銀行は或種の食糧に對する供給と需要が相應せず、價格騰貴の甚しき時は糧食管理機關に協力して買付、賣付を行ひ、或は自ら輸送に當り人民の食糧を調整する。

(ニ) 各地方銀行は食糧の集散市場及び交通便利な地點に倉庫を建て、貯藏業務を辦理して需給を調節する。

(ホ) 食糧の運輸に關しては出來る限り木造船、手車及び家畜等比較的費用の廉價な工具を利用し原價を高からし

めず、又必要の節は各地方銀行に於て自ら運輸隊を組織、地方軍警機關はこれに對し充分なる保護を加へる。

(ヘ) 食糧を貯蔵する時は其の品質に留意して耐久を計り、又隨時検査し穀物の濕氣による變質を防ぐ。其他貯蔵物品は毎年新しいものと取換へるやうに努める。

(ト) 食糧を貯蔵する地點に就いては各地方の軍政當局と交渉の上決定す。生産費少く將來軍事上の要點となり且つ人口稠密な處、例へば湘西(湖南西部)鄂西(湖北西部)贛南(江西南部)粵東(廣東東部)桂西(廣西西部)陝南、甘東等の地に於ては特に貯蔵量を増加し救済に資する。

(チ) 各區の食鹽増産及び販賣は鹽務機關に於て既に辦法を設けてゐるが、各地方銀行は食鹽を製造し、或はそれを運送する商人に對して貸出をなし、必要なれば當地鹽務機關と商議して自ら其の運送を行ひ、内地に向け賣捌き、人民の食糧調整の便に資する。爲替送金の便利のない地方に對しては法を設けて爲替を通ぜしめ、或は運賃を立替へて運送販賣の便利を計る。

以上各件の内容は極めて周到なものであつて今後財政部に於て各金融業者に對し其の眞摯なる實行を督促すれば抗戰建國の前途に於て貢獻するところは必ずや大なるものがあるであらう。

以上によつて明かなる如く各省銀行或は地方銀行は全く國家の統制監督に服せしめられ、更に其の業務内容は改變され個有の銀行業務の他に財政部貿易委員會、經濟部農本局、資源委員會及びその他の國家機關の委託によつて物資の收買、貯蔵、運銷等を行ふ外、物價の調整機關としての役割をも果すこととなり、こゝに地方銀行は形式的には最早や單なる商業金融機關としてではなく、漸次國家銀行的色彩を濃化して行くこととなり、地方金融機構の全面的再編成——國家銀行化は兎も角も整備されたのである。

次に政府は庶民金融機關としての典當業の潜在勢力を無視し得ず、同年三月「典當業低利借款」規定を公布してこれが統制に乗り出した。

即ち「一切の全國典當利息の低減を計り、當該地の金融狀況を斟酌して公平なる利息を規定し、質入期限の満期となりたるものはその延期を酌量し、凡て當該地、地方政府に申請してその査定を行はしめ……又典當業にして資金の運用不足の場合は當該地に於ける中國農民銀行より三萬元乃至五萬元の低利借款を爲すこと」としたのである。

更に同年六月財政部は「省政府施行の財政金融政策綱要」を公布して再び西南、西北の金融網の擴充を叫び、各省地方金融機關を督促して分支行處の普遍的設置を一層強行した。

(三)

地方金融機構の統制と再編成とを一先づ完了した國府に、次に課せられたより大きな課題は中央金融機構の再編成であつた。

殊に六月、七月に繼起された法幣第二次、第三次の崩落は法幣制度自體の基本的脆弱性を露呈したものであり、更に歐洲戰亂の勃發を契機として列國の援助は最早や期待薄となり、従つて獨自の立場から戰時財政金融政策を推進せしめて行く以外に途はなくなつた。

こゝに於て國民政府は一九三九年九月八日「金融を鞏固にし且つ戰時金融を健全ならしむる爲に辦法綱要を擬定し」特に「國防最高委員會令」として「鞏固金融辦法綱要」及び「戰時健全中央金融機構辦法綱要」を公布し、以て従前稍々もすれば歩調の揃はなかつた四政府銀行を蔣の獨裁的統制下に置き、四行を打つて一丸とし、戰時財政金融政策の推進力たらしめんとした。

鞏固金融辦法網要の内容は次の如くである。

△鞏固金融辦法網要(金融鞏固辦法網要) (民國二十八年九月八日公布)

國防最高委員會令

(甲) 法幣準備金及び検査公告辦法

第一條 法幣準備金はもと有するところの金銀及び外國爲替の外左記各項を加へてこれを充實するを得

第一項 短期商業手形

第二項 倉庫證券

第三項 生産事業の投資—國民政府發行公債

但し準備金全額の十分の四を超過するを得ず

第二條 發行準備管理委員會は別に各重要都市の商會(商業會議所)銀行、錢莊業公會代表を招聘して參加せしめ、検査を公開し發行金額、準備金の實際情況に付これを公告すべし

(乙) 豫算審査標準

第一條 黨政軍機關は不必要なる事業費及び重複機關は嚴重に裁減し其の事務は各當該主管機關に集中して處置を企畫統一し以て支出を節減すべし

第二條 各主管機關は不必要なる支出を節減すべし

但し其の俸給、公用費は再び低減するを得ざるものとす

(丙) 外國爲替審査の切實なる辦理

外國爲替審査委員會は公布せる輸入物品外國爲替購買申請規則に準據して外國爲替取組を審査し正當なる需要をして外國爲替供給を獲得せしめ以て外國爲替市價を安定せしむべし

(丁) 社會投資の吸收金融網の擴充

第一條 財政部は各銀行を督促して法令に依り積極的に貯蓄預金を取扱ひ其の貯蓄預金を以て生産事業に投資せしむべし

第二條 西南、西北金融網を擴充し一縣區毎に一銀行設立を期し以て地方金融を活躍にし生産事業を發展せしむべし

右の中特に注意すべきは「甲法幣準備金及検査公告辦法」である、即ち一九三五年の幣制改革によつて法幣の發行回

收及び準備金の保管は總て「發行準備管理委員會」の掌中に統一され、同委員會が一九三五年十二月二十三日に定めた検査規定と、その後一九三六年五月十五日財政部の公布した規定とにより法幣の準備は「六割の現金準備(金銀及び外國爲替、但し銀は發行總額の二割五分を最低とす)と四割の保證準備—(政府發行又は保證の有價證券、商業手形又は財政部の認むる其他資産)」と規定された。然るに事變の進展と共に現金準備は寧ろ在外資金と化し、軍費及び外貨賣の資源に使用され、一九三九年六月の發表によれば現金準備は法定の六割を割り四割四分となつたのである。かかる破局を一應糊塗せんとしたのがこの度の規定で、從來劃然たりし現金保證の區別を撤去し、政府公債を最高四割と押へて残り六割は金銀外國爲替の他に商業手形と倉庫證券とを以て充當し得ると規定した。併し支那の如き經濟組織の下に於てかかる商業手形や倉庫證券を多額に入手し得ない事は自明の理であり、法幣の準備制度自體が可成りの危機に瀕してゐるものとして此の規程を理解し得やう。

次に、重要なのは同じく國防最高委員會令として公布された「戰時健全中央金融機構辦法網要」七箇條である。

即ち中央、中國、交通、中國農民の四政府銀行を打つて一丸とする「四行聯合辦事處總處」(註こ)を設立し、以て國府の戰時金融事情政策を遂行せしめんとしたものである。(組織章程第一條)。

今同辦法網要に規定する四行聯合辦事處の組織内容を約言すると次の如くである。

一 聯合總處に理事會を設け中央銀行總裁、副總裁及び中國、交通兩行の理事長、總經理、中國農民銀行理事長、總經理及び財政部代表を以てこれを組織す

二 聯合總處理事會は主席一名(蔣介石)常務理事三名(孔祥熙、宋子文、錢永銘)を設け、蔣介石が一切の事務を總攬し、常務理事は主席を補助し一切の事務を執行す

三 聯合總處は秘書長一名を設け主席がこれを任命す

四 財政部は聯合總處理事會主席に非常時期内にありて中央、中國、交通、農民の四銀行に對して便宜なる措置を爲し、且つ其の職權を代行する權限を附與す

五 聯合總處の詳細なる組織及び各項規則は理事會に於て作成し、財政部に提出して其の査定を受くべきものとす

更に其の後に至つて聯合總處理事會の下に戰時金融委員會と戰時經濟委員會とが設置された。其の内容は

(イ) 戰時金融委員會

一、紙幣發行處は四行の聯合發行により其の準備の審査決定證券の調整、小額紙幣の配分等の事項を主管す

二、割引貸付處は四行聯合によつて取扱つた抵當、貸付、荷爲替貸越等の事項を主管す

三、匯兌處は奧地と各港口間送金と爲替申請、審査決定等の事項を主管す

四、特殊儲蓄處は特殊貯蓄の事項を推行する

五、金銀收買處は金銀の買入事項を主管す

(ロ) 戰時經濟委員會

一、特殊投資處は四銀行の戰時生産事業に對する聯合投資事項を主管す

二、物資處に物資の調整事項を主管す

三、平市處は物資の平價事項を主管す

即ち右の如き組織を以て政府系四行は從來の如く個々の營業を爲す外「聯合辦事處總處」なるものを合組して蒋介石を主席とする理事會の運営に委し、政府の戰時金融政策を實施することとなつた。

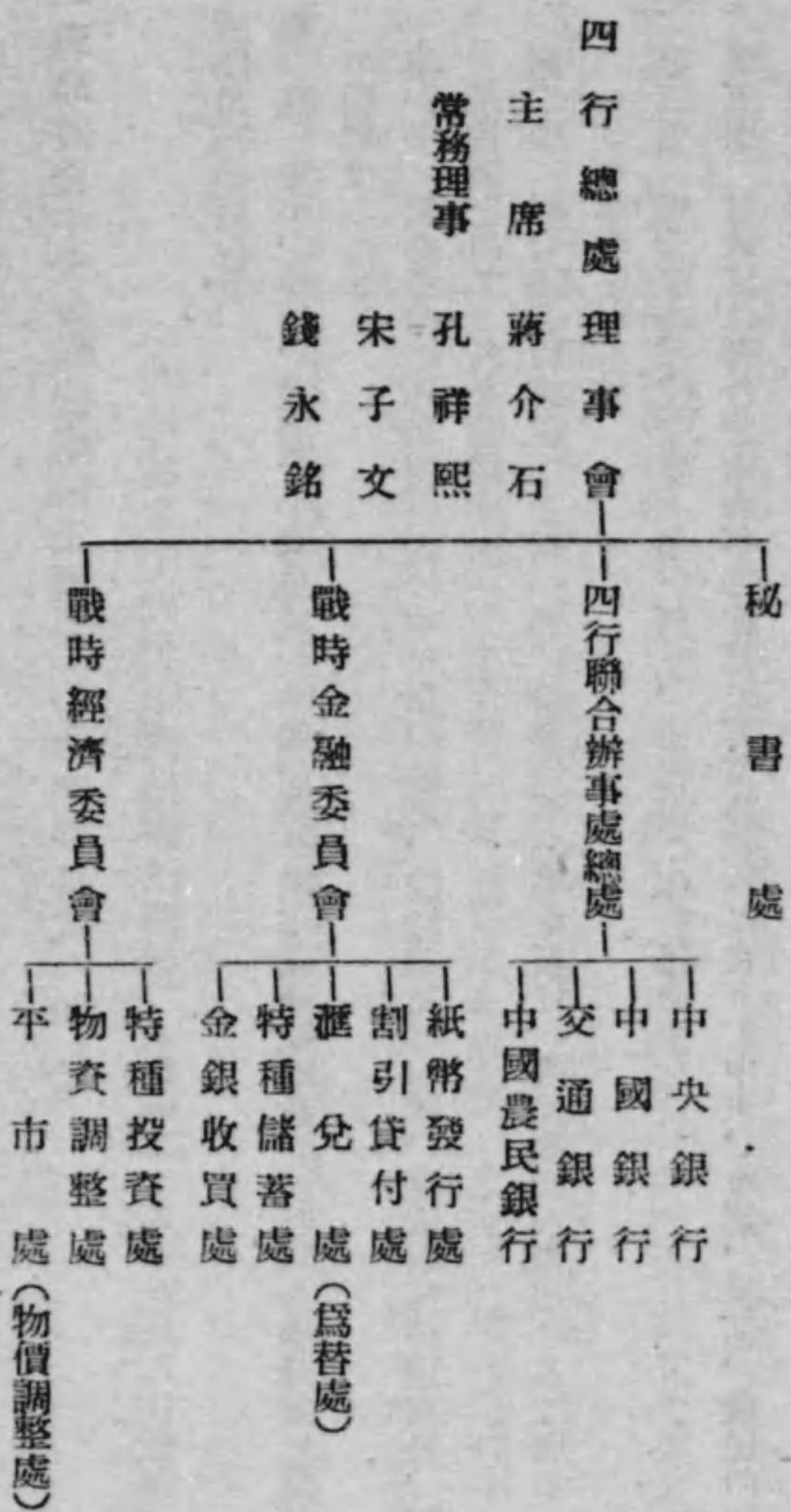
謂ひ換へるならば政府系四行はこゝに至つて完全に蒋介石の獨裁的統制下に置かれ、所謂銀行として職責を他所にして國府の戰時金融政策を實行する機關と化したのであり、更にかゝる理事會の下に從來個々別々に運営され來つた各種の機關を統合することによつて金融機構の中央集權化の體制は確立されたのである。

而も聯合總處理事會の持つ權限は絶大であり、常に政府系四行の業務内容を審査、監督すると共に(同辦法第四條

第六條)甚しきは四銀行の業務をも代行する權限が附與されてゐるのである。(同辦法第一條第四項)

次に四行聯合總處の業務内容を總括せば「四行發行券の調整、四行の合同貸付事項及び戰時特殊生産事業に對する合同投資」(新四聯總處組織章程第二條)(註一)の外當該處のみの比較的獨立性ある業務として全國金融網の設計、資金の集中及び運用、小額紙幣の發行及び頒布の受託、内國及港市の爲替取組の審査、外國爲替取組申請に對する審査、戰時物價の調整、金銀收納管理、特殊儲蓄の推行等である。

以上の機構構成を要約すると次に示す如くとなる。



尙ほ同辦法第三條の規定により中國交通兩行は香港より、重慶に移轉するの餘儀なきに至つた。

註一 四行聯合辦事處は既に抗戰初期(一九三八年八月十六日)に於ても組織されるが、それは「僅に四銀行の連絡機關に過ぎず、例へ

合同貸付の如き事實があるとしても、是又彼我の間の協同連絡に過ぎず、換言すればそれは未だ獨立法人の資格を備ふるに至らなかつたものである」(許性初「我國戰時金融集權制定檢討」財政評論第三卷第一期)

註二 許性初「前掲論文」

「戰時健全中央金融機構辦法綱要」の全内容は次の如し。

△戰時健全中央金融機構辦法綱要 (民國二十八年九月八日公布)

國防最高委員會令

第一條 中央、中國、交通、中國農民の四銀行聯合辦事處總處は政府の戰時金融政策に關係を有する各種業務處理の責任を負ふべし、其の組織は左の如し

第一項 聯合總處に理事會を設け中央銀行總裁、副總裁及び中國、交通兩行の理事長、總經理、中國農民銀行理事長、總經理及び財政部代表を以てこれを組織す

第二項 聯合總處理事會は主席一名、常務理事三名を設け、國民政府が特派せる主席が一切の事務を總覽し、常務理事は主席を補助し、一切の事務を執行す

第三項 聯合總處は秘書長一名を設け、主席がこれを任命す

第四項 財政部は聯合總處理事主席會に非常時期内に在りて中央、中國、交通、農民の四銀行に對して便宜なる措置をなし且つその職權を代行する權限を附與す

第五項 聯合總處の詳細なる組織及び各項規則は理事會に於て作成し財政部に提出して其の査定を受くべきものとす

第二條 中央、中國、交通、中國農民は夫々其の法令又は條例に規定せられたる所の職權及業務により夫々これを經營發展すべし

第三條 中央、中國、交通、中國農民總行にして、未だ國民政府所在地に移轉せざるものは速力に聯合總處理事會が期日を規定して最短期間内に移轉を實行すべし

第四條 中央、中國、交通、中國農民總行及び聯合總處は逐日收支日計表、發行全額、市場利率並毎月上旬に前月の資產負債實際狀況を財政部に報告し、其の審査を受くべし

第五條 中央、中國、交通、中國農民總行及び聯合總處は財政部の重大金融事項に對して隨時財政部に意見を秘密裡に陳述すべし、但し總て財政部が施行を決定せる事項にして四行總行又は聯合總處に其の處理方を書面にて命令せるものは即刻規定通り處理し、違反又は遲

誤するを得ず

且專門擔當者を指定して各分處の推行の監督指導の責任を負はしむべし、一面進行綱要及び報告表式を制定し、毎月處理成績につき四行總行及び聯合總處に報告し、その集りたる總てを更に財政部に報告しその審査を受くべし

第六條 財政部は聯合總處理事會と共同して視察員十名乃至二十名を設置し、四行總行分支行を巡視して各該行を考查すべし
政府政策の遵奉につき違反及び遲誤の有無及び其の一般業務執行が抗戰の需要に適應せるや否やにつき隨時財政部に密報して其の審査を求め夫々褒獎又は懲戒すべし

第七條 本綱要は國防最高委員會が査定施行す

以上の如く國民政府は戰爭勃發以來數期の段階を踏みつゝ先づ地方金融機構—各省銀行及び各地方銀行—の統制と再編成を經、更に四政府銀行を統合しての中央金融機構の集權化を整備した。しかしこれらの統制は謂はゞ主として上層及び中層金融機構を対象としたものであり、下層機構の再編成が次に來る課題となつた。殊に奥地經濟が農村經濟を基調としたものであり、同時に列國よりの軍需資材購入を可能ならしむるクレジットの見返り擔保として、或はバスター協定の品目として農産物の生産増加等の爲にも直接、生産農民に接觸する下層の農村金融機構の整備は必要であつた。もとよりかかる要請は從來からも存続はしておりその爲に種々の對策はなされてはゐたが、それよりも寧ろ各省銀行及び各地方銀行の再編成及び中央金融機構の整備が早急の要請であり、従つて下層金融機構の根本的調整は未だ問題として残されてゐたのである。そこで國府は十一月十七日七十七條に亘る「合作社修正辦法」を制定した。

次いで一九四〇年一月二十日「縣銀行法」二十六箇條を公布した。これは従前の信用合作社と地方銀行との雙生兒に類する特殊銀行であり、換言すれば中共の主張する合作社形態と、國民黨の堅持せんとする銀行資本との妥協の上に成立されたものと謂ひ得やう。

縣銀行の組織は縣鄉鎮よりの出資金との人民よりのそれとの合資によつて縣政府が設立するものであり(第一條)、株

式會社組織にして資本額は最低五萬元とされてゐる(第二條、第六條)、縣銀行の株式は當該縣内居住者より先づ應募せしめ、該縣内の地方法人團體及び各種合作社は凡て株主となることが出来る。(第七、八條)

しかし縣銀行の支配人、監察人は凡て縣政府より派遣任命し、これが營業の指揮監督は財政部、或は該地方を管轄する地方官署が行ふ。(第十六條、第十八條)。尙省轄市の市銀行及び縣の行政區域の銀行に對しても本法の規定が準用されるのである。(第一條)

縣銀行は「地方金融の調整、經濟建設の補助及び合作事業の發展」(第二條)を目的として設立されたものであり、業務内容は次の如く規定されて居る。

- 一、預金業務
- 二、確實な擔保貸付
- 三、保證信用貸付
- 四、爲替及び荷爲替
- 五、手形引受及び割引
- 六、公債、社債及び農業債券の經理或は代理募集
- 七、倉庫業
- 八、貴重品或は有價證券の保管

等である。(第十條) かゝる營業項目は普通商業銀行のそれと何等異らない、たゞ此の場合の貸付範圍に關する規定が極めて限定され、全く合作社的色彩を帯びてゐる點注目すべきである。即ち同法第十一條によれば縣銀行の貸付範圍

は(一)地方倉庫への貸付、(二)農林、土礦の生産及び交通事業への貸付、(三)水利事業、(四)質屋業、(五)衛生設備事業、(六)地方建設事業と規定され且つ有價證券の賣買、不動産賣買(但し業務上必要の不動産は此の限りでない)及び縣銀行株式の買入又はそれを擔保とする貸付は絶対に禁止されてゐる。(第十七條) 貸付の最高期限は二年であり縣銀行が萬一資金不足の際は無擔保の分期付款還法を以て省市銀行或は其の他の銀行から資金を借用することが出来る。

(第十三、十五條)

縣銀行の營業區域は各縣鄉鎮とし、(但し特別事情あれば二縣以上又は一縣と隣縣の鄉鎮とを合併して一營業區域とすることが出来る) 財政部の許可を得れば其の營業區域内に分支行或は辦事處を設立することが出来る。(第三、四條) 要するに縣銀行法の實施は先の「鞏固金融辦法綱要」に於て採り上げられた(西南北支金融網を擴充し一縣に一銀行を設立し以て地方金融を活潑ならしめ生産事業を發展せしむ)の具體化されたものであり、たゞ其の組織に於て謂は「合作社銀行」の機構をもつたものであり、其の點從來なかつた特異の存在と謂はねばならぬ。

(附) 一九四〇年三月二日「民國二十九年中央信託局、中國、交通、中國農民及び農本局、農貸辦法綱要」が公布されたが其の主たる内容を示すと

- (イ) 本年度の農貸は後方各省を主とす
- (ロ) 貸付對象は農民團體(登記済の合作社互助社、借款協會、農會等)個人(小作農及び自作農)及び農業改進機關
- (ハ) 貸付種類は農業生産貸付、農業供銷貸付、農業擔保貸付、農田水利貸付、農村運輸工具貸付、小作農土地購入貸付、農村副業貸付、農業推廣貸付

(ニ) 本年度の貸付割合は中央信託一五%、中國銀行二五%、交通銀行一五%、中國農民三五%、農本局一〇%
而して各省の農貸縣數は四川省一三四縣、貴州省一七五縣、陝西省九二縣、甘肅省六四縣、西康省一〇縣(財故評論第三卷、第四期「我國戰時農貸之推進」)

以上事變勃發以來三段階を經過して國府が努めた中央及び地方金融機構の再編成の實績を見てみやう。先づ量的見

地よりこれを概観すれば次の如くである。(註)

(一) 西南に於ける新設銀行及び分支行處の増加

(イ) 新設銀行

A 西康省銀行

資本金二十五萬元、總行は康定、民國二十六年八月西康省建設委員會により設立す

B 川康平民銀行

資本金三百萬元、總行重慶、民國二十六年九月川康殖業、重慶平民、四川商業、三行の合併により成立

O 和成銀行

資本金六十萬元、總行重慶、民國二十七年一月前和成錢莊の擴張改組したもの

D 重慶市民銀行

資本金不明、總行重慶、民國二十七年七月一日設立

E 興文銀行

資本金六十萬元、總行昆明、民國二十八年五月一日前興文官銀業を改組し雲南省財政廳より出資

F 甘肅省銀行

資本金不明、總行蘭州、民國二十八年六月一日前甘肅省官錢局を重慶財政部の命で改組

G 四川通惠銀行

凡て不明、民國二十八年十二月十五日設立

註 事變前(一九三六年)西南各省に本店を有するもの三三三行の行名資本額及び其の營業内容は次表に示す如くである。

西南各省銀行民國二十五年營業概況 (總本店の西南各省にあるものに限る) (單位國幣元)

銀行名	資本金	預金	貸出	證券	紙幣發行高	領券
四川省銀行	2,000,000	3,353,100	2,795,256	1,136,653	1,000,000	2,260,000
湖南省銀行	1,500,000	950,756	1,184,323	159,523	1,058,800	

富源新銀行	2,278,352	3,970,866	1,950,673	1,647,733	1,506,100	
廣州市立銀行	2,000,000	4,148,366	4,075,395	1,835,818	5,955,473	
廣西銀行	4,930,977	5,733,334	4,519,843	2,229,626	4,982,873	
廣東省銀行	3,000,000	3,637,710	2,656,611	2,310,159	1,094,300	18,000,000
大懋商業銀行	1,100,000	1,749,544	8,030,944	1,067,148	839	1,756,000
四川美豐銀行	2,000,000	7,197,729	3,021,863	3,954,944		
四川商業銀行	3,000,000	5,374,515	8,684,666			
自流井裕商銀行	500,000	976,013	839,506	462,824		500,000
重慶平民銀行	1,000,000	1,006,651	4,238,383	6,747,123		3,381,000
重慶銀行	1,000,000	3,842,174	3,342,806	1,640,149		3,749,500
聚興誠銀行	1,000,000	3,324,444	7,545,011			
北碚農村銀行	40,397	1,713,361	2,123,311			
江津縣農工銀行	100,000	1,573,361	1,123,311			
金堂農工銀行	58,326	573,369	573,369			
津市農工銀行	54,500	442,785	468,535			
棠香農村銀行	107,588	2,765,011	4,008,033			
江津農村銀行	33,550	942,217	3,103,311			
廣西農實業銀行	800,000	2,031,368	2,647,733			
廣東實業銀行	1,500,000	1,139,922	1,721,238			
瓊崖實業銀行	2,000,000	5,837,733	9,577,928			
陵農實業銀行	2,500,000	2,535,590	7,500,925			
中山民衆實業銀行	1,000,000	5,033,645	3,337,664			
川康殖業銀行	1,100,000	1,482,252	4,100,626			
四川建設銀行	1,000,000	1,343,509	1,380,639			
綿安銀行	200,000	603,453	838,078			
永安銀行	2,295,288	1,163,157	449,103			

東亞銀行	五五九、六〇〇	一九五九、五七九	一五、一六四、九八三	二八七、〇九三〇			
香港國民商業儲蓄銀行	四一八、五四〇	三四三、一三四	四三、三九〇	二〇〇、一五九	一、〇〇〇		
廣東銀行	六二八、七〇〇	八九〇、八九六	六二、五〇八三	三七八、七七			
廣州嘉華儲蓄銀行	五七〇、九四二	一、五九二、四七九	二〇、八四四七七	二九〇、九五			
香港嘉華儲蓄銀行	五九七、六五〇	一、二四〇、八二	一、五二一、三八	三六一、〇五			
合計	六四一、七三三〇	二六、八八三、五五六	二〇、三三三、〇三二	六八八、六九四	二、八九八、四七四		一〇八、五六〇、五〇〇
全國計	四〇二、六九五、九九	四五、一、二六八、九八二	三四六、二〇三、〇七	五〇〇、〇七二、一五六	一、六三三、〇六〇、九五		三三、五九三、八四三

九四

備考

- 1 民國二十六年「全國銀行年鑑」に據り作成す。
 - 2 ※1 民國二十二年度の數字、※2 民國二十四年度の數字。
 - 3 廣東實業銀行は民國二十七年二月二十一日廣東省銀行に合併さる。
 - 4 四川商業、重慶平民、川康殖業銀行の合併は前述の如し。
- (ロ) 西南に於ける各銀行分支行處の増加
- A 八、三以來一九三九年末迄の新設分支行處 計一七四

(内 譯)

- 辦事處 八七 分理處(浙江興業及び福建省銀行) 九
 分行 一九 分支會(四行儲蓄會) 三
 支行 一六 分處(浙江興業(南京) 二
 (江蘇銀行(上海滬西))

備考 總計と内譯數とが一致せざるも原文のままとす。

王海波「八、二三後我國銀行業概況」金融導報第二卷第三期、以下同資料に據る。

B 銀行の種類別

- 省立、市立銀行 六三
 政府及び特許銀行 六一

民營、商業儲蓄銀行 四九
 新設華僑銀行 一

備考

右の内上海民間銀行の新設せるものは第二章參照

O 分支行處設立の地域別

四川省	五五	西省	康省	二
雲南省	二七	湖北省	五	五
廣西省	一六	貴州省	五	五
湖南省	一三	浙江省	四	四
福建省	一〇	甘肅省	二	四
廣東省	一〇	陝西省	一	二
海省外	八	安徽省	一	一
江蘇省	七	青海省	一	一

(二) 農村合作社數(一九三八年六月末現在)

- (イ) 湖北、河南、江蘇、四川、甘肅、安徽、江西省 三萬餘社
 (ロ) 湖南省 五千餘社
 (ハ) 浙江省 三百三十九社
 (ニ) 廣東省 二千六百八十九社
 (ホ) 貴州省 四十一社(但し貴陽のみ)

備考 張肖梅編(中外經濟年報)一九三九年版に據る。

而して一九四〇年二月末現在の發表によれば奥地の農村合作社總數は七七、九八三單位と云はれ事變前(一九三六年)の全國合作社數三七、三二八(社員一、六四三、六七〇人)に比し約二倍以上の増加であるとされてゐる。

(三) 合作金庫數(一九三八年末)

七四金庫、拂込資本額七百餘萬元

備考 同(前掲書)

(附) かゝる金融機構を通じて、幾何の農業資金或は工業其の他の建設資金が撒布されたかは全く不明である。若干判明してゐる數字を一應の指標として掲げて見やう。

(四行貼放委員會の一九三八年末現在の貸出額は約三億元前後である。)(註)と謂はれ又農業金融に重大な役割を演じてゐる。中國農民銀行の一九三八年末の農村投資額及び一九三九年一月—四月末迄の各省農村合作放款額を見ると次表の示す如くである。

註 一九三九年一月二十四日附、中央日報

一九三八年末農村放款額 (單位元)

種類	放款總額	回收總額	未回收額
合作放款	五七五,四四一	三三三,六一〇六	二四二,八三〇五
農場放款	一八〇,五七二	一三六,八四五	五五,七二七
特殊農業放款	五五,四八三	二八,二六六	二七,二一六
農民動產擔保放款	一五三,九六九	七〇,三四〇	一四,五九三
總計	一,九二一,八二五	一,一〇六,五八〇	一,八一五,二四五

備考 「銀行週報」第二卷第一九期

中國農民銀行農村合作貸付額表 (一九三九年四月末現在)

省別	貸付總額	回收總額	未回收總額
四川	三,八七二,二二五	一,三〇七,六八〇	一,〇七五,五四五
江四	八,七九三,三三〇	五,二二五,九九三	三,五六七,三三六

省別	總計	西南	東江	江南	蘇州	州南	建南	徽南	西北
湖	八,三三〇,〇九九								
陝	八,一三〇,〇九九								
安	七,四六六,五五〇								
甘	六,三六八,六六二								
福	六,二五五,〇〇〇								
河	五,二五〇,〇九九								
貴	五,二二五,九九〇								
江	四,七三三,四四四								
湖	四,四七三,四四四								
浙	二,四二二,六六五								
廣	一,二八六,四四〇								
雲	一,〇四四,六六五								
山	一,〇五五,四四〇								
總計	八,九二六,一五五	四,〇九四,一九五	二八〇	七六六,九二〇	一,一八〇,四七	五九,九五四	一,八〇〇,四七	三〇,七一九	四八,二九三,一〇一

備考 前掲中外經濟年報「一九四〇年版

右の如き僅の指標を以てしても如何に老大な資金が奥地に撒布されつゝあるかを知ることが出来、中國農民銀行一行に就いて見るも、昨年一月から四月迄の四箇月間に約九千萬元、即ち月約二千二百萬元宛、合作社を通じて農村に流入して行つたのである。

結 言

以上の究明によつて抗戰支那に於ける金融機構の再編成過程は戦争の進展による客觀的情勢の推移に従つて地方金融機構に對する政府の統制確保の方向を採り、武漢陥落を轉機としてそれは更に強化されると共に、國府の戰時金融政策の實質的推進機關として半強制的に編成替へせられた。

かくて地方金融機關は一應従來の形態に於ける商業銀行的性質のものとしてではなく國家銀行としての役割を加重せしめられながら、國家的要請の下に強力に動員されつゝあることは看過し得ないことである。殊に戰時貿易政策―就中國際資本主義との間に進められつゝあるクレヂットの見返り擔保乃至バーター貿易を根幹とする輸出貿易の國營化の爲の直接的推進機關として、地方銀行が國府の抗戰經濟體制に持つ意義役割は壓倒的である。

一方政府系四行を統合しての中央金融機構の再編成は、國府の戰時財政金融政策に對する基幹的推進力として重要な役割を演じつゝあると共に、國府が一九三五年の幣制改革當初から果さんとして果し得なかつた「中央準備銀行」の萌芽的形態を兎も角も具現し得たことは看過し得ない事實であらう。

しかしながら以上の如き抗戰支那下に新に形成されつゝある金融機構の再編成過程に於て、支那金融資本の特質たる買辦的性格は何等揚棄され得ず、従つて又土著商業高利貸資本の排除も、これらを排除せんとする積極的意圖は多分にあつたであらうが實現し得なかつた。蓋し支那抗戰經濟の持つ特色としての外國クレヂット乃至バーター貿易は謂はゞ國際資本主義の制約を益々強め、其の支配下に從屬せしめられる危険性を内包するものであり、抗戰經濟の強行の故に支那金融資本自體は半植民地的買辦的な性格を更に深めつゝあると謂はざるを得ない。(註二)

次に金融資本と奥地に廣汎な支配的なる土著商業高利貸資本との關聯を見てみよう。この場合特に農村を中心として問題を展開せしめる。最近の西南に於ける銀行資本と合作社の關係につき徐雪寒は次の如く述べてゐる。「近代的銀行資本の農村流入は依然として舊式の貸借資本の形式を採つており、従つて所謂合作金庫或は合作社は唯かゝる貸借資本が安全に回収される爲の保證機關に過ぎない。(銀行の農村投資は安全と高利潤を主要方針としてゐる。従つて其の期限も多くは短期であり、中國農民銀行の合作社に對する貸出期限は一箇年以内八〇・五三%を占む)……近代的銀

行資本は合作社を通じて土豪劣紳等の封建勢力と結合してゐる。銀行の農村投資の主要對象は富農地主であり、合作社の實權を現實に握つてゐるものは大多數の農民ではなくして極少數の土豪劣紳地主である。(現在、合作社職員の中に、かゝるものゝ占むる割合は八〇%である)従つて中農以下の貧農は全く低利資金を獲得する途はなく、結局農村高利貸の下に赴かざるを得ない。(註三)

右に明らかなる如く、機構の編成替は例へ強化され得ても、その運営に於ては全く舊態依然であり、事變前の支那農村金融機構に普遍的に見られた現象が今も尙繰返されてゐるのである。結局、農村に於ては近代的銀行資本は地主土豪劣紳等の封建的勢力と拘結し、寧ろ農民搾取の方向を辿つてゐる。かゝる機構を通じて撒布された所謂「農業生産資金」なるものは現在奥地で如何なる方面に向つてゐるであらうか。「今日の農業貸款は信用貸款が主であり、一九三八年農村合作社放款の八五・五%は信用貸出である。この用途は所謂擴大再生産には用ひられ得ず、土地の收得に向つてゐる。現在後方に於ては戰時の爲農民の負擔が過重となり、その土地を失ふ可能性が極めて大である。従つて地權の集中は正に迅速に進行中であり、地價は昂騰の一途を辿つてゐる……」(註四)

註一 銀行資本による輸出農産物收買に就いて次の如く述べてゐる。
「地方銀行が農産物を統制價格によつて收買する場合常に一定の市價よりも低い。甚しきに至つては農民の生産コストよりも低いのである。例へば浙江省で棉花や茶葉を收買する場合、或は四川省で桐油を買占むる場合凡て農民の反對を惹起した。戰時に於ては農産物と工業製品との價格シェーレは極めて甚しい。然るにその上更に低い統制價格による收買が行はれてゐるのである。農民は貧窮と分散の爲にかゝる統制經濟に抵抗する力は全くない。而もかゝる産物は一度輸出さるれば莫大な利益があるのであるが農民は聊かも此の利益には均霑し得ないのである。」

(徐雪寒「論戰後銀行資本投資農村的作用」國民公論第三卷第八期(二六二頁))

註二 徐雪寒(前掲論文二六〇頁―二六一頁)

奥地に於ける金融資本(銀行資本と上海に本據をもつ財閥資本を含む)と、前資本主義的資本との關聯は、窮局に於て對立關係に立つか或は右に見た如き安易なる拘結關係をとつてゐると謂ふことが出來、その何れの場合に於ても國府の提唱する奥地經濟建設を不可能ならしめ、従つてこの爲にこそ要請せられた金融機構の再編成も全くその意義を沒却することゝなるであらう。

第五章 重慶政府の物價對策

事變當初、國民政府がとつた通貨増發回避政策が、同時にまた物價政策としての一翼をも荷ひ來りつゝあつたことは云ふまでもない。然るに前述の如く事變の擴大推移と共に、法幣及び地方雜券の激増を導因とし、更に生産機構の損壞、運輸手段の不圓滑等に拍車を加へられて物價は急騰を告げ、こゝに直接物價對策が採らるゝに至つた。以下事變以來のこれら物價對策強化の過程を概観してみやう。

(一) 「非常時期農鑛工商管理條例」の公布

國民政府は一九三七年十二月「戰時農鑛工商管理條例」を公布し、更に一九三八年六月これを修正して「非常時期農鑛工商管理條例」を公布したが、その内物價統制に關する事項を摘記すれば左の如くである。

- (イ) 指定ノ企業或ハ物品ニ關シ、ソノ生産者又ハ經營者ニヨル投機及ヒ獨占ヲ禁止(第十二條)
 - (ロ) 經濟部ハ必要アル場合、特定商品ノ販賣ヲ禁止シ、マダソノ價格ヲ公定ス(第十五條)
 - (ハ) 經濟部ハ非常時期ノ需要ニ適應セシムル爲、右特定商品ノ一部又ハ全部ヲ適正價格ヲ以テ買上グルコトヲ得(第十七條)
- しかして右に規定せる特定商品とは次のものである。

- 1 棉花、綿糸、麻、羊毛及びその製品
- 2 金、銀、銅、鐵、錫、アルミニウム、ニッケル、鉛、亜鉛、タングステン、アンチモニー、マンガン、水銀及びその製品
- 3 食糧植物油、茶、砂糖、皮革、木材、鹽、石炭及びコークス、石油、ガソリン、重油、潤滑油、紙、漆、酒精、セメント、石灰、マツチ、交通及び電工器材、電器、機器工具、教育用品、藥品、人造肥料、陶器、磚瓦、玻璃

即ち右の規定に明かなる如く、當時にあつては物價統制は極めて幼稚なものであり、單に軍需用物資及び第三國向輸出物資を樞軸とした物價對策に過ぎなかつた。

(二) 「非常時期評定物價及取締投機操縱辦法」の公布

次いで一九三九年二月二十日重慶政府は物價對策として「非常時期評定物價及取締投機操縱辦法」十五箇條を規定した。(註)その主たる要旨は、先づ各地方官廳をして、商會或は地方同業公會を糾合して「物價評定委員會」を設立せしめ、同委員會をして生活必需品市場の需給状態を常に調査せしむると共に、大體次の標準に従つて生活必需品價格を公定せんとした。即ち生産及び運輸コストにして何等戰爭の影響を受けてゐないもの、或は受くるも影響の微なる商品については戦前三年或は一年の平均價格を基準とし、戰爭の影響を多分に受けたるものは戦後のコストに相當の利潤を加へたものを標準とする。コストを計算し得ざるものは、その經營資本總額に相當の利潤を加へたるものを標準とすと規定した。(第六條)而してこの規定に違反して思惑投機をなす者に對しては嚴罰を以て臨み、五箇年以内の懲役、若くは不當利益の二倍乃至三倍の罰金を課することゝしたのである。

然しかゝる規定も窮局に於て紙上の空文化したる事は云ふ迄もない。蓋し右に見た如く公定價格の基準が極めて、抽

象的且つ漠然としたものであり、殊に支那に於て原價計算を行つてゐるものは殆んどない。従つて「各地の物價評定委員會が如何に全力を盡しても何等効なく……物價を公定しこれが昂騰抑壓せんとすればするだけ、却つて物價騰貴に拍車を加へていつた。」(註二)

その他、民衆生活と最も密接な關係をもつ食糧、鹽、被服、燃料等の日常生活必需品に關し、國府は各々これら物品の生産、運輸、配給等に嚴格な管理を加へた。(註三)

註一 「非常時期物價及取極權法」(二十八年二月二十日經濟部公布)

- 第一條 各地日用必需品ノ價格評定及ヒ投機ノ取締ニ付キテハ別段ノ規定アルモノ、他ハ凡テ本辦法ノ規定ニヨル
- 第二條 地方主管署ハ該地ノ關係機關、商會、或ハ日用必需品ヲ經營スル同業會ト會同シテ物價評定委員會ヲ設立セシメ日用必需品ノ物價統制事務ヲ處理セシム
- 前項ノ地方主管官署ハ行政院直轄市ニアリテハ社會局トシ縣ニアリテハ市政府、市ニアリテハ市政府トナス
- 第三條 物價評定委員會ノ委員ハ前條ノ機關團體ヨリ派遣シテ地方主管官署ノ派遣員ヲ以テ主任委員トナス商會或ハ同業公會ノ推選シタル委員ハ委員總數ノ半ヲ超過スルヲ得ス
- 第四條 物價評定委員會ノ組織章程及ヒソノ辦事細則ハ地方主管官署カ定メ上級官署ニ報告シタル後總經濟部ニ轉報ス
- 第五條 價格評定ヲナサントスル日用必需品ハ地方主管官署カ該地ノ實情ニ照シテ隨時コレヲ指定地方主管官署カ指定シタル前項日用必需品ハ先ツ上級官署ニ報告ナシ經濟部ニ轉報スヘシ
- 第六條 物價評定委員會日用必需品ノ價格ヲ評定スルニ當リテハ生産者並ニ消費者ノ雙方ヲ顧慮スルヲ原則トス而シテ左ノ各類ヲ以テ物價調整ノ標準トス
 - (一) ソノ生産原價及ヒ運賃、販賣費ニ關シ未タ戰爭ノ影響ヲ受ケサル商品或ハ受クルモ影響ノ微ナルモノハ戰前三年或ハ一年ノ平均價格ヲ標準トナス
 - (二) ソノ生産原價及ヒ運賃販賣費ニ關シ戰爭ノ影響ヲ受ケタル商品ハ戰後ノコストニ相當ノ利調ヲ加ヘタモノヲ標準トナス
 - (三) 生産原價カ計算シ得サル商品ハソノ流動資本總額ニ相當ノ利調ヲ加ヘタルモノヲ標準トナス

前項第二款、第三款ノ利潤ハ物價調整委員會ニ於テコレヲ規定シ地方主管官署コレヲ核定シ上級官署ニ呈上シタ後經濟部ニ轉報スヘシ

第七條 物價評定委員會ハ既ニ指定シタル日用必需品ニ對シ前條ニ規定スル標準ニ依據シテ先ツ査定手續及調整方法ヲ調査シ地方主管官署ニ報告シタル後コレヲ處理ス

第八條 物價評定委員會カ評定シタル日用必需品ノ價格ハ地方主管官署カ公布ス地方主管官署カ不適當ト認メタルトキハ重ネテ調査セシムル事ヲ得

第九條 物價評定委員會ハ地方主管官署ニ呈請シテ當該地ノ日用必需品ヲ生産或ハ販賣スル工場商社ニ命シテ生産原價販賣價格及ヒ在貨數量ヲ隨時報告セシムルコトヲ得

第十條 物價評定委員會ハ市場ノ需供狀態ニツキ隨時日用必需品價格ノ變動原因ニ注意シ必要アルトキハ地方主管官署ニ呈請シテ自ら運銷ヲナスカ或ハソノ他ノ機關ニ委託スルコトヲ得コノ場合ニハ先ツ辦法ヲ定メ上級官署ニ呈請シテ許可ヲ得更ニ經濟部ニ彙報スベシ

第十一條 物價評定委員會ハ工場商社或ハ個人ニシテ大量ノ日用必需品ヲ保有スル者ニ對シ地方主管官署ニ呈請シテ適定價格ニヨリソノ賣出シヲ強制セシムルコトヲ得

第十二條 物價評定委員會ハ毎月ソノ實績及ヒ市場ノ需供狀況ヲ地方主管官署ヲ經テ經濟部ニ轉報スヘシ

註二 張肖梅編「中外經濟年報」一九四〇年版、三三三頁

註三 食糧に關しては「非常時期糧食調節辦法」の規定が存し食鹽に關しては川鹽管理局の「平抑鹽價辦法」がある。尙被服類に關しては農本局カ平價運銷の責を負つており、燃料に關しては行政院、液體燃料管理委員會及經濟部燃料管理所とか共同管理を行つてゐる(前掲「中外經濟年報」)

(三) 以上の如き諸種の對策も何等の效なく、一九三九年九月を契機とする急激なる物價暴騰への突入は遂に「物價停止令」の公布を見るに至つた。即ち、「重慶市物價評定委員會」は生活必需品たる石炭、米、油等に付一九三九年十一月二日の市價を以て最高價格とした。加之一九三九年十二月五日更に根本的物價對策として曩に公布せる「非常

時期農礦工商管理條例」及び「非常時期評定物價及取締役機操縱辦法」の一部を援用し、經濟部令を以て(一)「取締囤積日用必需品辦法」(生活必需品、買溜、賣買取締辦法)(註二)及び(二)「日用必需品平價購銷辦法」(生活必需品の適正價格による賣買に關する辦法)(註三)を公布した。これが詳細内容を後述するとしてその要旨は次の如くである。

(一)の辦法は各都市の商店、工場等に就き經濟部の指定する生活必需品の生産能力、原價、市價、在貨數量等の調査を行ひたる上(第三條)在貨數量を登記せしめ、(第四條)右調査に基いて適正價格を決定し、許可せる一定の保有數量以外の在貨はこれを強制的に賣出さしめ、(第六條)同時に消費者たる人民の生活必需品の保有も三箇月分を越ゆることを得ず(第十條)と定め、夫々罰則を規定した。

(二)の辦法は右も關聯したものであり、政府は、中、中、交、農四行聯合辦事處總處より運營資金(差當り二千萬元)を出資せしめ、國營の「平價購銷處」を設置し、該購銷處は議決せられたる適正價格に基き西南、西北各省の生活必需品(農産品、奥地の工場生産品、手工藝品、土産品、上海、香港製の國産品、又時として輸入品)に付きその仕入、卸賣、小賣等の賣買業務を自らなす他、生産を經營し又は管理する公私機關にも委託取扱はしめ、業務の統括遂行に當つては常に經濟部及び四聯總處と連繫を保つ旨を規定したものである。

これを要するに右兩辦法は買溜め賣惜みを禁止し、適正價格を決定し、併せて配給機構の確立による需給の調整を計らんとしたものはあるが、もともと物價暴騰の基因が通貨と物資との絶對的衝御に存するのであつてみれば、これら一片の法令を以て、抑制し得ない事は自明の理であらう。

註一 取締囤積日用必需品辦法(民國二十八年十二月五日經濟部公布)

第一條 日用必需品の買溜め賣惜みの取締に付きては、別段の規定あるもの、他は均しく本辦法の規定による

第二條 本辦法に所謂日用必需品とは人民の衣食に必要なものに限るその種類は經濟部に於て隨時これを指定す

第三條 經濟部前條により日用必需品を指定したるときは、各重要都市に人を派遣し、又は該地域の主管官署、商會もしくはその他の機關に委託し、在貨數量、原價、運賃、市場の需給状態、最近の價格及び該商品に關係あるその他の商品の市價を調査せしむべし日用必需品を生産する工場に關してはその生産能力、原價、在貨數量及び最近の賣値を調査すべし

第四條 經濟部は前條に據りて調査をなしたる後、非常時期農礦工商管理條例第十五條により、當該地の需給状態に應じて、當該指定物品の適正價格を規定し、商人に勸告して右適正價格による賣出をなさしめ、併せて在貨數量を登記せしむることを得

第五條 經濟部はその指定したる各日用必需品に付、その保有し得べき數量を規定することを得

第六條 前條の保有數量超過して日用必需品を保有せる工場商社が政府の勸告に拘らず、適正價格による在貨の賣出をなさざるときはこれに警告を與へ、一定期限内に超過部分を賣出さしむべし

但し期限内に賣拂ひ得ず若くはその他の事由あるものは期限延長方を申請することを得

第七條 前條の警告期限を超過せるも、命に遵ひて處理することを肯せず、又前條による期限延長の申請をなさざるときは非常時期農礦工商管理條例第十七條の規定により適正價格により政府に於てこれを買上ぐ

前項の買上は經濟部より適當なる機關に委託してこれをなすものとす

第八條 指定せる日用必需品にして調査、登記を経たるものに付きては、右を經營又は生産する工場商店はその保有數量の多寡を問はず、毎月生産若くは購入せる數量、價格、在來の在貨及び販賣せる數量並にその價格を當該同業公會に報告し、同業公會は更に經濟部に彙報すべし。經濟部前項の報告に接したるとき、工場、商店にして所報の在貨數量が規定の數量を超過せるものあらば前二條の規定によりこれを處理す

第九條 一般人民にして指定日用必需品を保有し且つ右を日常の需要に充てざるものはその數量の多寡を問はず規定の適正價格により賣出さしむべし。勸告、警告をなすも尙命に遵はざるときは、本辦法第七條の規定により強制買上を行ひ得るの外、非常時期農礦工商管理條例第三十一條により處罰すべし

第十條 一般人民にして指定の日用必需品を、日常の需要に充つる爲保有し得る數量は、實際需要の三箇月分を超過することを得ず。超過部分には本辦法第六條乃至第九條の規定を適用すべし

第十一條 經濟部未指定の日用必需品にして、當該地の事情に因り、適正價格實施の必要あるときは、當該地評定物價委員會に於て非常時期評定物價及取締役機操縱辦法に據り處理す

第十二條 經濟部が國營平價購銷機構(國營の適正價格による賣買取扱機構)を設けたるときは、該機關をして本辦法規定事項を處理せ

しむることを得

第十三條 左記條件の一に該當するものは、非常時期評定物價及取締投機操縱辦法第十四條の規定に據り處罰す

一、本辦法第三條の調査を拒絶せるもの或は故意に虚偽の調査資料を提供せるもの

二、本辦法第四條規定の價格に違反して日用必需品を賣出せるもの

三、本辦法第八條、第十條による報告をなさざるもの或は虚偽の報告を提供せるもの

四、平價購銷機構が販賣を委託せる商店にして、規定の價格によりて日用必需品を賣出さざるもの及び委託販賣商店に非ずして故意

に同種商品の價格を引上げ利益を圖らんとするもの

第十四條 本辦法は公布の日よりこれを施行す

註一 日用必需品平價購銷辦法(民國二十八年十二月五日經濟部公布)

第一條 凡そ日用必需品の適正價格による賣買に關しては本辦法の規定により處理すべし

第二條 本辦法に所謂日用必需品とは、人民の衣食に必要なものに限る。その種類は經濟部に於て隨時これを指定す

第三條 經濟部は日用必需品の價格を安定し、且つ人民生活の需要に應ずる爲、平價購銷處(適正價格による賣買機關)を設立し西南西

北各省の日用必需品の適正價格による賣買を處理せしむ。その組織章程は別にこれを定む

第四條 平價購銷處運営の資金は中、中、交、農四行聯合辦事處總處以下四聯總處と簡稱)に於て實際の需要に應じ、夫々分期給付し

これが運用に付きては直接四聯總處の審査監督を受く

第五條 平價購銷處が日用必需品の適正價格による賣買を處理するときは左記原則によるべし

一、日用必需品の購入に當つてはその最低價格を維持し、以て生産者の利益を擁護すべし

二、日用必需品の卸賣に當つてはその最高價格を規定し、以て消費者の利益を擁護すべし

三、商人の正當營業を擁護し商人と利を争ふことを得ず

四、卸賣、小賣價格の規定に當りては安定主義を採用の激烈なる變動を避け騰落により不當利得を收むることを得ざるものとす

第六條 平價購銷處は日用必需品賣買業務の遂行上、生産を經營し、若くは管理する公社機關又は國貨推銷機關(國產品販賣機關)に業

務の一部を委託することを得。その委託章程は別にこれを定む

第七條 (略)

第八條 平價購銷處が購入運送を委託し得る日用必需品は、農產品の外奥地工業の生産品、手工藝品、土產品及び香港、上海各地の本

國工場若くは商店の生産品に限る。但し必要あるときは外に爲替給付を許可せられたる輸入商品の購入をも委託することを得。又禁

止中の輸入必需品も申請により特殊とすることあるべし

前項の奥地の工業品、手工藝品及び土產品の購込運送額は、最初の六箇月内は少くともその總額の百分の二十を占むべく、爾後は六

箇月毎に百分の十宛増加することを要し、購入運送總額の百分の五十以上に至るを以て標準とす

第九、十、十一條 (略)

第十二條 日用必需品の卸賣價格は購入運送の原價に利潤加算してこれを定め、經濟部及び四聯總處に申告して査定を経たる後 公告

前項の利潤は平均原價の百分の五を超過することを得ず

第十三條 第一項 (略)

日用必需品の小賣價格は、その利潤が卸賣原價の百分の二十を超過することを得ず。平價購銷處又はその委託を受けたる公私事業機

關は當該地の商會關係同業公會に諮り、小賣價格を議官公告し、且經濟部及び四聯總處に報告すべし

第十四條 (略)

第十五條 平價購銷處が卸賣價格を決定したる後、生産費又は運賃の騰貴により仕入原價が右公定卸賣價格以上に上りたるときは、そ

の損失は既得の利潤勘定より適宜これを補填す。右によるも尙不足あるときは經濟部及び四聯總處に申請し、許可を受けてその卸賣

價格を變更し得べし

第十六條 平價購銷處の得たる利潤が費用と收支相償はず、運営資金に缺損を來すに至るときは、政府より交付を受けてこれを補充す

(完)

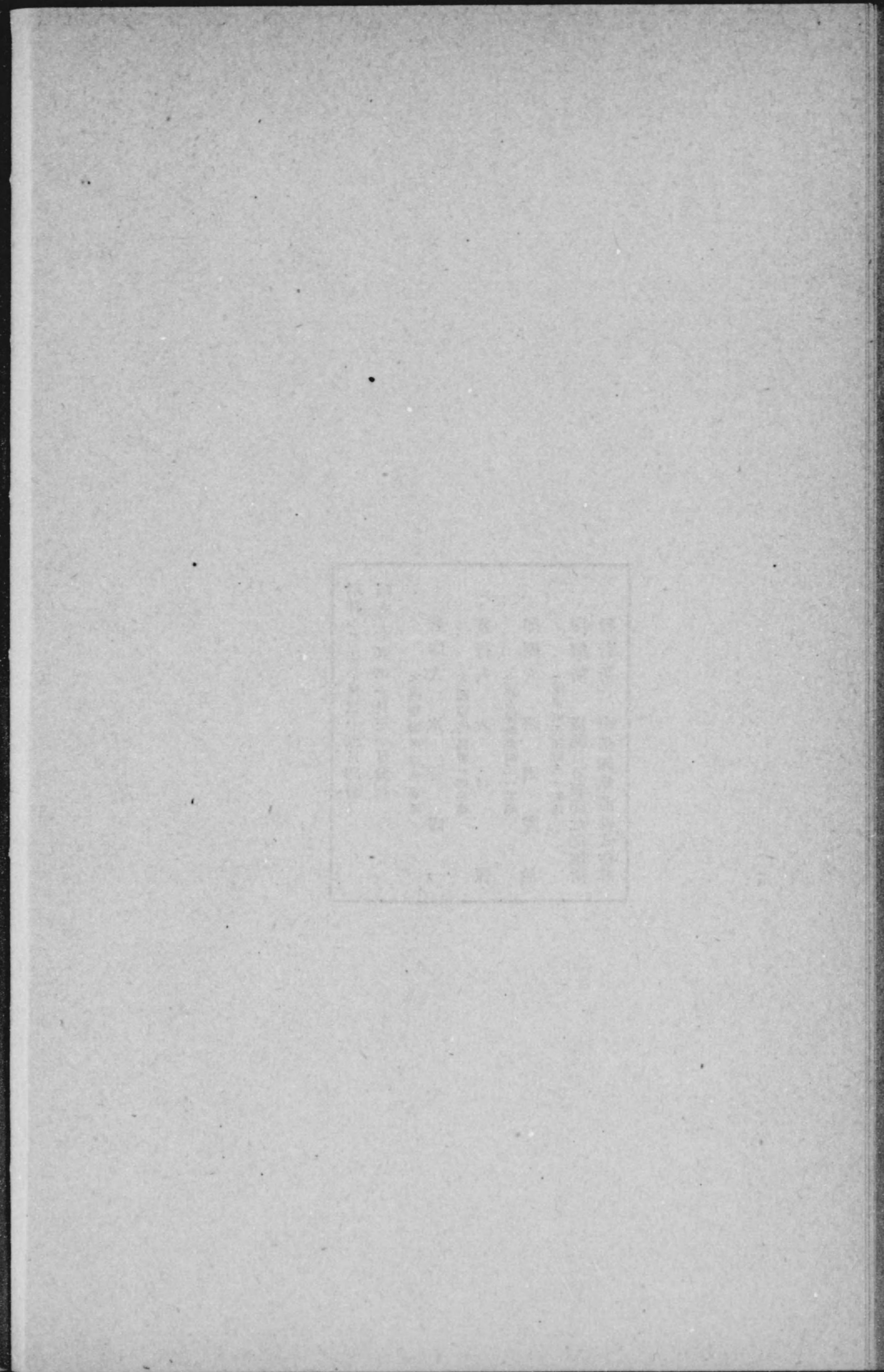
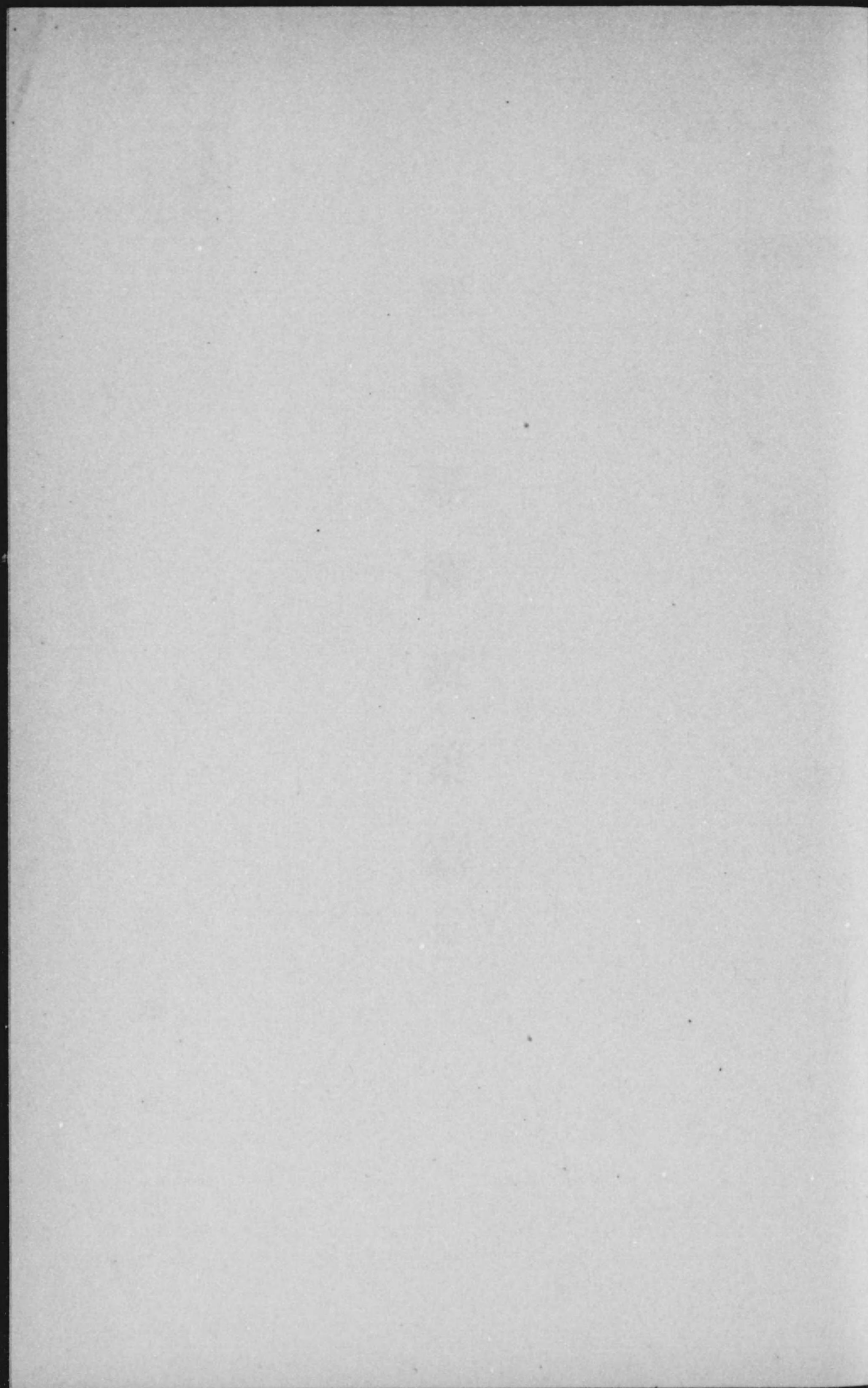
昭和十五年十月二十五日印刷
昭和十五年十月三十日發行

著者 水谷國一
大連市錦町四八番地

發行人 阪口 麓
大連市伏見町一四番地

印刷人 鍋田覺治
大連市東公園町三一番地

印刷所 滿洲日日新聞社印刷所
大連市東公園町三一番地
發行所 南滿洲鐵道株式會社



（第 〇 號）

